

第2期 足立区 子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

夢や希望を信じて
生き抜く人づくり



NICE



GOOD



LOVE



Happy

はじめに

近年、少子化や核家族化、個々のライフスタイルや働き方の多様化等により、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、変化の一途をたどっています。

平成30年度に子育て世代を対象に実施したニーズ調査では、未就学児の母親のフルタイム就労割合は、5年前と比較して13.5ポイント増加し、4割を超えました。また、9割を超える保護者に、子育てをする上で気軽に相談できる人がいる一方で、悩みを相談できない保護者が一定数おられることもわかりました。

また、今般の計画は、「第1期子ども・子育て支援事業計画」を見直し、足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む）の皆様のほか、パブリックコメントを通してより幅広い方々からのご意見も頂戴いたしました。

明らかになったニーズや頂いたご意見を勘案し、新たな視点として「子育て支援の質の向上」と「ライフステージ間のつなぎの強化」を加え、施策を充実いたしました。

今後ともスピード感をもって施策の充実に取り組んでまいります。

令和2年3月

足立区長 近藤 やよい

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	3
2 これまでの足立区の取り組み	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7
6 計画の推進体制	9
第2章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題	11
1 足立区の概況	13
2 子どもや子育て家庭を取り巻く状況	16
3 第1期計画の事業進捗の状況	25
第3章 計画の基本理念、基本目標	29
1 基本理念	31
2 計画の体系	31
3 施策の体系図	36
4 計画の評価・指標について	38

第4章 各施策の取り組み..... 39

施策群1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む	41
施策1－1 子どもの心身の健全な発達の支援	41
施策1－2 就学前からの学びの基礎づくり	45
施策1－3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実	48
施策1－4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援	51
施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	53
施策2－1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実	53
施策2－2 子育てと仕事の両立支援	56
施策2－3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止	60
施策2－4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備	63
施策別指標一覧 施策群1	66
施策別指標一覧 施策群2	74

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策 . 83

1 本章の位置付け	85
2 区域の設定	85
3 「量の見込み」と「確保の方策」の算出	90
4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策	91
5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策	104

第6章 資料編..... 139

1 計画策定の経過	141
2 足立区地域保健福祉推進協議会条例等	142
3 足立区地域保健福祉推進協議会等委員名簿	146
4 新・足立区放課後子ども総合プラン	149



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢社会の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものと懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもたちの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展してきており、学校や学びの在り方なども新たな局面を迎えていま

す。
こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

これまで国は、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図る『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と減少傾向にはあるものの、未だ保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できる状況にはありません。待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、国は『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくことが求められました。

2 これまでの足立区の取り組み

2 これまでの足立区の取り組み

足立区では、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。計画の推進にあたり、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を基本理念とし、「切れ目なく支える」ことを重点目標として、子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、様々な事業を展開してきました。

その一つに、「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」があります。本事業は、すべての妊産婦を対象に、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」を目指し、「気づく」「つなぐ」「支える」「見守る」の視点で、母子保健コーディネーターが、きめ細かく妊産婦の相談・支援にあたっています。

また、平成27年度には4歳から6歳の未通園児も含めて、すべての子どもを対象とする「あだちっ子歯科健診」を開始しました。この取り組みは、足立区歯科医師会、教育・保育施設の協力のもと、子どもの将来にわたる健康の基礎づくりとして力を入れており、全国でも例がない取り組みです。延べの受診者は、事業開始から平成30年度までで62,901人となっています。

さらに、「子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）」は、児童館や商業施設の活用を図ることで、区内実施は64か所（平成31年4月1日現在）に及び、その規模は都内有数で、子育て世帯の居場所として、仲間づくりや子育ての悩みを気軽に相談できる場として機能しています。

待機児童対策では、区全域を13ブロック49メッッシュに分割し、緻密な需要分析に基づくプラン「足立区待機児童解消アクション・プラン」を策定することで保育の適正な量の確保に努めてきました。その結果、令和2年4月の待機児童解消まで「あと1歩」というところまでできています。

様々な子育てニーズに対応するため、「家庭的保育（保育ママ）」にも力を入れ、平成31年4月現在147人の保育ママが活躍中であり、その数は全国1位となっています。給食提供については、給食実施保育ママからの搬入など全国に先駆けた取り組みを行ってきました。

このような実績や成果は、地域の団体、関係機関をはじめ、区民との協働・協創により、一歩ずつ、着実に培われてきました。

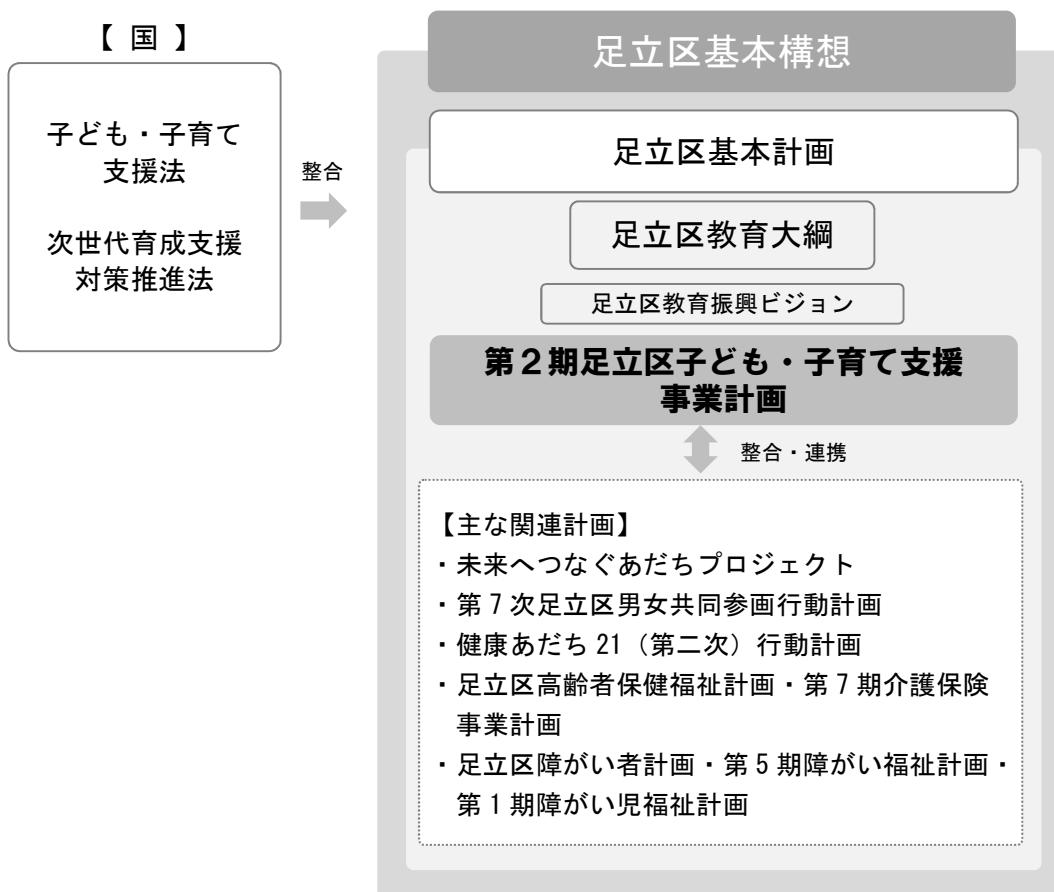
この度、更なる施策の進展を目指し、『第2期足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、各計画とも連携しながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する分野別計画であり、「足立区教育大綱」で掲げられた基本理念「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を共有します。また、同じ分野別計画である「足立区教育振興ビジョン」の下部計画となります。

さらに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援対策を内包する「区市町村行動計画」を兼ねた計画です。



(2) 計画の対象

本計画の対象は、就学前児童（0～6歳）とその保護者を基本としますが、子ども会を中心とした地域活動におけるジュニアリーダーの育成など、青少年の成長支援に関することや、保護者の就労や病気などにより放課後に子どもを保育できない家庭の小学生（1年生から6年生を対象）を保育する学童保育室に関するることは、関連事業として、本計画に規定しています。

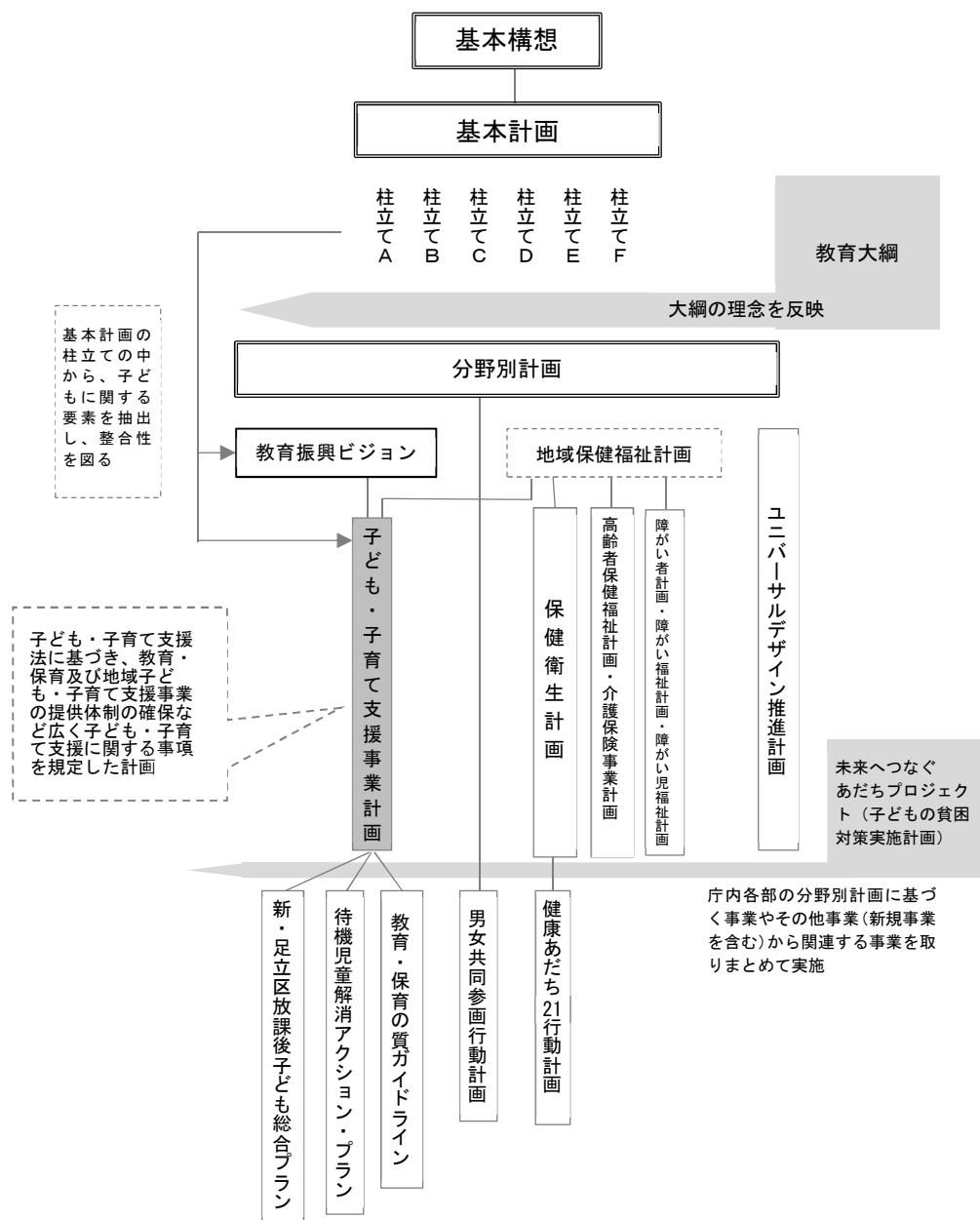
3 計画の位置付け

(3) 「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」との関連性

足立区では、「治安・学力・健康・貧困の連鎖」を4つのボトルネック的課題（＝克服しない限り区内外から正当な評価が得られない根本的課題）と位置付け、取り組みを進めてきました。しかし、これらに共通する根本的原因は「貧困の連鎖」にあると考え、貧困の連鎖を断つため、「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいます。

子ども・子育て支援事業計画で掲げる各施策は、その多くが子どもの貧困対策に関連しているものであることから、未来へつなぐあだちプロジェクトの進捗状況を踏まえながら、子ども・子育て支援施策を総合的かつ実効性をもって推進していきます。

■ 基本計画、貧困対策実施計画等と子ども・子育て支援事業計画との関連図



4 計画の期間

国は、「子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定するものとしていることから、令和2年度から令和6年度までを第2期計画期間と定めます。



※ 年度別の評価を経て、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

5 計画の策定体制

(1) 区民ニーズ調査の実施

足立区では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、本計画の策定の基礎資料となる子育て世帯の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

ア 調査対象

就学前児童（0～5歳児）の保護者から6,750件、小学生児童（1～6年生）の保護者から3,200件、合計9,950件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

イ 調査期間

平成31年1月31日から平成31年2月20日

ウ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	6,750	3,110	46.1%
小学生児童の保護者		3,200	1,485	46.4%

5 計画の策定体制

(2) 足立区子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実状を踏まえた計画とするため、学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される「足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む。以下、「推進協」という。）」を子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」と位置付け、計画内容を協議しました（協議の経過については、第6章資料編参照）。

(3) パブリックコメントの実施

令和元年11月1日から30日まで、パブリックコメントを実施し、計画案に対して幅広いご意見をいただきました。

6 計画の推進体制

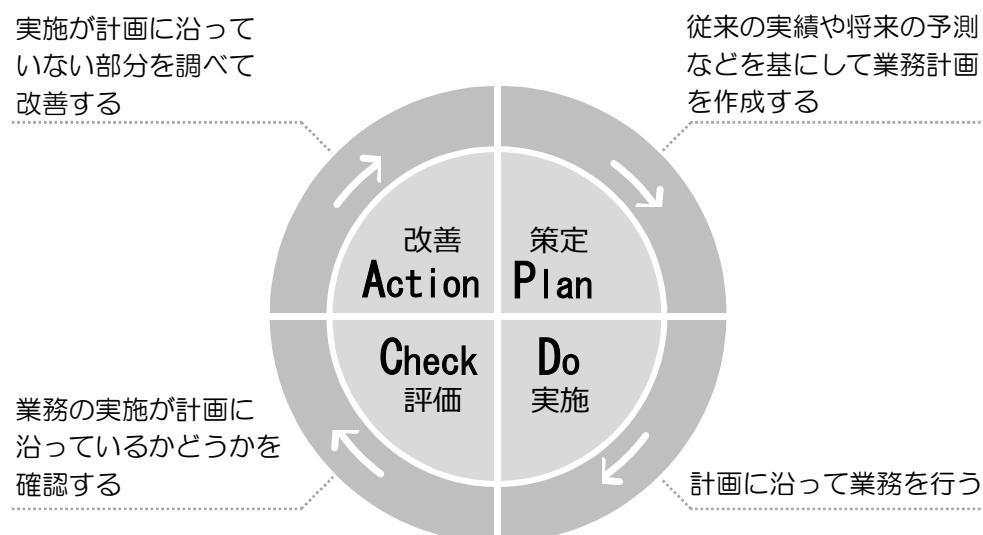
(1) 推進組織

本計画で定めた目標に基づき、計画的に子ども・子育て支援施策を推進していくため、「推進協」にて点検・評価を行っていきます。

(2) 計画の進捗状況の管理

本計画で定めた子ども・子育て支援施策を実効性のあるものとするため、定期的に「推進協」を開催し、PDCAサイクルのもと対象事業の実施状況等について客観的かつ専門的な立場から意見交換、調査・審議を行います。各年度に実施する計画の実施状況の点検・評価については、「推進協」での調査・審議を経た後、区ホームページ等で公表します。

PDCAサイクルのイメージ





第2章

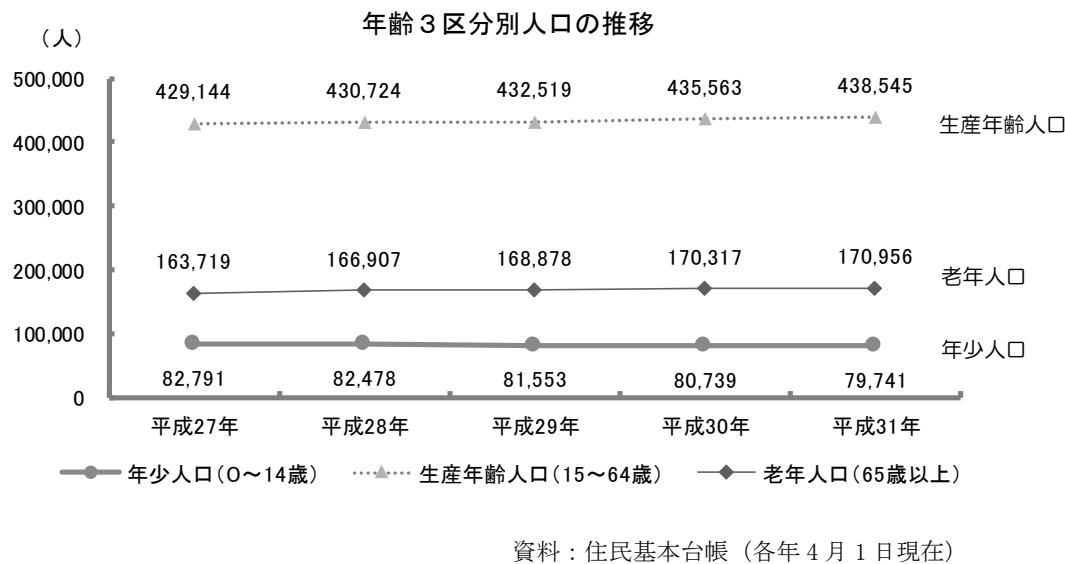
足立区の子ども・子育て家庭を 取り巻く現状と課題

1 足立区の概況

(1) 人口の状況

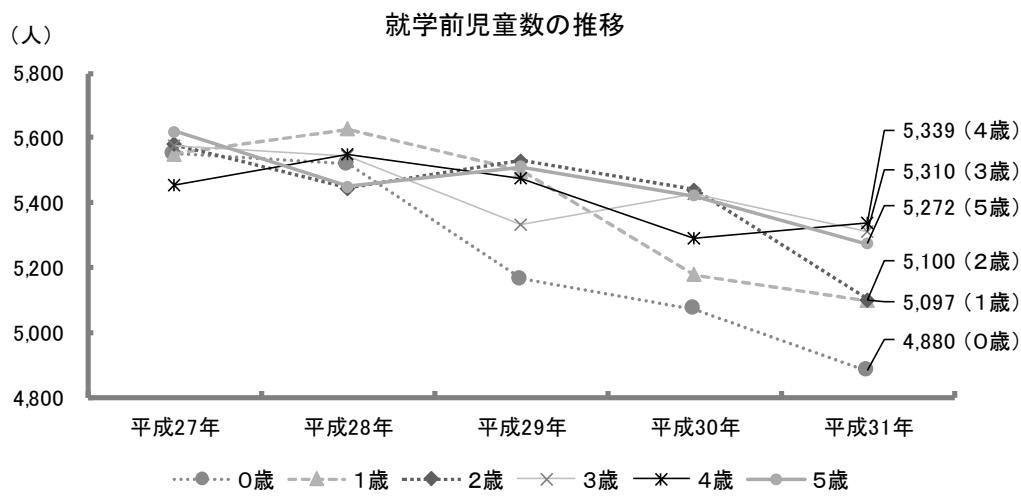
ア 年齢3区分別人口の推移

足立区の総人口は年々増加し、平成31年で689,242人となっています。但し、年齢3区分別人口構成を見ると、年少人口（0～14歳）が減少しているのに対し、老人人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化の進行が見てとれます。



イ 年齢別就学前児童数の推移

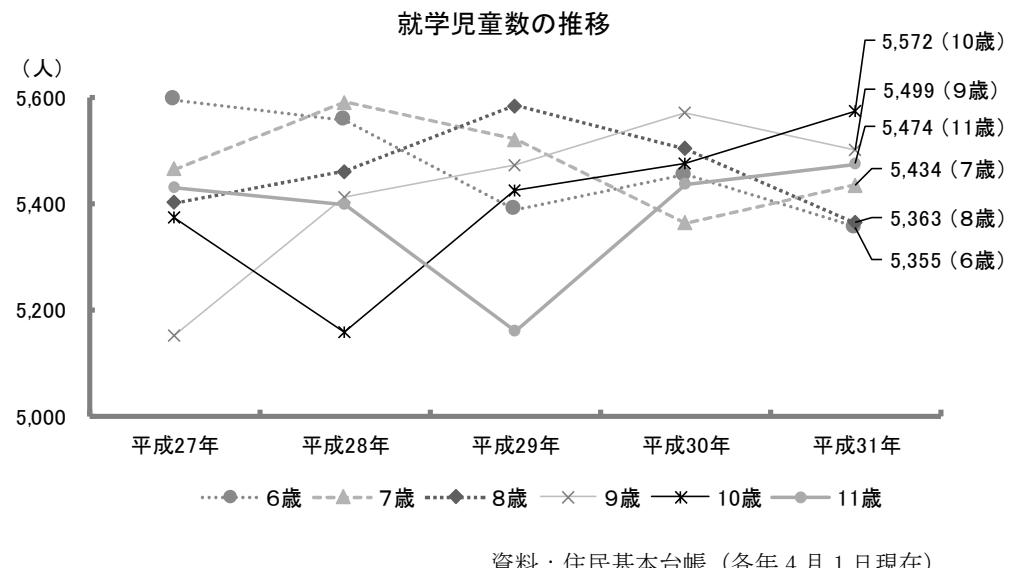
足立区の0歳から5歳の子どもの人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で30,998人となっています。特に、0歳の減少率が高くなっています。



1 足立区の概況

ウ 年齢別就学児童数の推移

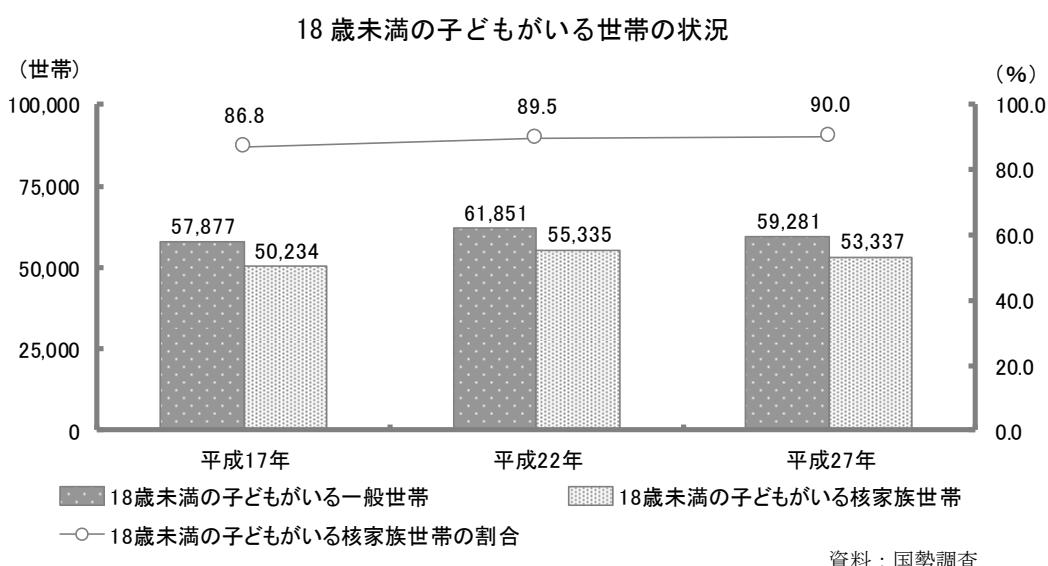
足立区の6歳から11歳の子どもの人口は増減を繰り返しながら推移しており、平成31年4月現在で32,697人となっています。



(2) 世帯の状況

1 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

足立区の18歳未満の子どもがいる一般世帯¹数、核家族世帯²数は増減しており、平成27年でそれぞれ59,281世帯、53,337世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



¹ ア 住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者（ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。）

イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者

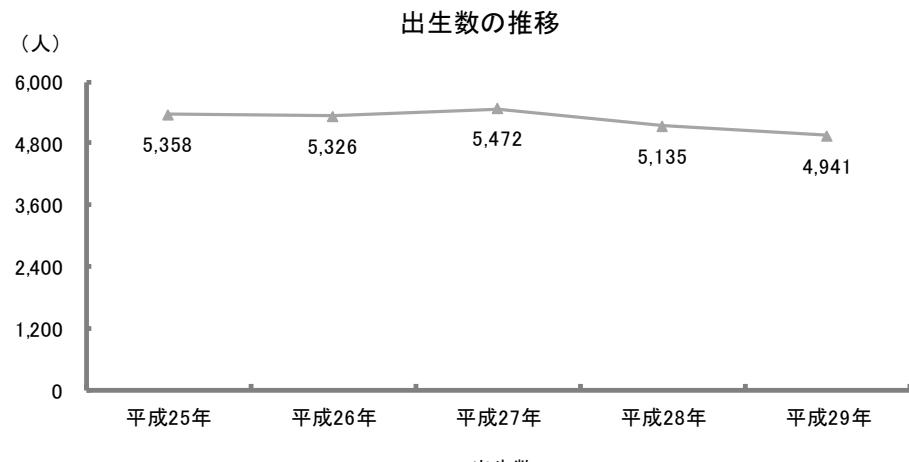
ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

² (1) 夫婦のみの世帯 (2) 夫婦と子どもから成る世帯 (3) 男親と子どもから成る世帯 (4) 女親と子どもから成る世帯

(3) 出生の状況

ア 出生数の推移

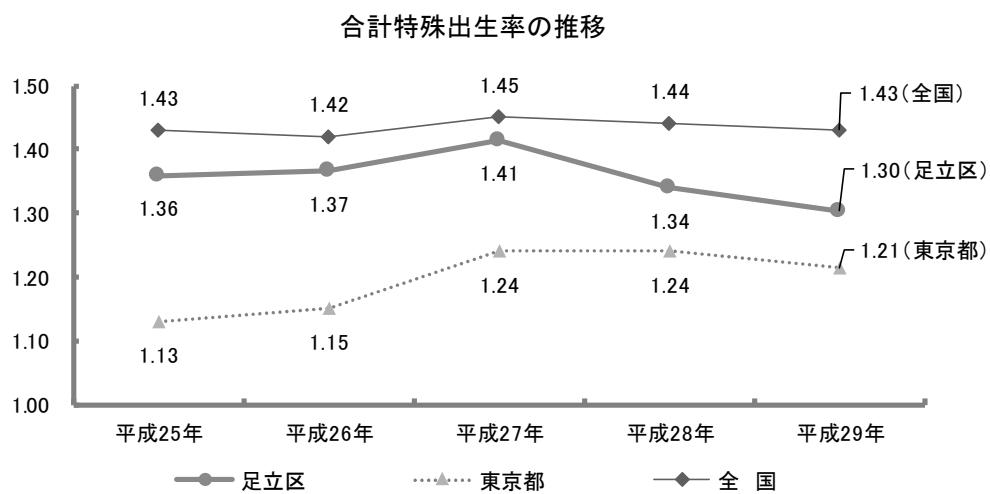
足立区の出生数は、平成29年に4,941人と、過去5年間で約1割減少しています。



資料：東京都福祉保健局 人口動態統計

イ 合計特殊出生率の推移

足立区の「合計特殊出生率³」は増減しながら推移しており、平成29年は1.30となっています。



資料：東京都福祉保健局 人口動態統計（区、都） 厚生労働省人口動態調査（国）

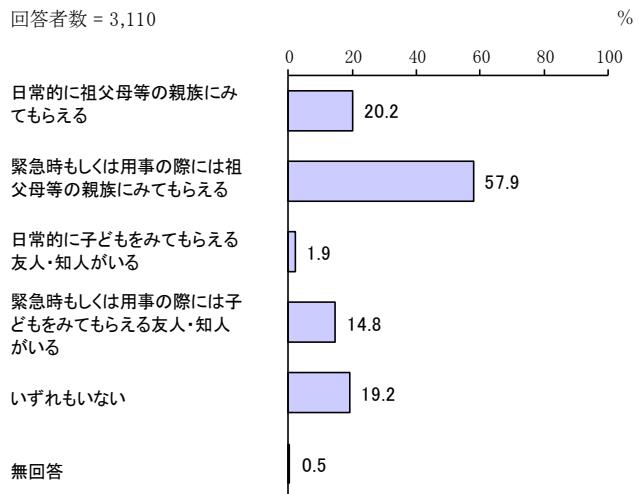
³ 1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計です。

2 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

(1) 子育て環境について

ア 児童を親族や知人に、みてもらえない保護者が2割（就学前児童の保護者）

子どもを、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」という回答が多い一方、「いずれもいない」という回答が19.2%となっており、このような家庭への支援が必要です。

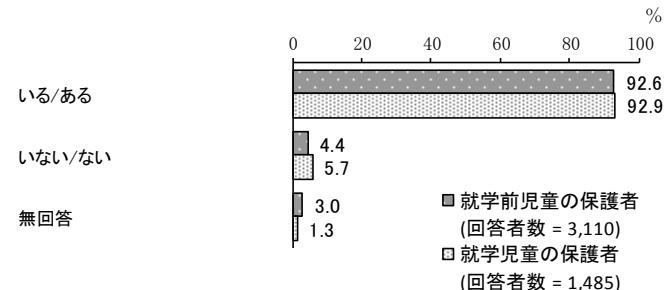


※ 複数回答のため、合計は100%に一致しません。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

イ 悩みを相談できない保護者が一定数みられる

子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無については、就学前児童の保護者、就学児童の保護者とともに、90%以上の保護者が「いる／ある」と回答している一方で、就学前児童の保護者の4.4%、就学児童の保護者の5.7%が「いない／ない」と回答しており、依然として相談できる人・場所がない保護者がいることがわかりました。



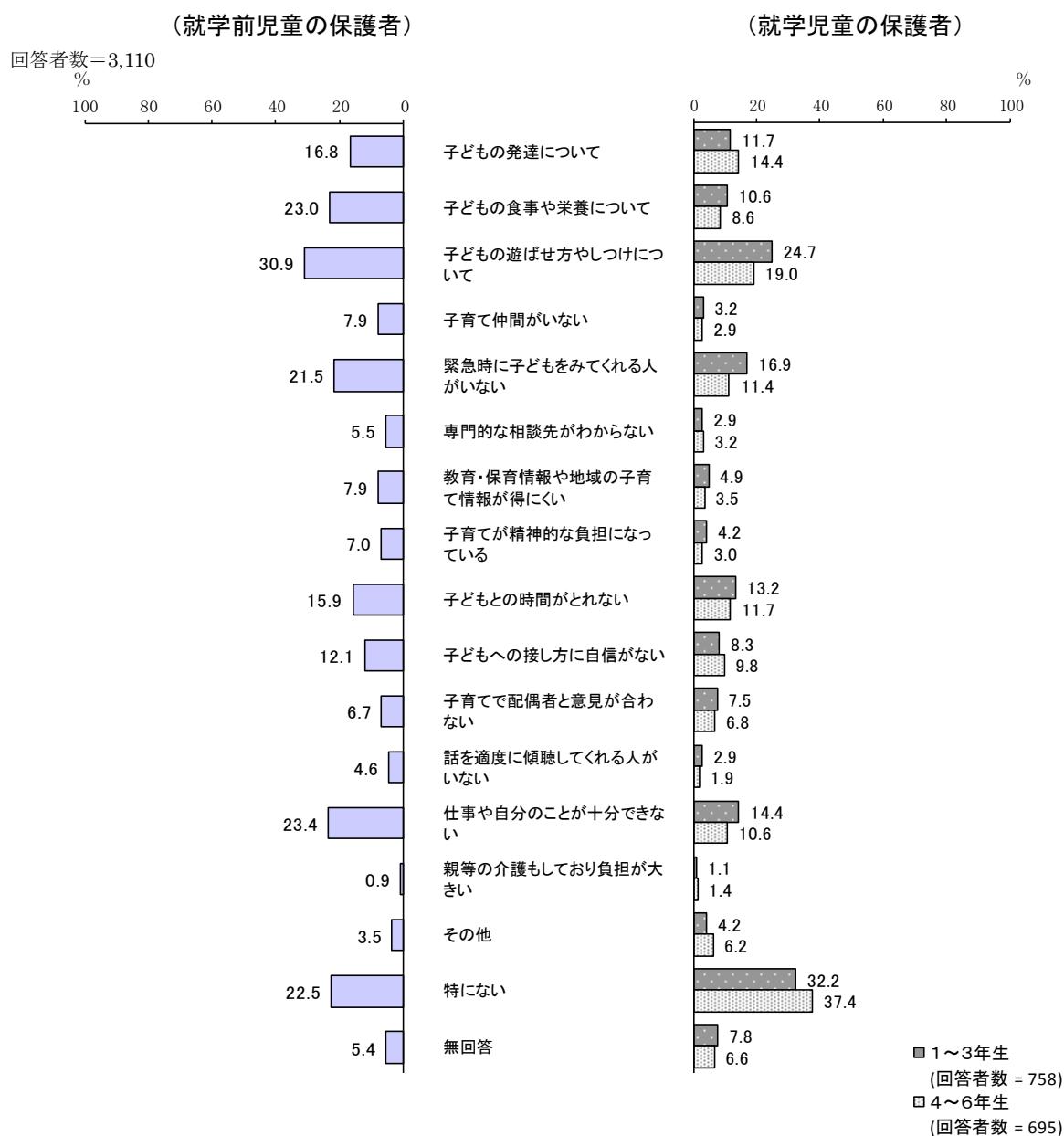
資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

2 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

ウ 子どもの遊ばせ方や、しつけについての悩みが多い

子育てに関する悩みについて、就学前児童の保護者では、「子どもの遊ばせ方やしつけについて」が3割以上と最も高く、次いで「仕事や自分のことが十分できない」「子どもの食事や栄養について」となっています。

就学児童の保護者では、1年～3年生で「特ない」が約3割と最も高く、次いで「子どもの遊ばせ方やしつけについて」「緊急時に子どもをみてくれる人がいない」となっており、4年～6年生で「特ない」が約4割と最も高く、次いで「子どもの遊ばせ方やしつけについて」「子どもの発達について」となっています。



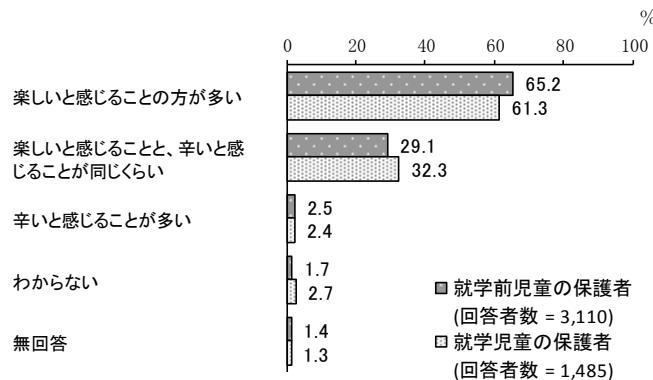
※ 複数回答のため、合計は100%に一致しません。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

2 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

エ 子育てが楽しいと感じる保護者は多いが、一方で辛いと感じる保護者もみられる

子育てについて、「楽しいと感じることの方が多い」割合は約6割と多数を占める一方で、就学前児童の保護者で2.5%、就学児童の保護者で2.4%が「辛いと感じることが多い」と回答しています。



資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

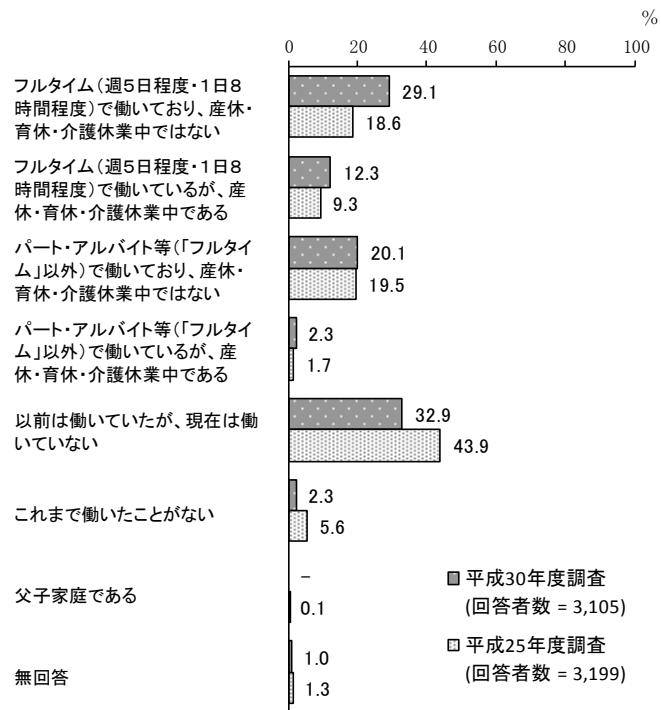
《ニーズ調査から見えてきたポイント》

- 子育てにあたり、身近に協力者がいない保護者の割合は約2割であり、相談できる人・場所がない保護者も依然としてみられます。
- 保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目のない支援を行うことが必要です。
- 相談相手がない保護者や子どもの預け先がない保護者への対策（周知やアウトリーチなど）が必要です。

(2) 保護者の就労状況や保育サービスの利用意向

ア 母親のフルタイム就労が増加（就学前児童の保護者）

母親の就労状況については、平成25年度調査と比較して「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」との回答が多くなっています。

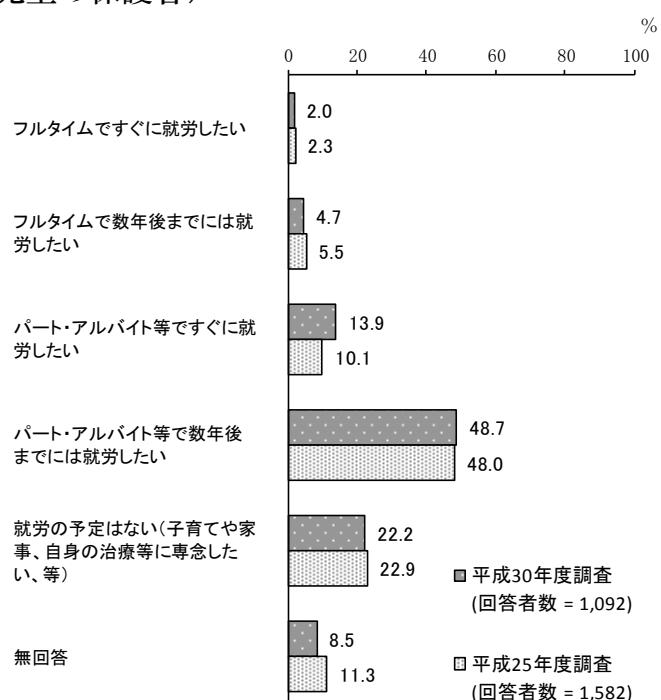


※ 平成30年度調査では回答対象が父子家庭を除いているため、「父子家庭である」は平成25年度調査のみ。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

イ 母親の就労希望が約7割（就学前児童の保護者）

母親は、フルタイムとパート・アルバイト等を合わせて、約7割が今後の就労を希望しています。

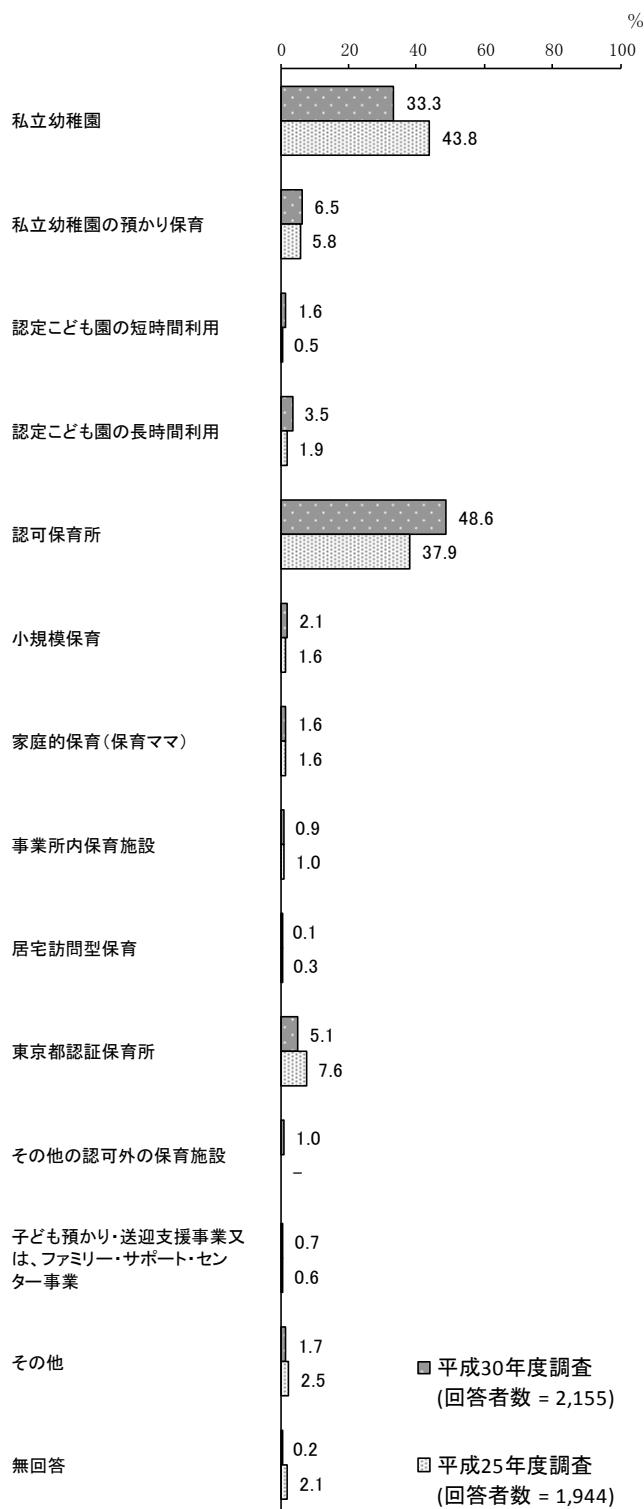


資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

ウ 認可保育所の利用が増加（就学前児童の保護者）

利用している教育・保育事業の内容については、「認可保育所」が約5割と最も高くなっています。次いで「私立幼稚園」が約3割となっています。

平成25年度調査と比べ、「認可保育所」の利用割合が10.7ポイント増加しています。



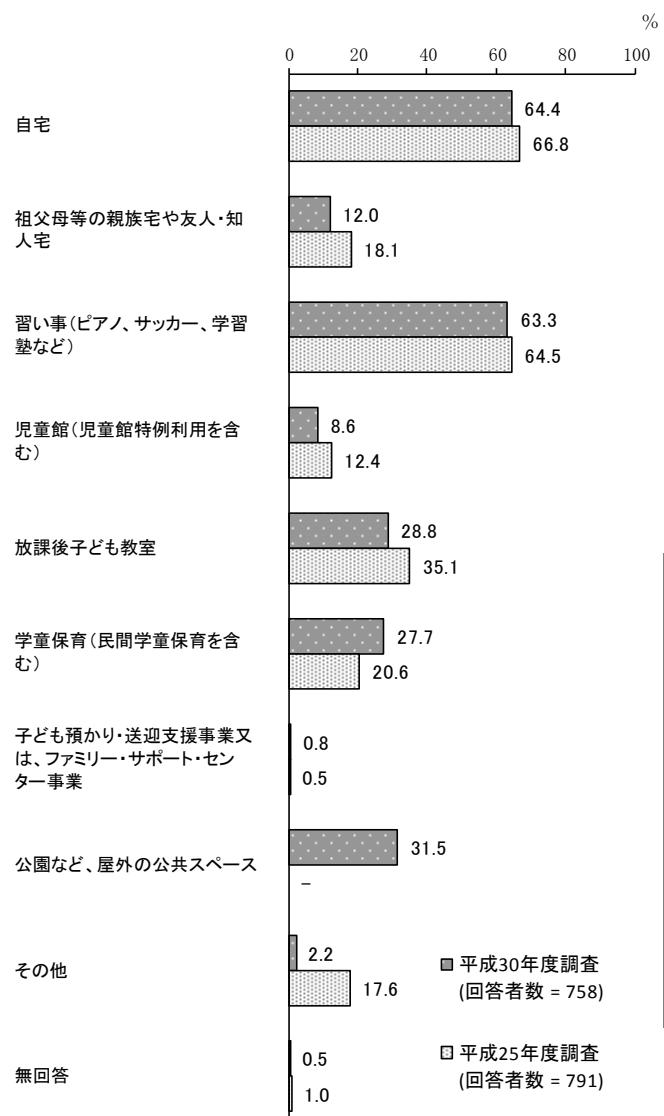
※ 複数回答のため、合計は100%に一致しません。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

2 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

エ 放課後の学童保育利用が増加（就学児童の保護者）

放課後過ごしている場所について、
1年～3年生では「学童保育（民間
学童保育を含む）」の割合が約3割と、
平成25年度調査と比較して7.1 ポ
イント高くなっています。



※ 複数回答のため、合計は100%に一致しません。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

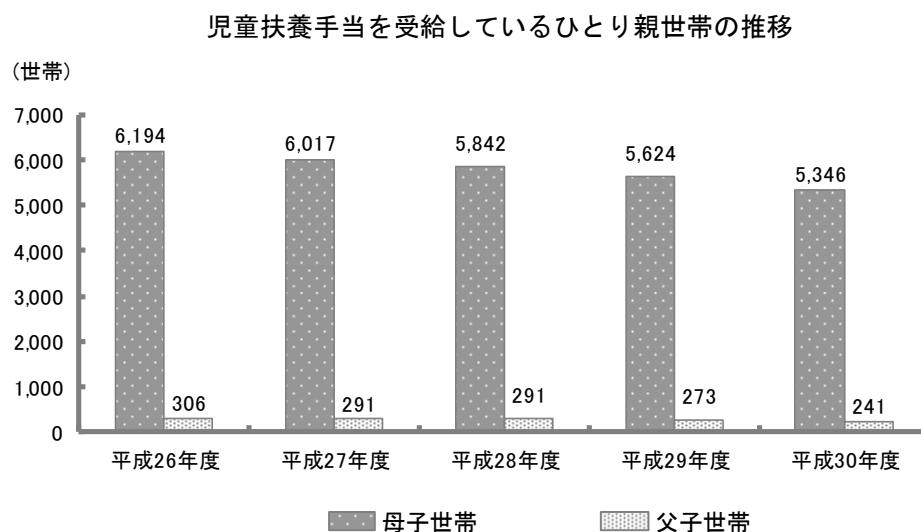
《ニーズ調査から見えてきたポイント》

- 就労している母親の割合は6割を超え、フルタイムで働いている母親も増加傾向にあります。
- 未就労の母親でも約7割が今後の就労を希望しています。
- 就労状況の変化に伴い、保育園の利用が増加しています。
 - ➡保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられ、適切に教育・保育ニーズに対する量の確保を行うことが必要です。
 - ➡就学児童の学童保育の利用が増加しているため、就学期のニーズを的確に捉え、放課後の子どもの居場所をさらに確保していくことが必要となっています。

(3) 困難を抱える家庭の状況

ア 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯は減少傾向

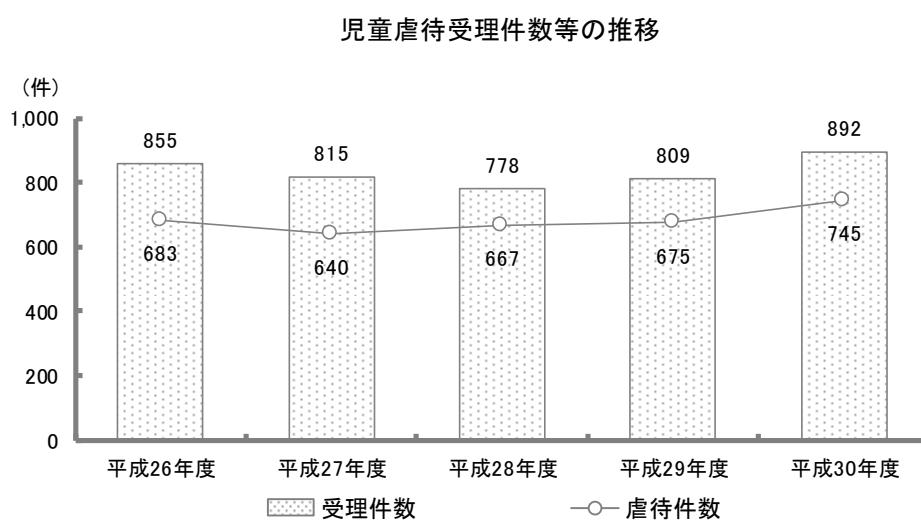
足立区で児童扶養手当を受給している母子世帯は年々減少しており、平成30年度で5,346世帯となっています。また、児童扶養手当を受給している父子世帯も同様に減少傾向にあります。



資料：親子支援課

イ 児童虐待受理事件数、虐待件数ともに増加傾向

こども支援センターげんきにおける児童虐待受理事件数等の推移をみると、平成28年度以降、受理事件数、虐待件数ともに増加傾向が続いている。

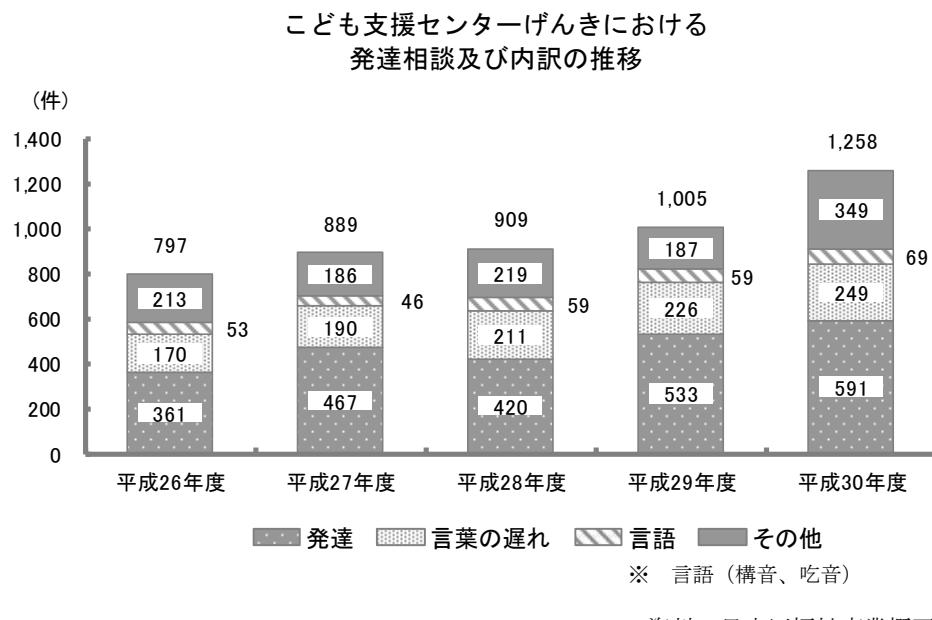


資料：こども支援センターげんき実績報告

2 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

ウ 発達相談の件数は増加傾向

子ども支援センターけんきにおける区内在住の乳幼児から18歳未満までの発達に関する悩みや心配ごと（発達障がいを含む）についての相談は、増加傾向にあります。



《ニーズ調査から見えてきたポイント》

○近年、児童虐待受理事件数の増加がみられます。

→要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活動内容を充実させ、虐待を受けている子どもや支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくことが求められます。

○発達に関する悩みや心配ごとについての相談が増加傾向にあります。

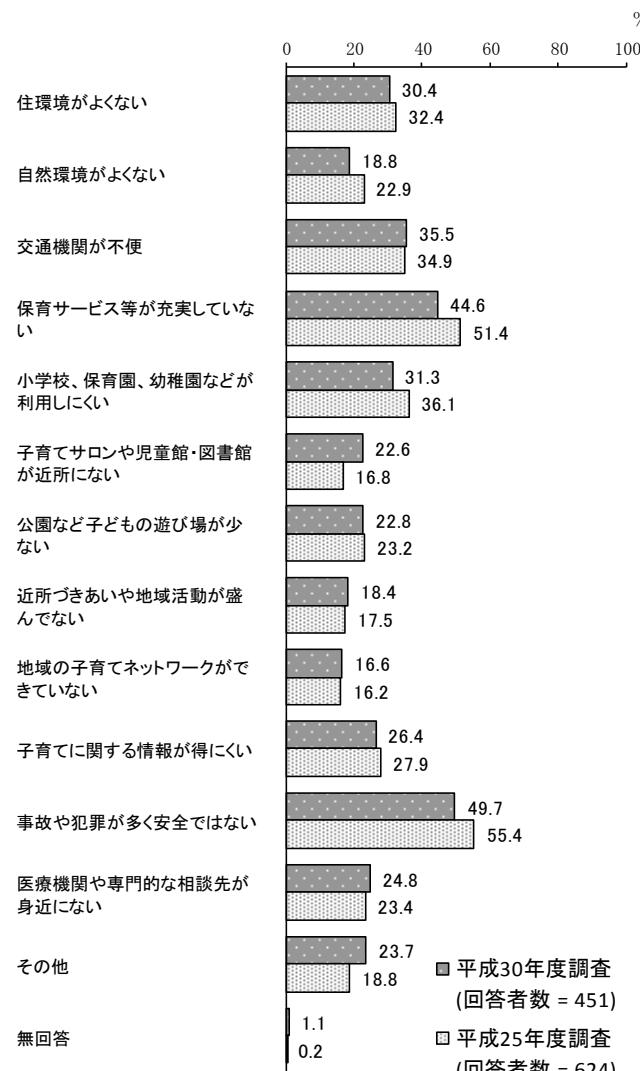
→子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や、発達に遅れや心配のある子どもへの支援の強化が求められます。

(4) 子育てしやすいまちづくり

保育サービス、事故や犯罪などの安全性に関心が高い（就学前児童の保護者）

子育てしやすいまちだと思わない理由について、「事故や犯罪が多く安全ではない」の割合が約5割と最も高くなっています。

平成25年度調査と比べ、「子育てサロンや児童館・図書館が近所にない」の割合が増加しています。一方、「保育サービス等が充実していない」「事故や犯罪が多く安全ではない」の割合は減少しています。



※ 複数回答のため、合計は100%に一致しません。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

《ニーズ調査から見えてきたポイント》

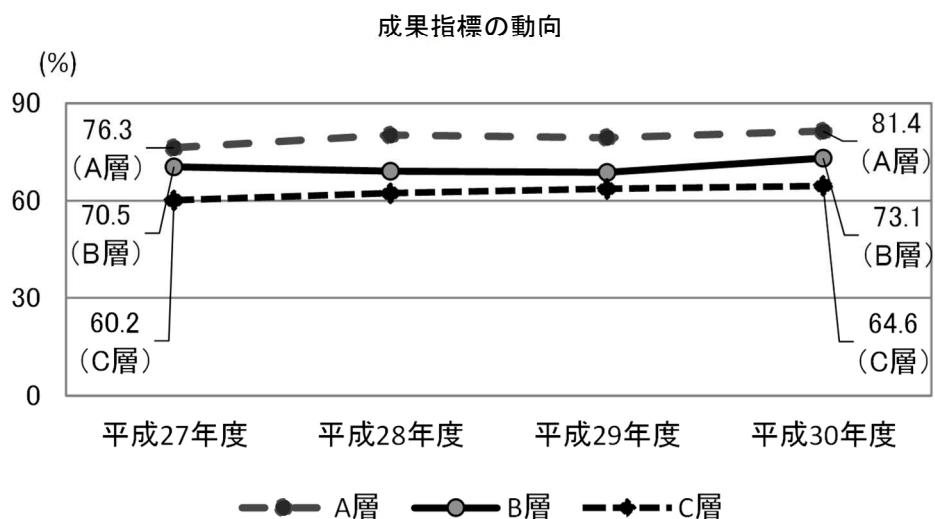
- 「事故や犯罪が多く安全ではない」と思っている保護者の割合は多いものの、前回よりその割合は減少しています。
- 刑法犯認知件数は62年ぶりに5,000件台前半まで減少しており（平成30年）、こうしたことが体感治安の向上につながってきたと思われます。
- 子育てサロンや児童館、図書館が近所にないと思っている保護者の割合は増加しています。
→身近な場所にある各施設の案内・周知の工夫などの対応が求められています。

3 第1期計画の事業進捗の状況

「足立区子ども・子育て支援事業計画」において、各事業の達成状況を測るひとつの目安として設定した計画全体の成果指標の状況は以下の通りです。

(1) 施策群1：家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

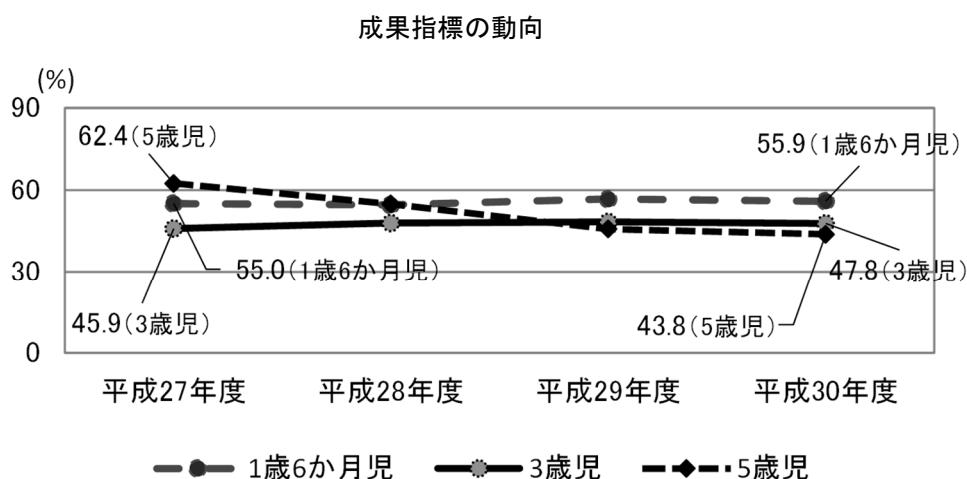
指標名	指標の定義
「自分には良いところがある」と思う子どもの割合	足立区基礎学力定着に関する総合調査。対象は区立小学校2年生 ※ 成績の良い順にA層、B層、C層に分け成績層ごとの回答割合



- 「自分には良いところがある」と思う子どもの割合は、平成27年度以降どの階層でもゆるやかな増加傾向にあります。子どもの支援につながる施策を束ねる本施策群は、自己肯定感を培う時期である乳幼児期から、保護者へのアプローチを図りながら、子どもを中心とした多岐に渡る事業を推進しています。
- 「あだちっ子歯科健診」や「幼保小連携活動による交流活動」の活発化、ギャラクシティでの体験活動など、各事業の達成状況は高く、各事業を推進することで、引き続き子どもの自己肯定感の向上につなげていきます。
- ➡ 今後は、体験や交流活動、生活習慣の確立など、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて各事業を磨き上げ、子育て支援の「質の向上」を目指していくことが重要です。短期間では成果が出にくいため、関係機関が連携し、自己肯定感の向上に資するよう各施策を継続して推進する必要があります。

(2) 施策群2：妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

指標名	指標の定義
「子育てを楽しい」と感じる保護者の割合	1歳6か月児及び3歳児健康診査アンケート及び区立保育園・こども園、私立保育園、私立幼稚園に通園する子どもの保護者(5歳児)が対象 ※ アンケートに「あてはまる」と回答した割合



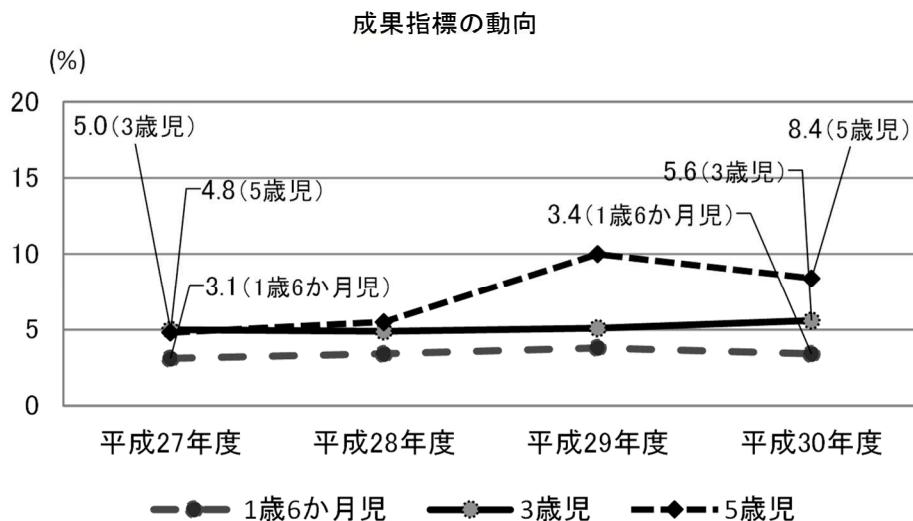
○「子育てを楽しい」と感じる保護者の割合は、5歳児では基準値を下回ったものの、ほぼ横ばいで推移しています。5歳児については、健康診査のアンケートの質問に合わせて、平成29年度よりアンケートの項目を変更したため*、基準値（平成27年度）との単純比較はできないものの、微減となっています。なお、「ややあてはまる」と回答した保護者も合わせると、子育てを楽しいと感じる保護者は9割を超えています。

○1歳6か月児及び3歳児健康診査アンケートにおいても、ほぼ横ばいの傾向が見られます。

→親の支援につながる施策を束ねる本施策群では、子育てについて、地域でも家庭でも、親が孤立することがないよう、各関係機関が連携を図りながら、区が居場所や相談先などを整備するとともに、関連する各事業から情報を提供することで、保護者の安心につなげていくことが重要です。

* アンケートで「子育てを楽しいと感じることが多い」と回答した割合から、健康診査のアンケートに合わせて「あてはまる」と回答した割合とした。

指標名	指標の定義
「子育てを辛い」と感じる保護者の割合 【低減目標】	1歳6か月児及び3歳児健康診査アンケート及び区立保育園・こども園、私立保育園、私立幼稚園に通園する子どもの保護者(5歳児)が対象 ※ アンケートに「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と回答した割合



○育児不安のピークが産後1～2ヶ月と言われるなか「こんにちは赤ちゃん訪問」や「健やか親子相談」「乳幼児健康診査」などの事業を通じて、育児不安の軽減やメンタルフォローを実施しています。1歳6か月児と3歳児においては、基準値（平成27年度）を下回ることはできなかったものの、ほぼ横ばいで推移しています。

○5歳児については、平成29年度よりアンケートの項目を変更したため*、基準値との単純比較はできませんが、平成29年度と比べて平成30年度の5歳児の割合は減少しています。一方、辛いと感じる保護者が1割弱存在しています。

→一定数存在する、子育てを辛いと感じる保護者に対して必要な支援を届けるため、保護者の悩みに気づいていく施策展開が重要です。また、支援が途切れないように、就学前・後施設や就学前施設同士の連携の強化に加えて、次のライフステージに「つなぐ」取り組みが必要です。

* アンケートの項目を「子育てを辛いと感じますか」という質問から、健康診査のアンケートに合わせて「子育ては楽しいと感じますか」に質問を変更し、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と回答した割合とした。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

「足立区子ども・子育て支援事業計画」では、教育大綱で掲げられた『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』を基本理念とします。この基本理念には、迷いや困難に直面してもそれを乗り越え、自ら信じる夢や希望に向かっていけるたくましさを持って生きて欲しいという思いが込められています。

“これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育てあげるか”とりわけ、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期に、身近な大人たちからの深い愛情、様々な出会い、かかわりあいを通じて、子どもたちの自己肯定感を培い、生き抜く力を育みます。

[基本理念]

夢や希望を信じて生き抜く人づくり

(= 足立区教育大綱の基本理念)

2 計画の体系

(1) 体系の構成

本計画で掲げた『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』という目指すべき姿が実現されるには、まず、日々のくらしの主役であり、まちづくりの担い手でもある「ひと」がいて、その人々が営む日々の「くらし」があり、そのくらしが展開される舞台となる「まち」があります。さらに、「ひと」「くらし」「まち」を支える「行財政」が必要となります。

「足立区子ども・子育て支援事業計画」では、この「ひと」「くらし」「まち」「行財政」の4つの視点を踏まえて、区が実施する施策を『1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む』、『2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える』の2つの施策群に分類し、この2つの施策群にそれぞれ4つの施策を体系付けています。

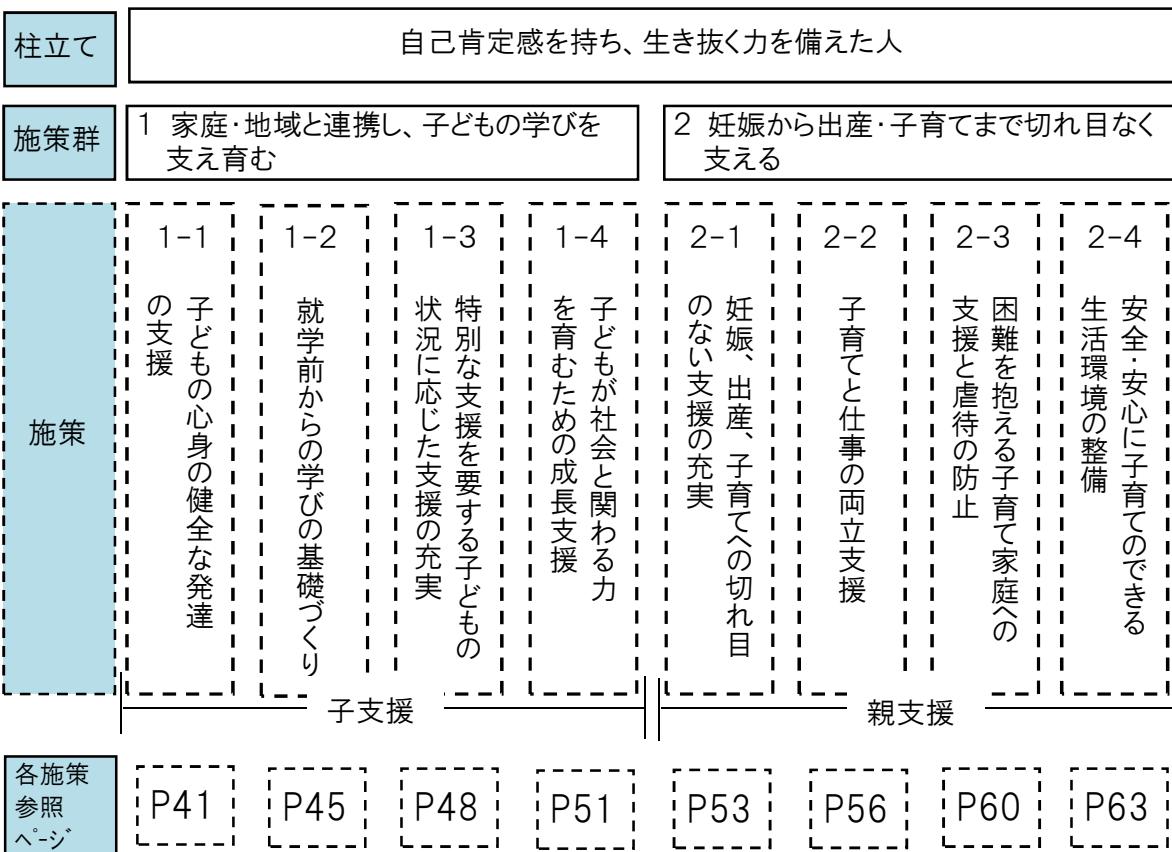
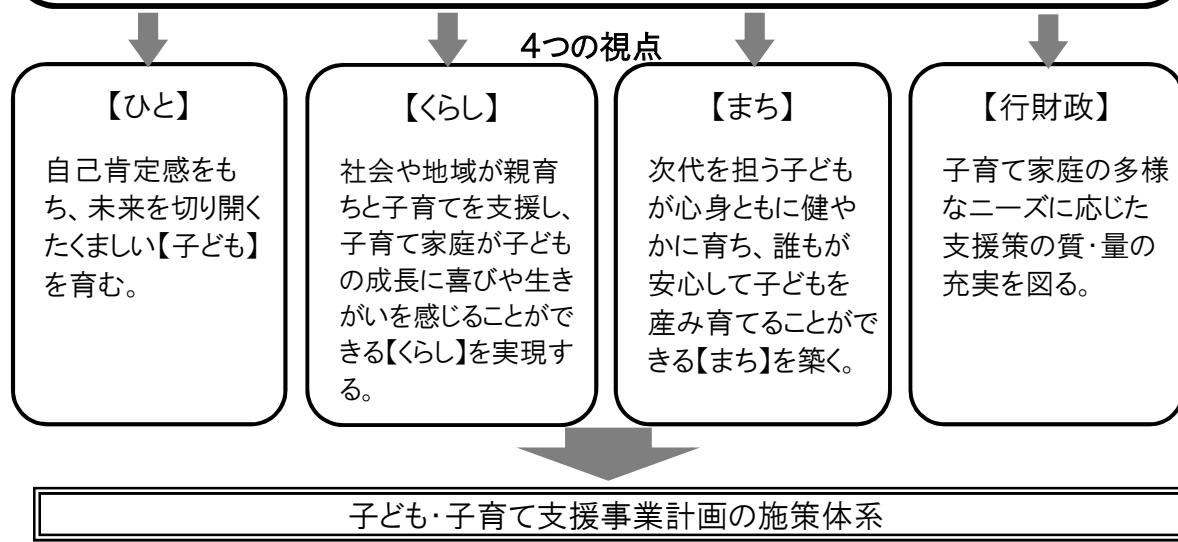
そして、足立区基本計画の柱立ての一つである『自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人』のもと、これら8つの施策に取り組むことで、『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』という基本理念の実現を目指してきました。

施策群評価や事業評価を通じて、引き続き各施策を重点的に進めていく必要があることから、第2期子ども・子育て支援事業計画においても、基本理念、柱立て、施策群、施策を第1期計画より継承し、取り組みを展開していきます。

■ 足立区子ども・子育て支援事業計画の施策体系

基本理念:夢や希望を信じて生き抜く人づくり（＝足立区教育大綱の基本理念）

“これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育てあげるか”とりわけ、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期に、身近な大人たちからの深い愛情、様々な出会い、かかわりあいを通じて、子どもたちの自己肯定感を培い、生き抜く力を育みます。



(2) 施策群

施策群1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む 〈子支援〉

- 次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するため、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくよう支援します。
- 障がいのある児童等、配慮が必要な子どもやその保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実させます。
- 家庭や地域と連携しながら、すべての子どもの健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組みます。

施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える 〈親支援〉

- 安心して子育てをするため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。
- 子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。
- 安心して仕事と子育てを両立するための環境づくりや、子育てしやすい環境づくりを推進し、さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、引き続き、安全安心に子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

(3) 施策展開の横断的な視点

第2期子ども・子育て支援事業計画では、第1期計画の振り返りのため実施した施策群評価（P25から27参照）の結果として、基本理念の実現のために、以下の2点を新たに施策展開の横断的な視点として加えました。

視点1 子育て支援の質の向上

評価結果

- 体験や交流活動、生活習慣の確立など、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて、子育て支援の「質の向上」を目指していくことが重要。

視 点

- 区民が安心して子育てに関するサービスを利用できる環境を整備するため、関連事業を磨き、適切なサービス供給量を確保するとともに、「質の向上」を図る。

視点2 ライフステージ間のつなぎの強化

評価結果

- 支援が途切れないように、就学前・後施設や就学前施設同士の連携の強化に加えて、乳児期から幼児期、幼児期から就学前接続期など、次のライフステージへ「つなぐ」取り組みが必要。

視 点

- ライフステージに沿った関係機関の連携を強化し、子どものライフステージ間のつなぎがスムーズに行われるよう、仕組みづくりを進める。

3 施策の体系図

[柱立て]
(区の基本計画より)

[施策群]

[施策]

自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人

〈子支援〉

- 1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

- 1 子どもの心身の健全な発達の支援

- 2 就学前からの学びの基礎づくり

- 3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実

- 4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援

〈親支援〉

- 2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

- 1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

- 2 子育てと仕事の両立支援

- 3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止

- 4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備

施策展開の
横断的な視点

①子育て支援
の質の向上

②ライフステージ
間のつなぎの強化

[施策の方向性]

食育や歯科健診の取り組み、読書習慣、運動遊びなど、子どもの心と体の基盤となる生活習慣づくりを推進します。

乳幼児期の教育・保育内容の質の向上により、小学校教育へつながる子どもたちの学びの基礎づくりを推進します。

発達障がいなど様々な悩みや課題を抱える子どもたちが、それぞれの特性に応じた支援が受けられるように、支援体制を充実します。

家庭や地域と連携しながら、様々な学び、体験の場を広げ、子どもたちが自らの可能性を見つけ、伸ばしていくけるよう支援します。

- ・子育て支援を充実し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目ない支援を行います。
- ・子育てサービスを適切・円滑に利用できるよう、親子の居場所や交流の場などの情報提供や、悩みの相談環境の充実を図ります。

多様な働き方を背景とした保護者の保育ニーズに応じた教育・保育サービスを確保します。

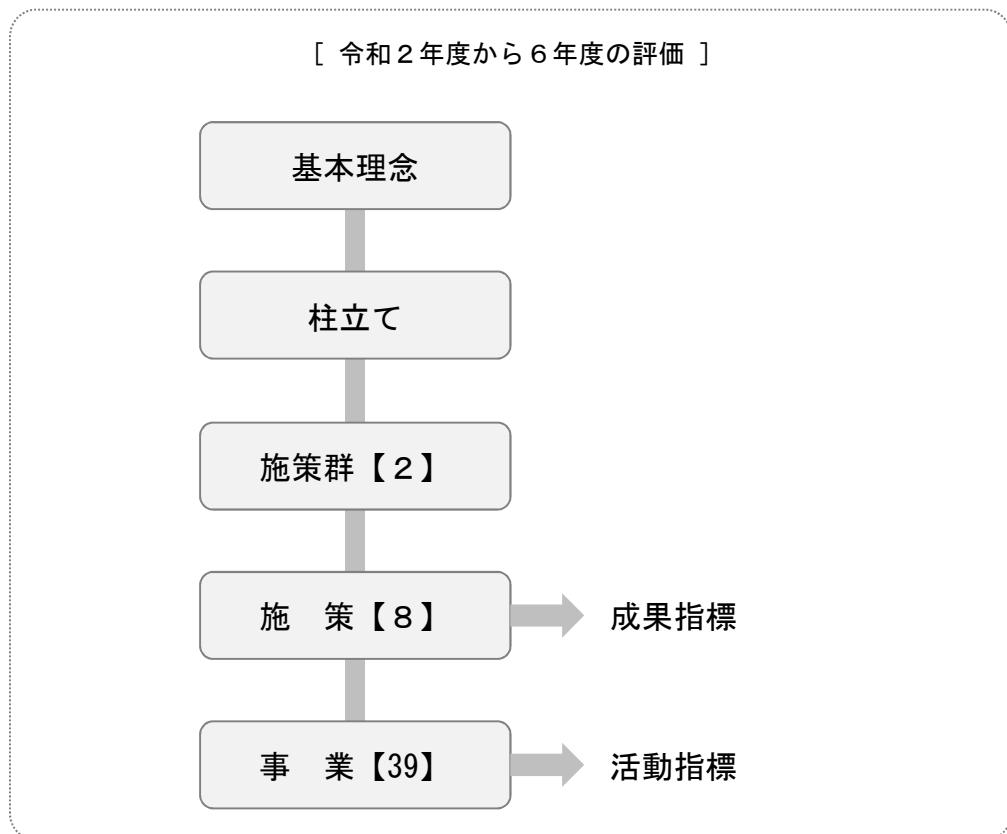
- ・児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等を図るため、地域におけるきめ細やかな体制の充実を進めます。
- ・困難を抱える子育て家庭の悩みや相談に応じ、経済的支援をはじめ、親と子どもに寄り添った様々な支援を行います。

妊娠婦、子育て家庭等、全ての人たちが安全安心に外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していきます。

4 計画の評価・指標について

足立区では、前出の施策体系に基づき、関連する各事業を推進することで、基本理念の実現を目指していきます。また、各事業の達成状況を測るために、前回の計画では、2つの施策群にのみ成果指標を設定していましたが、第2期子ども・子育て支援事業計画においては、各施策群に連なる8つの施策に成果指標を、施策に連なる事業に活動指標をそれぞれ設定することで、施策や事業の進捗を可視化し、スピード感をもって計画の実現にあたっていきます。

施策体系と評価指標の関係図





第4章 各施策の取り組み

施策群 1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策 1－1 子どもの心身の健全な発達の支援

【現状と今後の方向性】

◆生活習慣・食習慣の定着について

〈現状〉

区では、健全な発達の基礎となる、早寝・早起き・朝ごはんの推奨や、野菜を食べる食習慣の定着に向けた取り組み※を進め、その重要性への理解が徐々に深まっています。

※「ひと口目は野菜から」 実施率（平成 30 年度）

区立保育園 100%、私立保育園 77%、

認証保育所 40%

また、区が実施した「平成 29 年度子どもの健康・生活実態調査」からは、野菜から食べると肥満を予防できる可能性も明らかになっています。

〈今後の方向性〉

○子どもの健やかな成長を支えていくためにも、「早寝・早起き・朝ごはん」や「ひと口目は野菜から」など、子どもたちのよい生活習慣・食習慣づくりに向けた啓発の強化が求められます。

➡早寝・早起き・朝ごはんの推進や食育に関する情報を提供し、学習機会の充実を図ることで、子どもたちが、規則正しい生活習慣と野菜を食べる習慣が身につくようにしていきます。また、「食」への意識を高めることで健全な発達を支援していきます。

◆あだちっ子歯科健診について

〈現状〉

区の小学校 1 年生におけるむし歯がある子どもの割合は、年々減少しています。平成 30 年度は特別区で最も多い状況を脱し、22 位 (36.3%) となり、あだちっ子歯科健診による就学前のむし歯状況の改善が成果として表れはじめました。



施策 1－1 子どもの心身の健全な発達の支援

また、前述の「平成 29 年度子どもの健康・生活実態調査」では、野菜摂取頻度が少ない子どもは、むし歯の本数が多いなどの傾向があることがわかっており、むし歯予防の視点からも健康的な食習慣を幼児期から身につける取り組みを進めています。

〈今後の方向性〉

- 未通園児のあだちっ子歯科健診の受診率が低く（平成 30 年度 13.0%）、行政との接点や関わりという視点でも、受診率を上げることが課題となっています。
- 「5 本以上未処置歯をもつ」など、特にフォローが必要な子どもや家庭へアプローチする仕組みを早期に整えることが必要です。
 - ➡未受診者に対するあだちっ子歯科健診の受診勧奨を行い、むし歯の予防、早期の治療に繋げていきます。
 - ➡教育・保育施設職員への研修の開催、歯科衛生士の教育・保育施設への訪問指導など関係機関と課題を共有・連携し、フォローが必要な子どもや家庭への支援を強化していきます。

◆読書活動について

〈現状〉

「はじめてえほん事業」の3歳児健診時の保護者アンケートでは、「お子さんがもっと絵本を読んで」と希望する割合は 86%、配付した絵本は 4 割近い保護者が 50 回以上読み、活用されています。一方で、図書館にほとんど行かない保護者や、子どもの読書の習慣化に保護者の読書冊数が関係のあることを知らない保護者は毎年 5 割以上に及んでいます。

平成 30 年度に実施した「文化・読書・スポーツに関するアンケート調査」での小中学生へのアンケート結果から、就学前の読書習慣や保護者の読書習慣が子どもの読書の習慣に影響があることが明らかになりました。

〈今後の方向性〉

- 今後は、図書館に来ない人・来られない人に対しても、継続して読み語りの楽しさや大切さを伝えていく、きめ細かい取り組みを展開していくことが必要です。
 - ➡商業施設や子育てサロン等に出向く絵本の読み語り事業を充実させ、図書館に来ない人・来られない人も絵本に触れる機会を増やしていきます。
 - ➡乳幼児期からの読書習慣の定着を図るため、保護者自身が読書の楽しさを知り、読書習慣の大切さに気づくための啓発を実施していきます。

◆運動遊びの推進について

〈現状〉

子どもたちが体を動かすことの楽しさや心地よさを体験し、心身ともに健康的に生きるために基盤を培うため、保育所保育指針等を踏まえ、「あだち幼保小接続期カリキュラム」の中に「健康な心と体」を位置付けるとともに、運動遊びに関する研修を年1回開催し、保育者の資質の向上を図っています。

〈今後の方向性〉

○子どもたちが自発的に取り組む様々な遊びを通じて、多様な動きを身につけることができるよう、子どもの発達に合わせた遊びの環境を工夫することなどが必要となっています。

→子どもたちが生活や遊びのなかで楽しく様々な動きを経験し、小学校生活への基盤づくりにつなげるために、保育者間で目指している保育実践の検討・共有に資する、運動遊びに関する研修を充実していきます。

【成果指標】

項目名	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
早寝・早起き・朝ごはんを心がけるようになったと回答した方の割合	—	65%
1日3食、野菜（おかず・汁物など）を食べる幼児の割合	28.7%	45%
「親子で絵本を読む」と回答した方の割合	75.5%	80%

【主な事務事業】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
1	早寝・早起き・朝ごはんの推進	早寝・早起き・朝ごはんカレンダーの取り組み園数 《【】内は対象園（全園）》	141園 【193園】	188園 【201園】
2	食育の推進事業	「ひと口目は野菜から」の取り組み園数 《【】内は対象園（全園）》	106園 【142園】	150園 【201園】
3	保健所での健康教育・食育の推進	3～4か月児健康診査、育児学級、健やか親子相談の実施回数 《【】内は参加者数》	634回 【12,254人】	650回 【11,700人】

施策 1－1 子どもの心身の健全な発達の支援

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
4	あだちっ子歯科健診	歯科健診受診勧奨ハガキの送付者数 《【】内は回数と対象者》	1,296 人 【①750 人】 【②650 人】 【③600 人】	2,000 人
5	図書館のアウトリーチ事業	実施回数	—	60 回
6	あだちはじめてえほん	絵本を受け取った人数（1歳 6か月児） 《【】内は全健診対象者》	3,390 人 【5,228 人】	3,900 人 【4,589 人】
【再掲】	就学前教育の推進 (主施策 1-2-2)			

【再掲】主となる施策以外に関連する施策がある事業（複数の施策に関連する事業）について、関連施策となる事業名に【再掲】と掲載しています。

施策 1－2 就学前からの学びの基礎づくり

【現状と今後の方向性】

◆就学前施設の多様化に伴う教育・保育の質の維持・向上について

〈現状〉

第1期子ども・子育て支援事業計画に基づいて、待機児童解消に向けての施設整備が進んだ結果、新規施設が増加するとともに運営主体の多様化が進みました。

さらには、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育施設の利用機会の拡大が期待されます。こうした中、施設等の適正な運営やアレルギー対応、衛生面の確保、安全の担保などについてきめ細かな支援が必要となってきています。区は、各施設等の課題を速やかに把握し、着実に改善へとつなげるため、指導検査を計画的に実施するとともに、対象・回数を拡充してきました。また、指導検査で把握した施設等の課題について、実地調査⁴で改善を確認しています。

さらに、各施設で取り組むべき「教育・保育」の基本的事項を示した「足立区教育・保育の質ガイドライン」を平成29年3月に策定し、実地調査や職員研修などを通じて、質の高い教育・保育の実践を各施設等に促しています。

〈今後の方向性〉

○今後、指導検査が未実施の私立幼稚園（施設型給付園）を含め、指導検査の実施範囲を拡大していく必要があります。

→指導検査を計画的に実施するとともに、指導検査や実地調査の更なる拡充・強化に向けた体制整備、支援技術の向上により、教育・保育の質を高めていきます。

○ガイドラインを活用した保育を実践している施設の割合を実地調査において確認したところ、平成30年度は48.1%であり、これをさらに高めていくことが課題となっています。

→指導検査や実地調査の際に「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用を教育・保育施設の施設長等に促し、各施設の適正な運営及び保育の質の維持・向上を図ります。

⁴ 日常的な保育状況等を確認しながら、よりよい保育に向けた支援を行うこと。

◆質の高い教育・保育の充実と幼保小連携活動について

〈現状〉

子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育が求められています。保育者の資質能力の向上を図るため、子どもの年齢別担任研修や公開保育による研修などを実施しています。

小学校教員と就学前施設の保育者との交流研修や、子どもたち同士が交流する体験給食や模擬授業体験など、これまでの幼保小連携活動により、平成 31 年度に実施した「小学校第 1 学年に関するアンケート」によると、基本的生活習慣が身についている小学校 1 年生は、約 9 割に達しており、取り組みの成果が表れています。

さらに、区は、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領の改訂・改定を踏まえ、5 歳児クラスと小学校入学後 4、5 月くらいまでの子どもたちの円滑な接続を一層進めるために、平成 30 年 12 月に「あだち幼保小接続期カリキュラム」を策定しました。

〈今後の方向性〉

○幼保小連携ブロック会議において、小学校教員と保育者が子どもの育ちの共通理解をさらに深めるため、「あだち幼保小接続期カリキュラム」を取り入れた連携活動を行っていくことが重要です。

→幼保小連携ブロック会議における「あだち幼保小接続期カリキュラム」の活用を進め、小学校教員と保育者、保育者同士での相互理解の深化や、就学前施設と小学校との職員研修や交流活動の充実、小学校への移行を意識した就学前施設同士での交流や連携の強化を進めています。

→就学前施設において、質の高い教育・保育の提供を図るため、引き続き保育者等の資質能力向上を図る研修の充実と体系化を進めます。

【成果指標】

項目名	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
指導検査で「文書指摘」または「口頭指導」となった項目が、次の実地調査の際に改善されていた保育施設等の割合	100%	100%
基本的生活習慣が身についている小学校 1 年生の割合	90.6%	90%

【主な事務事業】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	教育・保育の質の維持・向上事業	子ども・子育て支援法に基づく指導検査または実地調査を実施した特定教育・保育施設等の割合（単位）% 《【】内は保育施設等の数》	96% 【339】	100% 【368】
2	就学前教育の推進	年齢別研修のうち、集合研修（運動）の参加人数 《【】内は定員数》	— (令和2年度より実施)	350 人 【500 人】
		幼保小連携ブロック会議におけるあだち幼保小接続期カリキュラムの活用割合 《【】内はブロック数》	— (令和元年度より実施)	100% 【13】

施策 1－3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実

【現状と今後の方向性】

◆発達に特別な配慮を必要とする子どもへの早期支援について

〈現状〉

近年、子どもの発達に関する相談が増えています[※]。発達に特別な配慮を必要とする子どもは、早い時期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが大切です。

※こども支援センターげんきにおける発達相談件数

平成 26 年度：797 件 → 平成 30 年度：1,258 件

区で実施している乳幼児経過観察健康診査と療育指導の受診率は増加傾向にはありますが、平成 30 年度の幼児の受診率は微減となっています（1 歳 6 か月児は 85.8% から 85%、3 歳児は 80.3% から 78%）。3 歳児健康診査も含め、発達に課題のある子どもを確実に発見する役割を果たしているため、受診勧奨を行っています。

〈今後の方向性〉

- 受診率の向上を図りながら、引き続き早期発見・早期支援に努めるとともに、早い段階で子どもの発達について保護者の理解を深めることも重要となります。
 - 子どもの発達に関する相談を通じて発達課題に対して親の理解を深める取り組みを継続していきます。
 - 子ども自身が住み慣れた地域で健やかに成長していくため、今後も発達支援児などの子どもの状況に応じた支援を充実します。

◆発達に特別な配慮を必要とする子どもへの支援体制について

〈現状〉

発達支援児及びその家族が住みなれた地域で安心して共に生活できるよう「園生活支援シート（個別支援計画）」⁵を作成し、就学前施設での生活を可視化することで保護者の育児に寄り添い、『一人で育児をがんばらなくて良いのですね』との声も聞かれるものの、それを支える保育所等の職員の発達特性に対する知識の向上には課題が残る状況です。

⁵ 一人ひとりのニーズに対応した丁寧な保育を進めていくため、子どもの現在の姿と保護者の意向を踏まえて具体的な支援目標を計画するシート。

〈今後の方向性〉

○発達支援児への理解と知識の浸透を図るため、就学前施設の職員を対象とした発達障がい研修を実施し、平成30年度は延べ619人が参加しましたが、知識の習得度調査では50%に満たない状況でした。知識の定着を図っていく研修体系の検討が課題となっています。

➡キャリアアップ研修等を通じて職員の発達障がいに対する知識の向上・定着を図っていきます。

○就学前の支援内容をライフステージに沿って、就学後へ「つなぐ」手法の確立が求められています。

➡身近な地域で適切な支援を行い、発達支援児を関係機関で支えていけるよう、保健センターや保育園など関係機関が連携を図り、切れ目のない相談・支援を進めます。

◆外国につながる幼児⁶への支援・配慮について

〈現状〉

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚などの幼児の増加が見込まれます（区内保育施設等に在園の外国籍児童の割合約6%（令和元年9月現在））。

〈今後の方向性〉

○幼児が教育・保育施設や子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、支援や配慮が必要になってきています。

➡外国につながる幼児、その保護者が安心して様々な子育てサービスを利用できるよう、関連所管が連携して多言語に対応した案内冊子や、タブレット端末の活用をはじめとした支援を進めています。

【成果指標】

項目名	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
相談児童数のうち、関係機関と連携できた割合	90%	98%
発達支援児の行動上の課題が軽減した割合	89%	95%

⁶ 外国にルーツを持つ子ども。

施策 1－3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実

【 主な事務事業 】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	発達支援児の早期発見・早期支援の取り組み	3歳児健康診査実施回数 《【 】内は受診者数》	125回 【5,232人】	125回 【4,460人】
2	乳幼児経過観察健康診査・乳幼児療育指導	乳幼児経過観察健康診査実施回数 《【 】内は受診者数》	77回 【766人】	80回 【800人】
3	発達支援児の総合的な支援	相談児童数	4,095人	4,300人
4	従事職員のスキルアップ研修	実施回数 《【 】内は延べ参加者数》	9講座 【619人】	10講座 【900人】

施策 1－4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援

【現状と今後の方向性】

◆多様な体験活動の機会と場の提供について

〈現状〉

子どもたちの成長の糧となる多様な体験活動を提供するギャラクシティは、平成 25 年のリニューアルから毎年来館者数を伸ばしていましたが、平成 30 年度は減少に転じました。

(平成 29 年度：1,632,971 人 ➔ 平成 30 年度：1,518,626 人)

また、放課後子ども教室においては、全学年実施校が平成 27 年度の 57 校から令和元年度には 68 校に増加し、対象学年が拡大して、参加児童数も増えるとともに、様々な学びや体験の場が広がり、活動内容が充実しています。

〈今後の方向性〉

○子どもたちが多様な体験ができるよう、常に好奇心をかき立てる事業・イベントを企画・実施することが求められます。

○ギャラクシティでは、事業の企画段階から地域住民や団体の更なる参画を促していくことが必要です。

➡科学ものづくり体験や講義体験の実施等、大学などの外部機関とも連携することで、子どもたちが将来の方向性を見つけるきっかけをつくれる体験活動を充実させていきます。

➡ギャラクシティを運営する指定管理者が地元企業やボランティアと協働し企画・実施する職業体験事業や、学校や家庭では体験できない様々な事業を通じて、たくましく生き抜く力を育み、社会と関わりを持ち、自らの可能性を見つけ、伸ばしていく支援をします。

➡ギャラクシティにさらに多くの子どもたちの来館を目指します。

➡放課後子ども教室が、より多くの児童の放課後の居場所となるよう、全校での全学年実施を実現していきます。

◆地域における担い手となる子どもの育成について

〈現状〉

ジュニアリーダーの動機づけとなる研修会への参加者は、平成 30 年度 560 人から平成 31 年度 603 人に増加しました。参加者が子ども会のリーダーとして活動するジュニアリーダークラブへ移行する割合※や実績も増加傾向にあり、ジュニアリーダーの育成が進んでいます。

※平成 27 年度：24% ➔ 平成 30 年度：66%

施策 1－4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援

〈今後の方向性〉

○今後は、育成したジュニアリーダーの継続的な活躍の場の提供が課題となっていきます。

○スキルアップには実践を重ねることが有効であるため、より多くの体験機会が必要となっていきます。

→子ども自身が地域の担い手になるよう、ギャラクシティのイベントや、子ども会など地域行事での活躍の場が広がるようにしていきます。

→学校・関係団体と調整し、子どもたちが学業やクラブ活動を両立しやすい環境づくりを進めています。

【成果指標】

項目名	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
アンケートで「新しいことを知ったり、チャレンジしたい」と思った子どもの割合	—	90%
あだち放課後子ども教室利用者満足度	99%	99%

【主な事務事業】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	体験活動（大学連携事業）の推進	大学連携によるプログラムの提供回数 《【】内は参加した子どもの延べ人数》	25 回 【14,578 人】	33 回 【15,200 人】
2	ギャラクシティでの多様な体験活動の提供	イベント・ワークショップ実施回数 《①【】内は、上記のうち地元企業やボランティアとの協働による企画数》 《②【】内は延べ総参加者数》	2,768 回 【①308 回】 【②147,748 人】	3,000 回 【①360 回】 【②160,000 人】
3	あだち放課後子ども教室	学校・実行委員会との話し合いの回数	233 回	240 回
4	ジュニアリーダーの育成	子ども会のリーダーを育成する研修会の開催回数 《【】内は延べ参加者数》	63 回 【560 人】	69 回 【650 人】

施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策 2－1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

【現状と今後の方向性】

◆妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援について

〈現状〉

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている保護者が存在しています。「足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果において、子育てについて相談できる人・場所がない保護者が平成30年度は4.4%（就学前児童の保護者）※となっています。

※平成25年度の調査 就学前児童の保護者 5.3%

足立区では、「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」を通じて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。各種健康診査、妊産婦・赤ちゃん訪問などを通じて、安心して妊娠、出産、子育てができるよう健診の受診勧奨やきめ細やかに妊産婦への指導や相談・助言を行っています。

〈今後の方向性〉

○子どもの健やかな成長を支援し育児不安を軽減するため、切れ目のない支援の充実が必要です。

- ➡育児の不安や悩みの相談、親同士の仲間づくり、子育ての情報入手等の、妊娠、出産、子育てに関する各種事業を充実・強化していきます。
- ➡各種健康診査や訪問指導を通じて、子どもの健やかな成長を支援します。
- ➡子育てにおいて、地域でも家庭でも、親が孤立することがないよう、各関係機関が連携を図りながら、区が保有する居場所や相談先などを整備するとともに、情報を提供し、保護者の安心につなげていきます。

◆子育てに関して身近で相談できる体制について

〈現状〉

子育てサロンの利用年齢は0歳が最も多く、次いで1歳、2歳と続きます。また、0歳においては半数近く、0歳～3歳は4人に1人が、今後子育てサロンを利用したい、利用を増やしたいという意向を持っています。3歳以上になると、教育・保育施設の利用希望が高くなり、サロンの利用者は減少していきます。

施策 2－1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

〈今後の方向性〉

- 乳幼児期の0歳～3歳において、不安感や孤立感を感じることなく、安心して子育てできる環境を整えていくため、今後も子育てサロンの充実が必要です。
- ➡子育てサロンが特に0歳～3歳児の親にとって、安心して楽しく子育てができる一助となるよう、親子で遊びを楽しむことのできる居場所づくりや同世代の子どもを持つ親たちの相談にのりながら、仲間づくりを支援します。
- ➡子育てサロンでは、土日開設拡大のサロンを令和6年度までに9か所に増やす（平成30年度は5か所）とともに、商業施設等内の子育てサロン、単独型子育てサロン、児童館子育てサロンの各機能に応じて（役割別に）整備し、利用者のニーズに合わせたきめ細かい対応を行っていきます。

◆保育サービスの円滑な利用支援について

〈現状〉

幼稚園や保育施設の案内や預け先の相談に対応する保育コンシェルジュは、各家庭の状況や希望などを聞きながら、その家庭に適した保育施設や子育てサービスを案内し、的確な施設を円滑に利用できるように支援しています。平成30年度の利用者数は延べ3,471人と事業開始当初と比較して549人増加し、利用満足度も97%と、ともに順調に推移しており、的確な利用者支援を実現しています。

〈今後の方向性〉

- 子育ての切れ目のない支援の充実を図るためにには、幼稚園や保育施設の預け先の相談に加え、相談者が抱えるその他の悩みについても、解決できるよう適切に専門窓口へつなぐことが重要です。
- ➡保育施設等の利用支援だけでなく、家庭で保育をしている保護者が利用できる一時預かりなど、各家庭の状況にあった子育てサービスについても、適切かつ円滑に利用できるよう、きめ細やかな相談・ニーズに応じた関係機関へのつなぎなど、保育コンシェルジュ機能の充実を図ります。

【成果指標】

項目名	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
子育ては楽しいと感じる割合	71.6%	75%
保育コンシェルジュへの相談が役に立った方の割合	—	97%

【主な事務事業】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
1	妊婦健康診査	妊婦健康診査受診回数	60,825回	61,800回
2	ファミリー学級	ファミリー学級学級数 《【】内は参加者数（実人数）》	102回 【2,185人】	110回 【2,700人】
3	妊産婦家庭訪問事業	妊娠期から生後3か月までの 支援対象者への訪問件数 《【】内は対象訪問件数（特に支 援が必要な妊産婦×訪問4回）》	1,736件 【1,844件】	1,800件 【1,800件】
4	こんにちは赤ちゃん訪 問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業 訪問件数 《【】内は希望件数》	4,377件 【4,389件】	3,900件 【3,900件】
5	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査実施回数 《【】内は受診者数》	408回 【15,069人】	410回 【13,120人】
6	産前・産後家事支援事 業	年間延べ訪問件数	430件	500件
7	子育てサロン	イベント回数 《【】内、①は参加者総数、 ②は①の内、男性参加者数》	2,581回 【①45,987人】 【②240人】	2,700回 【①53,860人】 【②430人】
8	保育コンシェルジュ	保育コンシェルジュ相談 延べ人数	3,471人	3,991人

施策 2－2 子育てと仕事の両立支援

【現状と今後の方向性】

◆待機児童対策と多様化する保育ニーズへの的確な対応について

〈現状〉

平成 30 年度の「足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果をみると、未就学児の母親のフルタイムでの就労割合が前回調査（平成 25 年度）から 13.5 ポイント増加しています。また、パートタイムを含む就労者は全体の 6 割を超える、就労していない母親についても約 7 割が今後就労を希望しています。

こうした就労状況の変化を背景に年々増加する保育ニーズに対応するため、第 1 期子ども・子育て支援事業計画では「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づき新規施設整備などを進めました。これにより、平成 27 年～30 年度の 4 年間で保育定員数を 2,744 人分拡大しました。同時に、多様な保育サービスの拡充・利用促進などの結果、平成 31 年 4 月 1 日の待機児童数は 123 人と、平成 29 年度の約 3 分の 1 まで低減しており、令和 2 年 4 月までに待機児童をほぼ解消できる見込みとなっています。

〈今後の方向性〉

○今後は、令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化や、2020 年 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020 年東京大会」という。）後の経済状況による保育ニーズの変動を的確に把握し、継続的に受け皿を確保する必要があります。

→引き続き、地域ごとの保育ニーズを詳細に分析し、保育定員の拡大や幼稚園の預かり保育の推進などにより、多様なニーズに対応した受け皿を確保します。合わせて、保育コンシェルジュの相談などの利用者支援により、これらの受け皿の利用を促進することで、保育所の待機児ゼロの実現と継続を目指します。

○保育の担い手不足が慢性化する見込みの中、安定した保育の提供を支えるため、保育の担い手の確保・定着に努めていく必要があります。

→キャリアアップ補助金や永年勤続褒賞、東京都の貸付制度などの活用により、引き続き保育士の確保・定着及び保育の質の維持・向上を図ります。

◆学童保育の量の確保について

〈現状〉

共働き世帯の増加や大型マンション建設に伴う人口増等により、学童保育に対するニーズも高まっています。「足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、放課後過ごしている場所について、1年～3年生では学童保育が前回調査から7.1ポイント増加しています。

これまでの学童保育室の増設や定員の弾力化等の取り組みにより、前述の「ニーズ調査」に基づく「量の見込み」を概ね確保することができました。しかしながら、待機児童が多く発生している区域がある一方で、定員割れの区域が見られるなど、需要と供給にアンバランスが生じており、待機児童解消には至っていません。

〈今後の方向性〉

○地区ごとのニーズを見極めながら、必要とされる地区に学童保育室を整備し、放課後等の安全、安心な居場所をさらに確保していくことが必要です。

→学童保育室の整備にあたっては、区全体を33地区に分け、地区ごとにニーズを把握するなど、より詳細に分析をしていきます。

◆ワーク・ライフ・バランスについて

〈現状〉

ワーク・ライフ・バランスの推進に関しては、男性向けのセミナーや子育て世帯向けのイベントが定着[※]しているものの、実生活における仕事と仕事以外の生活の調和の実践には至っていません（男女共同参画に関する区民及び区内大学生意識調査の、「仕事と仕事以外の生活の調和が取れているとする区民の割合」平成28年度：17.3% → 平成30年度：17.0%）。

※平成27年度：9回/261人参加 → 平成30年度：15回/309人参加

〈今後の方向性〉

○ワーク・ライフ・バランス認定制度は、労働条件審査が認定のハードルとなっていたことを踏まえ[※]、区内企業の大部分を占める、中小企業にとっても取り組みやすい制度へ見直しを行いましたので、積極的に新制度を周知していく必要があります。

※認定企業数 平成27年度：49社 → 平成30年度：57社

→中小企業が、ワーク・ライフ・バランスにさらに積極的に取り組めるよう、区内関係団体を通じて多方面に幅広く働きかけや周知を行い、参加企業のすそ野を広げます。

施策 2－2 子育てと仕事の両立支援

○ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、啓発を継続し、個々の意識を高めていくとともに、企業も含めた足立区全体の意識の底上げを図っていくことが必要です。

➡夫婦間や地域、企業において子育てについての理解を深め、ワーク・ライフ・バランスの着実な普及・啓発に努めていきます。

◆父親の育児について

〈現状〉

女性の社会進出が進む中、男性の育児休業の取得の向上が求められていますが、平成 30 年度雇用均等基本調査によると、育児休業の取得率は、女性の 82.2% に対し、男性は 6.16% にとどまっています。

また区が実施している子育てサロンの利用者は、平日は女性がまだまだ多いものの、サロンの土日開設の効果もあり、男性の利用も増加傾向となっています（単独型の子育てサロンの男性利用者：平成 27 年度：12,534 人 ➡ 平成 30 年度：19,100 人）。

〈今後の方向性〉

○妊娠や出産による母親の身体や生活スタイルの変化などにより、母親の 10～15% に「産後うつ」が起こるとされています。その予防としても、妊娠中からの父親の意識改革は大変重要であるため、妊娠、出産、子育て期を通じて、父親の育児参加をサポートする体制づくりが必要です。

➡妊娠、出産、子育てについて学ぶファミリー学級や子育てサロンでの講座、ブログによる情報提供など、様々な場面で父親の育児への支援を充実させていきます。

【成果指標】

項目名	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
保育需要に対する待機児童率 【低減目標】	0.89%	0%
学童保育室の待機児童率 【低減目標】	5.1%	0%
「男女が対等な立場で意思表示や活動をすることができ、また責任を分かち合っている」と感じている区民の割合	31%	50%

【主な事務事業】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	保育施設等の整備	保育施設整備数 ※「足立区待機児童解消アクション・プラン（令和元年8月改定版）」に基づく令和2年度の整備予定期数	1 件※	5 件
2	保育士確保・定着対策	就職相談会の実施回数 《〔 〕内は参加者数》	8 回 【307 人】	8 回 【370 人】
3	学童保育室の運営	学童保育室受入可能数増数	127 人	430 人
4	ワーク・ライフ・バランス (WLB) の推進	WLB を推進するため区内企業へ働きかけした件数	1,600 件	1,600 件
		男性向け講座・イベントの実施回数 《〔 〕内は参加者数》	11 回 【309 人】	11 回 【500 人】
【再掲】	ファミリー学級 (主施策 2-1-2)			
【再掲】	子育てサロン (主施策 2-1-7)			
【再掲】	メール配信事業 「新米ママパパの子育てブログ」 (主施策 2-3-2)			
【再掲】	保育コンシェルジュ (主施策 2-1-8)			

【再掲】主となる施策以外に関連する施策がある事業（複数の施策に関連する事業）について、関連施策となる事業名に【再掲】と掲載しています。

施策 2－3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止

【 現状と今後の方向性 】

◆ひとり親家庭の自立支援について

〈現状〉

○歳～18歳の人口と離婚件数の減少に伴い、ひとり親家庭等の手当・医療費助成を受給する世帯は減少[※]しているものの、ひとり親家庭の「相対的貧困率⁷」は50.8%と高く、生活に困窮している状況にあります。

※児童扶養手当 平成27年度受給世帯 6,836世帯

平成30年度受給世帯 6,088世帯

〈今後の方向性〉

○区はひとり親家庭への手当や医療費助成による経済的な安定を図ると同時に、職業的自立も促していく必要があります。

○正規雇用の就職に有利になるような国家資格等の取得支援に加え、資格取得中の育児支援サービス利用料助成を開始するなど、就労支援の強化を図っています。

○社会との繋がりが乏しい世帯は支援や情報が届きにくく、潜在化しやすいという課題があります。

→児童扶養手当受給世帯の中でも、収入がなく就労もしていない世帯[※]は周囲との接点が少なく、支援の必要性が高い世帯と考えられます。こうした世帯に対して重点的に支援策の情報提供や交流イベントへの参加を促して自立に向けた意欲を高め、資格取得支援等による職業的自立にも繋がるよう取り組んでいきます。

※平成30年度においては425世帯が該当

◆児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応について

〈現状〉

近年、区に寄せられる児童虐待相談は800件を超えてなお増加傾向がみられます。年齢では6割以上が未就学児であり、虐待の種別ではネグレクトが4割を超えています。全国的にも身体的虐待によって死亡に至るような重篤な事例も発生しています。

⁷ 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合です。数値は、厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査より。

〈今後の方向性〉

- 児童虐待については、発生予防、次に早期発見、相談があったあとの早期対応が課題です。
 - ➡発生予防に向けた啓発活動とともに、子育ての早い段階からの養育状況の把握、育児不安の早期解消や養育支援を行います。
- 児童虐待対応においては、各種情報から虐待リスクを読み取る、子どもや養育者との支援関係の構築と継続、関係機関との協働や連携を図る、などの専門人材の育成が課題です。
 - ➡児童家庭相談にあたる専門相談員の人材育成とともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）により、各機関が持つ役割と専門性を活かした児童及び保護者への支援を強化していきます。

施策 2－3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止

【 成果指標 】

項目名	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
児童虐待解決率	73%	80%
高等職業訓練促進給付金受給後の正規雇用者数	14 人	25 人

【 主な事務事業 】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	きかせて子育て訪問事業	支援回数 《【 】内は利用者数》	97 回 【28 人】	102 回 【30 人】
2	メール配信事業 「新米ママパパの子育てブログ」	配信記事数 《【 】は登録者数》	90 本 【9,506 人】	90 本 【15,000 人】
3	児童扶養手当	児童扶養手当認定件数	871 件	820 件
4	ひとり親家庭応援メールの配信	メール配信の情報件数 《【 】は登録世帯数》	194 件 【1,451 世帯】	300 件 【3,500 世帯】
5	就労のための資格取得支援	ひとり親家庭向け就労支援事業を活用した人数	165 人	300 人
6	(区民向け) 児童虐待予防講座の実施	講座の開催回数 《【 】内は参加者数》	11 回 【127 人】	13 回 【164 人】
7	児童虐待対応	児童虐待受理件数	892 件	1,345 件

施策2－4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備

【現状と今後の方向性】

◆ユニバーサルデザインについて

〈現状〉

子どもや子育て家庭が安心して気軽に外出するためには、道路、公園、公共交通機関、公共建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化が求められます。

こうした中、歩道のフラット化やだれでもトイレの設置など、ユニバーサルデザインに配慮した各施設の整備が行われ、子育て中の方を含めだれもが安全かつ安心して生活できるユニバーサルデザインによるまちづくりが着実に進んでいます。

〈今後の方向性〉

- 安心して子育てのできる生活環境を整備していくため、区民や事業者等とも協創し、今後もユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していくことが必要です。

- ➡既存施設の改築や改修の時期に合わせた対応だけではなく、新設の道路や建物へのユニバーサルデザインに配慮した整備を進めることで、だれもが安全かつ安心して生活できるまちにしていきます。

◆パークイノベーションの取り組みについて

〈現状〉

安全・安心して遊べる公園を提供していくため、点検に基づく補修や老朽化した公園の改修を進めています。改修を実施した公園では、利用者が約3割増加し、『改修前より良い公園になった』と回答した人が約9割となっています。

〈今後の方向性〉

- 安心して子育てができる生活環境には、安全に楽しく外遊びができる公園の存在は不可欠です。

- ➡公園施設の定期的な点検に基づく補修等を着実に実施し、安全・安心して遊べる公園を提供していきます。

- 改修を行った公園では利用者が増加するなどの成果を得られていますが、評価指標である世論調査の「よく行く、行きたい公園がある区民（子育て世代）」の割合は横ばいとなっています。

- ➡公園の改修等パークイノベーションの取り組みが一部のモデル地域に留まっているため、取り組みを区全体に広げ、魅力ある地域の公園整備を進めるとともに、広く周知を図っていきます。

施策 2－4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備

◆子育てに活用できる情報提供と普及について

〈現状〉

妊娠・出産から主に就学前までの子育てに関する支援・制度、子育て関連施設、公園等子どもとのお出かけ先案内、医療機関の情報、災害への備えなど、子育てに関する情報を網羅したあだち子育てガイドブックを毎年発行（22,000部）しています。

〈今後の方向性〉

○母子健康手帳と一緒に渡しているため、妊娠中の方は持っていますが、妊娠中の方以外の方への最新版の周知がいきわたっていません。保護者が安心して子育てができるにつながるよう、ガイドブックを常に見直し、情報を充実させ、手にしてもらう機会を増やしていくことが課題です。

►あだち子育てガイドブックの配布場所を増やしていくことと合わせて、最新情報を掲載した電子ブック版の普及も推進していくことで、妊娠期から育児の期間、そばに置いて子育てに活用できる環境をつくります。

【成果指標】

項目名	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
ユニバーサルデザイン推進計画の個別事業の評価点の平均値 【子ども子育てに関する事業】	4.1 点	4.2 点
よく行く、または行きたい公園がある区民の割合	44.3%	50%

【主な事務事業】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	ユニバーサルデザイン (バリアフリー) の 推進	ユニバーサルデザイン推進計画 の個別事業の評価点	4.0 点	4.5 点
2	公園等遊具の安全対策	全遊具の日常点検遊具数	2,115 基	2,115 基
3	パークイノベーション の取り組みの推進	改修・新設した公園数	33 か所	88 か所
4	あだち子育てガイドブックの普及	あだち子育てガイドブックの配 布場所数 〔〔〕は配布冊数〕	48 か所 〔22,000 冊〕	73 か所 〔30,000 冊〕
		区ホームページのあだち子育て ガイドブックアクセス数	3,575 回	4,000 回

施策別指標一覧 施策群1

施策群：1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策名 1-1 子どもの心身の健全な発達の支援

成果指標	指標の定義	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
早寝・早起き・朝ごはんを心がけるようになったと回答した方の割合	年1回取り組んだ保育園、保護者等に実施したアンケートで「早寝・早起き・朝ごはん」を心がけるようになったと回答した方の割合	—	65%
1日3食、野菜（おかず・汁物など）を食べる幼児の割合	3歳児健康診査アンケートによる集計値（1日3食、野菜（おかず・汁物など）を食べると回答した件数／アンケートの回収件数）	28.7%	45%
「親子で絵本を読む」と回答した方の割合	4～5歳児を対象とした、生活・ベジタベアンケートで、「親子で絵本を読む」と回答した方の割合	75.5%	80%

NO	事業ラインナップ	事業概要
1	①早寝・早起き・朝ごはんの推進 【青少年課】	早寝・早起き・朝ごはんが身につくよう、啓発を行います。 保育園等での早寝・早起き・朝ごはんカレンダーによる取り組み、リーフレットやポスターなどによる啓発活動を行っています。
2	②食育の推進事業 【子ども施設指導・支援担当課】	「あだちベジタベライフ～そうだ、野菜を食べよう～」をキャッチフレーズに、野菜摂取の大切さを伝えるために、保育園等でのおいしい給食や「食育・やさいの日」の取り組みなどを通じて、正しい食習慣づくりを推進します。望ましい食習慣や生活習慣を身につけ、子どもの健康格差の縮小に取り組みます。
3	③保健所での健康教育・食育の推進 【保健予防課】	乳幼児健診や育児学級、健やか親子相談事業など、様々な機会をとらえて健康教室を実施し、糖尿病予防と糖尿病の重症化を未然に防ぐため、早期から1日3食、野菜を食べるなど望ましい食習慣を身につけることを保護者へ啓発していきます。
4	④あだちっ子歯科健診 【子ども政策課】	むし歯が増えやすい4歳（年少児）から6歳（年長児）を対象に、1区統一基準の歯科健診、2丁寧な受診勧奨、3結果集計・分析・フィードバックをセットにした「あだちっ子歯科健診」を実施。未就学児のむし歯予防及び早期の治療、ひいては子どもの貧困対策にもつながるよう取り組みを進めています。
5	⑤図書館のアウトリーチ事業 【中央図書館】	図書館に来ない人・来られない人に対して読書の楽しさや図書館の場所・利用方法を周知していくため、子育て施設や商業施設などで「本・読書・図書館」のPRを行います。
6	⑥あだちはじめてえほん 【中央図書館】	将来的に子どもの社会性と学力向上に貢献していくため、乳幼児健診の際に絵本を配付し、読み語りを実演するなど、親子がふれあうことの大切さと絵本を読む楽しさを伝えるとともに、読み語り活動の普及を図っています。 3～4か月児健診時は、絵本を配付するとともに、読み語りボランティアが絵本の読み語りを実演し、幼児期に絵本に親しむ機会の充実を図っています。 また、1歳6か月児健診時は、区内図書館と子育てサロンを絵本の引き換え場所として、本に触れ合える環境が身近にあることをお知らせしています。
	運動遊び【再掲】就学前教育の推進（1-2-②）	保育者の資質能力向上を図るため、幼児教育関係者が学ぶ機会を提供します。就学前教育・保育施設、小学校の関係者が集う幼保小連携ブロック会議を開催します。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
早寝・早起き・朝ごはんカレンダーの取り組み園数	「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組み園数 4、5歳児の在籍園 〈現状値内訳〉区立保育園・認定こども園 31園、私立保育園 62園、私立幼稚園・認定こども園 39園、認証保育所 9園 《【】内は対象園（全園）》	141園 【193園】	188園 【201園】
「ひと口目は野菜から」の取り組み園数	「ひと口目は野菜から」の取り組み園数 4、5歳児の在籍園 〈現状値内訳〉区立保育園・認定こども園 31園、私立保育園 71園、認証保育所 4園 ※私立認定こども園、私立幼稚園は令和元年度から開始 《【】内は対象園（全園）》	106園 【142園】	150園 【201園】
3～4か月児健康診査、育児学級、健やか親子相談の実施回数	各保健センター等における乳幼児健康診査・育児学級及び住区センターにおける健やか親子相談の実施回数 《【】内は参加者数》 ※人口推計による対象者数減に伴い、目標値が低減しています。	634回 【12,254人】	650回 【11,700人】
歯科健診受診勧奨ハガキの送付者数	初回の未通園者全員への歯科健診受診勧奨ハガキ（①回目 750人分程度）送付及び未受診者に対する継続的な受診勧奨ハガキ（②回目 650人・③以降 600人分程度）の送付等延べ送付人数 《【】内は回数と対象者》	1,296人 【①750人】 【②650人】 【③600人】	2,000人 【①750人】 【②650人】 【③600人】
実施回数	図書館に来ない人・来られない人に対して実施した読書活動推進事業の回数	—	60回
絵本を受け取った人数（1歳6か月児）	1歳6か月児健診時に区内図書館等で絵本を引き換えた人数 《【】内は全健診対象者》 ※計画期間による年齢別児童数の推移（推計）による	3,390人 【5,228人】	3,900人 【4,589人】

施策群：1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策名 1－2 就学前からの学びの基礎づくり

成果指標	指標の定義	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
指導検査で「文書指摘」または「口頭指導」となった項目が、次の実地調査の際に改善されていた保育施設等の割合	(算出式) A ÷ B A : 改善されていた保育施設等の総数 B : 指導検査で「文書指摘」または「口頭指導」となった保育施設等の総数	100%	100%
基本的生活習慣が身についている小学校1年生の割合	基本的生活習慣(挨拶や返事・姿勢良く座る・静かに話を聞く)が身についている1年生の人数 ÷ 1年生の児童総数 ※転出入を含む新1年生が対象のため、各年度90%を目標としていきます。	90.6%	90%

No	事業ラインナップ	事業概要
7	①教育・保育の質の維持・向上事業 【子ども施設指導・支援担当課】	児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、子ども・子育て支援法等に基づき保育施設等への指導検査を実施します(平成28年度から実施)。また指導検査とは別に、保育施設等への実地調査を実施しています。 ※実地調査・・・日常的な保育状況等を確認しながら、よりよい保育に向けた支援を行っています。
8	②就学前教育の推進 【就学前教育推進課】	保育者の資質能力向上を図るため、幼児教育関係者が学ぶ機会を提供します。就学前教育・保育施設、小学校の関係者が集う幼保小連携ブロック会議を開催します。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
子ども・子育て支援法に基づく指導検査または実地調査を実施した特定教育・保育施設等の割合 (単位) %	<p>(算出式) A ÷ B</p> <p>A : 当該年度に指導検査または実地調査のいずれかを実施した保育施設等の数（計 327） (内訳) 区立保育園 28、区立認定こども園 3、私立保育園 79、私立認定こども園 0、幼稚園 0、小規模保育 27、家庭的保育 154、認証保育所 36</p> <p>B : 保育施設等の数（計 339） (内訳) 区立保育園 28、区立認定こども園 3、私立保育園 79、私立認定こども園 4、幼稚園 8、小規模保育 27、家庭的保育 154、認証保育所 36 《【】内は保育施設等の数》</p>	96% [339]	100% [368]
年齢別研修のうち、集合研修（運動）の参加人数	<p>年齢別研修のうち、集合研修（運動）への参加職員数（保育士、幼稚園教諭） 目標数=参加職員数（※研修定員数の7割程度を想定） 《【】内は定員数》</p>	— (令和2年度より実施)	350人 [500人]
幼保小連携ブロック会議におけるあだち幼保小接続期カリキュラムの活用割合	幼保小連携ブロック会議におけるあだち幼保小接続期カリキュラムの活用割合 《【】内はブロック数》	— (令和元年度より実施)	100% [13]

施策群：1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策名 1－3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実

成果指標	指標の定義	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
相談児童数のうち、関係機関と連携できた割合	支援管理課で相談を受けた児童の特性を捉え、保護者同意のもと、必要に応じ関係機関と連携ができた割合 (相談連携件数÷連携が必要な相談件数)	90%	98%
発達支援児の行動上の課題が軽減した割合	前年度に引き続き発達支援委員会で判定を受けた児童の内、保育現場での配慮を行ったことで、支援の程度が軽減若しくは現状維持したと判定された児童の割合 (支援軽減・維持人数÷継続支援児童数)	89%	95%

NO	事業ラインナップ	事業概要
9	①発達支援児の早期発見・早期支援の取り組み 【保健予防課】	発達支援児を早期に発見し、身近な地域で一貫した適切な支援を行うため、関係機関との連携を図り、子どもの発達を継続的に支援します。
10	②乳幼児経過観察健康診査・乳幼児療育指導 【保健予防課】	乳幼児健康診査や訪問・相談などから心身の発育・発達などに不安のある乳幼児に対し、健康診査及び相談を行います。こども支援センターげんきと連携し、必要に応じ心理相談、発達評価専門医による療育相談を行います。家族を含め継続した支援を実施しています。
11	③発達支援児の総合的な支援 【支援管理課】	発達支援児及びその保護者に対し、身近な地域で適切な支援が一貫してできるよう、総合的かつ切れ目のない相談支援を行っていきます。
12	④従事職員のスキルアップ研修 【支援管理課】	東京都認定保育士等キャリアアップ研修を実施し、統合保育の充実を図ります。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
3歳児健康診査実施回数	各保健センター等における3歳児健康診査の実施回数 《【】内は受診者数》 ※人口推計による対象者数減に伴い、目標値が低減しています。	125回 【5,232人】	125回 【4,460人】
乳幼児経過観察健康診査実施回数	各保健センター等における乳幼児経過観察健康診査の実施回数 《【】内は受診者数》	77回 【766人】	80回 【800人】
相談児童数	こども支援センターげんきへの来所・電話相談、保健センターでの相談、就学前施設での相談（巡回指導、発達支援相談、4歳児対象の気づきのしきみの相談）で受理した児童の延べ人数	4,095人	4,300人
実施回数	講座実施回数 《【】内は延べ参加者数》	9講座 【619人】	10講座 【900人】

施策群：1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策名 1－4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援

成果指標	指標の定義	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
アンケートで「新しいことを知ったり、チャレンジしたい」と思った子どもの割合	体験教室に参加した子どもや来館した子どもへのアンケートで「今回の体験をとおして、これからも新しいことを知ったり、チャレンジしたいと思った」と回答した子どもの割合 青少年課体験教室の参加割合とギャラクシティ体験活動の参加割合の平均	—	90%
あだち放課後子ども教室利用者満足度	参加児童に対するアンケート調査で、放課後子ども教室に参加することが「楽しい」「少し楽しい」と答えた児童の割合 ※平成 30 年度までは、各ブロックから毎年異なる 2 校を抽出し、26 校で実施	99%	99%

NO	事業ラインナップ	事業概要
13	①体験活動（大学連携事業）の推進 【青少年課】	子どもたちの成長段階に応じてプログラムを提供します。様々な大学生と交流をしながらモデル学習や自然体験を行い、自分の将来の方向性を見つけるきっかけをつくります。（対象：未就学児～中学生）
14	②ギャラクシティでの多様な体験活動の提供 【地域文化課】	子どもたちの成長の糧となる多様な体験活動を提供し、参加した子どもたちの好奇心をかき立てます。
15	③あだち放課後子ども教室 【学校支援課】	地域の方々の参画を得て、放課後の小学校の校庭や体育館、図書室などで、自由遊びや読書、自主学習の場を提供します。平成 22 年度に区内全小学校での開設が達成されました。
16	④ジュニアリーダーの育成 【青少年課】	研修会で動機づけを行い、子ども会を中心とした地域活動のリーダーを育成します（対象：小学 4 年～6 年生）。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
大学連携によるプログラムの提供回数	青少年課の大学連携事業の全プログラムの提供数 《【】内は参加した子どもの延べ人数》	25 回 【14,578 人】	33 回 【15,200 人】
イベント・ワークショップ実施回数	イベントや日々のワークショップ実施回数 (目標値) 基本協定で締結しているワークショップの最低実施回数 《①【】内は、上記のうち地元企業やボランティアとの協働による企画数》 《②【】内は延べ総参加者数》	2,768 回 【①308 回】 【②147,748 人】	3,000 回 【①360 回】 【②160,000 人】
学校・実行委員会との話し合いの回数	実施内容の拡充(対象学年拡大・体験プログラム実施等)に向けた話し合いの回数	233 回	240 回
子ども会のリーダーを育成する研修会の開催回数	小学 4 年～6 年生を対象としたジュニアリーダー研修会の開催回数(平成 31 年度実績：22 会場/延べ参加者 603 人/修了者 503 人) 《【】内は延べ参加者数》	63 回 【560 人】	69 回 【650 人】

施策別指標一覧 施策群2

施策群：2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策名 2－1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

成果指標	指標の定義	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
子育ては楽しいと感じる割合	各保健センター等での3～4か月児健康診査時にに行うアンケートで、「子育ては楽しい」と答えた親の割合	71.6%	75%
保育コンシェルジュへの相談が役にたった方の割合	保育コンシェルジュへ相談した方に対するアンケートで、相談が役にたったと答えた方の割合	—	97%

NO	事業ラインナップ	事業概要
17	①妊婦健康診査 【保健予防課】	妊婦健康診査の受診により、健康管理、流・早産の防止、妊産婦・乳幼児死亡率の低下に努めます（妊婦1人あたり全14回受診可）。
18	②ファミリー学級 【保健予防課】	妊婦及びその家族の妊娠・出産・育児の知識を深め、「父親と母親が一緒に子どもを育てる」という意識を高めます。加えて、父親も参加できる子育ての仲間づくりも行い、交流を図ります（平日・土曜、土曜1日制、日曜1日制）。
19	③妊産婦家庭訪問事業 【保健予防課】	妊産婦に対する家庭訪問により、日常生活の指導も含め、安心して出産育児ができるように必要な情報提供を行うことで、低体重児等の減少や疾患の早期発見、育児不安の軽減を図ります。
20	④こんにちは赤ちゃん訪問事業 【保健予防課】	保健師または助産師が訪問。育児不安の軽減、養育上必要な助言、指導、支援を行います。
21	⑤乳幼児健康診査 【保健予防課】	月齢に応じた健康診査を行い、発育・発達状況や疾病の有無等の確認及び相談を実施し、子育ての不安を軽減します。
22	⑥産前・産後家事支援事業 【こども家庭支援課】	産前産後の妊産婦がいる家庭を対象に、家事を支援するホームヘルパーを派遣します。
23	⑦子育てサロン 【住区推進課】	乳幼児の親子の交流と仲間づくりの場を提供します。 乳幼児の年齢、発達に合わせた親子での遊びを提供します。
24	⑧保育コンシェルジュ 【子ども施設入園課】	保育施設の案内や預け先の相談に、専門の相談員がお答えします。各家庭の状況や希望を伺いながら、より適切で的確な子育てサービスや保育サービスの選択・利用につながるよう支援していきます。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
妊婦健康診査受診回数	母子健康手帳交付時に配付する14回分の受診票の使用回数（里帰り等による助成の回数を含む）	60,825回	61,800回
ファミリー学級学級数	ファミリー学級の年間開催学級数（平日、土曜日、日曜日） 《【】内は参加者数（実人数）》	102回 【2,185人】	110回 【2,700人】
妊娠期から生後3か月までの支援対象者への訪問件数	妊娠届で把握した特に支援が必要な妊産婦に訪問を実施した件数 《【】内は対象訪問件数(特に支援が必要な妊産婦×訪問4回)》 ※人口推計による対象者数減に伴い、目標値が低減しています。	1,736件 【1,844件】	1,800件 【1,800件】
こんにちは赤ちゃん訪問事業訪問件数	当該年度に出生した訪問希望者に対するこんにちは赤ちゃん訪問で保健師・助産師が訪問指導した件数 《【】内は希望件数》 ※人口推計による対象者数減に伴い、目標値が低減しています。	4,377件 【4,389件】	3,900件 【3,900件】
乳幼児健康診査実施回数	各保健センター等における乳幼児健康診査の実施回数 《【】内は受診者数》 ※人口推計による対象者数減に伴い、目標値が低減しています。	408回 【15,069人】	410回 【13,120人】
年間延べ訪問件数	産前・産後家事支援事業の年間延べ訪問件数	430件	500件
イベント回数	年間イベント（絵本読み聞かせ・親子ふれあい遊び・ベビーマッサージ等）実施回数 《【】内、①は参加者総数、②は①の内、男性参加者数》	2,581回 【①45,987人】 【②240人】	2,700回 【①53,860人】 【②430人】
保育コンシェルジュ相談延べ人数	1年間に保育コンシェルジュに相談した延べ人数	3,471人	3,991人

施策群：2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策名 2-2 子育てと仕事の両立支援

成果指標	指標の定義	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
保育需要に対する待機児童率【低減目標】	待機児童数÷保育需要数(各保育施設等の利用児童数+待機児童数) ※4月1日現在	0.89%	0%
学童保育室の待機児童率【低減目標】	待機児童数÷入室申請者数 ※4月1日現在	5.1%	0%
「男女が対等な立場で意思表示や活動をすることができ、また責任を分かち合っている」と感じている区民の割合	「足立区政に関する世論調査」	31%	50%

NO	事業ラインナップ	事業概要
25	①保育施設等の整備 【子ども施設整備課】	働きながら安心して子育てできる環境づくりを推進するため、様々な保育ニーズに合わせた保育施設等の整備を進めます。また、既存施設の更新に合わせて定員を見直し、保育環境を向上させながら必要な定員数を確保していきます。
26	②保育士確保・定着対策 【子ども施設整備課】	区内保育施設に就職した保育士等への経済的な支援や就職相談会・再就職セミナーの開催による就職支援を行うことで、保育士の確保・定着及び保育の質の維持・向上を図ります。
27	③学童保育室の運営 【住区推進課】	保護者の就労や病気などにより、放課後等に子どもを保育できない家庭の小学生に遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。学童保育室の増員・増室と併せ、児童館機能の充実や放課後子ども教室との連携を進め、学童保育以外の居場所の情報発信を強化することで学童保育需要の適正化を図り、待機児童を解消します。
28	④ワーク・ライフ・バランスの推進 【区民参画推進課】	中小企業のワーク・ライフ・バランス（以下、「WLB」）の取り組みや成果を、WLB推進企業制度基準により認定します。認定企業を冊子や広報等で広くPRし、区内中小企業の取り組み意欲を喚起していきます。また、男性向けの講座や育児参加を促す啓発イベントを開催し、子育て世代が、よりWLBに関心を持つよう働きかけていきます。企業や個人への取り組みを効果的に実施しながら、足立区全体のWLB意識の底上げを図っていきます。
	父親の育児【再掲】ファミリー学級（2-1-②）	妊娠及びその家族の妊娠・出産・育児の知識を深め、「父親と母親が一緒に子どもを育てる」という意識を高めます。加えて、父親も参加できる子育ての仲間づくりも行い、交流を図ります（平日・土曜、土曜1日制、日曜1日制）。
	父親の育児【再掲】子育てサロン（2-1-⑦）	乳幼児の親子の交流と仲間づくりの場を提供します。 乳幼児の年齢、発達に合わせた親子での遊びを提供します。
	父親の育児【再掲】メール配信事業「新米ママパパの子育てブログ」（2-3-②）	初めて出産する母親が感じた子育ての悩みに対する助言を、ブログ調でメール配信し、育児不安への対処法や子どもの関わり方等を分かりやすく紹介します。
	待機児童の解消【再掲】保育コンシェルジュ（2-1-⑧）	保育施設の案内や預け先の相談に、専門の相談員がお応えします。各家庭の状況や希望を伺いながら、より適切で的確な子育てサービスや保育サービスの選択・利用につながるよう支援していきます。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
保育施設整備数	令和2年～6年度における、認可保育所、認証保育所、小規模保育の新規整備及び定員見直しを伴う改修等の実施件数 ※「足立区待機児童解消アクション・プラン（令和元年8月改定版）」に基づく令和2年度の整備予定件数	1件※	5件
就職相談会の実施回数	就職相談会等の実施回数 《【】内は参加者数》	8回 【307人】	8回 【370人】
学童保育室受入可能数増数	区直営、運営委託（指定管理、住区センター）、民設運営（学童クラブ補助対象分）の受入可能数増分	127人	430人
WLBを推進するため区内企業へ働きかけした件数	架電・DM・訪問など働きかけした件数 ※10人以上、300人未満の区内企業数=1,600社	1,600件	1,600件
男性向け講座・イベントの実施回数	男性向け講座・イベントの実施回数 《【】内は参加者数》	11回 【309人】	11回 【500人】

施策群：2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策名 2－3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止

成果指標	指標の定義	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
児童虐待解決率	虐待解決数（児童相談所への送致や訪問指導により虐待を起こす要因が解消された数）÷虐待件数	73%	80%
高等職業訓練促進給付金受給後の正規雇用者数	ひとり親家庭を対象とする高等職業訓練促進給付金事業を活用後、就労（正規雇用）した方の数	14人	25人

NO	事業ラインナップ	事業概要
29	①きかせて子育て訪問事業 【こども家庭支援課】	出産または育児に対する孤立感や不安感を抱えた妊婦または未就学児のいる保護者を定期的に訪問し、傾聴等の支援を行います。
30	②メール配信事業「新米ママパパの子育てブログ」 【こども家庭支援課】	初めて出産する母親が感じた子育ての悩みに対する助言を、ブログ調でメール配信し、育児不安への対処法や子どもの関わり方等を分かりやすく紹介します。
31	③児童扶養手当 【親子支援課】	児童を養育しているひとり親等（家庭）に対して、手当を支給します。
32	④ひとり親家庭応援メールの配信 【親子支援課】	ひとり親家庭の方向けの手当や就職・転職に関するお知らせのほか、親子で楽しめるイベント情報など、様々なお知らせをメールでお送りします。
33	⑤就労のための資格取得支援 【親子支援課】	生活の自立に向けて、資格取得など就労に向けた支援を行います。
34	⑥（区民向け）児童虐待予防講座の実施 【こども家庭支援課】	育児不安を抱える親の不安解消等を目的とした「子育て交流講座（NP講座）」、よりよい親子関係を学ぶ「イライラしない子育て講座（実践編・入門編）」を実施することで、児童虐待の未然防止を推進します。
35	⑦児童虐待対応 【こども家庭支援課】	虐待被害の拡大防止となる児童虐待に係る通告制度の普及を図るとともに、児童、地域住民及び関係機関からの虐待通告を受け、迅速に対応します。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
支援回数	きかせてサポートーが利用者宅で支援を行った年間延べ支援回数 《【 】内は利用者数》	97 回 【28 人】	102 回 【30 人】
配信記事数	メール配信する配信記事（ブログ調記事）の種類（数） 《【 】内は登録者数》	90 本 【9,506 人】	90 本 【15,000 人】
児童扶養手当認定件数	児童扶養手当認定請求に対する認定件数 ※過去 6 年間の実績に基づいて、目標値が低減しています。	871 件	820 件
メール配信の情報件数	豆の木メールで配信した情報の件数 《【 】内は登録世帯数》	194 件 【1,451 世帯】	300 件 【3,500 世帯】
ひとり親家庭向け就労支援事業を活用した人数	ひとり親家庭を対象にした就労支援給付金補助をはじめ、就労セミナー・講座等区が行う就労支援事業を活用した人數	165 人	300 人
講座の開催回数	児童虐待防止啓発事業（子育て交流講座（NP講座）、怒鳴らない子育て講座、講演会、オレンジリボンキャンペーン等）の実施回数 《【 】内は参加者数》	11 回 【127 人】	13 回 【164 人】
児童虐待受理件数	こども家庭支援課における児童虐待に関する受理件数	892 件	1,345 件

施策群：2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策名 2-4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備

成果指標	指標の定義	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
ユニバーサルデザイン推進計画の個別事業の評価点の平均値 【子ども子育てに関係する事業】	推進計画、「柱3 便利に生活できる『まちづくり』」のうち、施策3-(1)から3-(4)に位置付けられた一部の事業のうち、「だれもが利用しやすい施設や環境等を整備する」ための個別事業の5段階評価の評価点の平均値	4.1点	4.2点
よく行く、または行きたい公園がある区民の割合	世論調査で「よく行く、または行きたい公園がある」と答えた区民(20~40歳代)の割合(そう思う、どちらかといえばそう思うの合計) (算出式) A ÷ B A:世論調査で「よく行く、または行きたい公園がある」と答えた区民(20~40歳代)の数 B:世論調査に回答した区民(20~40歳代)の数	44.3%	50%

No	事業ラインナップ	事業概要
36	①ユニバーサルデザイン(バリアフリー)の推進 【ユニバーサルデザイン担当課】	子ども、子育て中の方等の移動や施設の利用における利便性、安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザイン推進計画及びバリアフリー推進計画に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
37	②公園等遊具の安全対策 【公園管理課】	管理部署による日常点検(月1回)を実施し、劣化及び摩耗が進行している遊具については補修・撤去を行い、安全な公園を提供します。
38	③パークイノベーションの取り組みの推進 【パークイノベーション担当課】	魅力ある地域の公園を整備していくため、パークイノベーションの取り組みを推進します。
39	④あだち子育てガイドブックの普及 【子ども政策課】	妊娠・出産に関する各種情報や子どもとのおでかけ先案内など、子育てに関する情報を網羅した「あだち子育てガイドブック」を毎年発行しています。より多くの方に手に取っていただけるよう、配布場所を増やしていきます。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
ユニバーサルデザイン推進計画の個別事業の評価点	推進計画、「柱4 みんなに役立つ『しくみづくり』」のうち、「4-(1)-①ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理」に関する評価点	4.0点	4.5点
全遊具の日常点検遊具数	月1回遊具点検表に基づき点検し、修繕の要・不要・経過観察の判定がなされる遊具数（点検の際に簡単なメンテナンスにより安全使用が可能となる）	2,115基	2,115基
改修・新設した公園数	足立区パークイノベーション推進計画に基づき、改修・新設した公園数	33か所	88か所
あだち子育てガイドブックの配布場所数	あだち子育てガイドブックを配布する場所（子育てに関連する機関や施設の窓口等）の箇所数 《【】内は配布冊数》	48か所 【22,000冊】	73か所 【30,000冊】
区ホームページのあだち子育てガイドブックアクセス数	区ホームページのあだち子育てガイドブックへのアクセス数	3,575回	4,000回



第5章

教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の量の見込み と確保方策

1 本章の位置付け

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は国が示す「基本指針」に即して、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画」を定めるものとされました。足立区では、当該提供体制の確保等に関する事項を定める計画として、平成27年3月に「足立区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この度、国が平成31年4月23日に示した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」を受けて、令和2年度から6年度の量の見込み（どのくらい需要があるのか）と確保方策（いつどの程度供給するのか）を示します。

2 区域の設定

（1）区域設定の基本的な考え方

子ども・子育て支援法は、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、提供区域）を設定することと定めています。

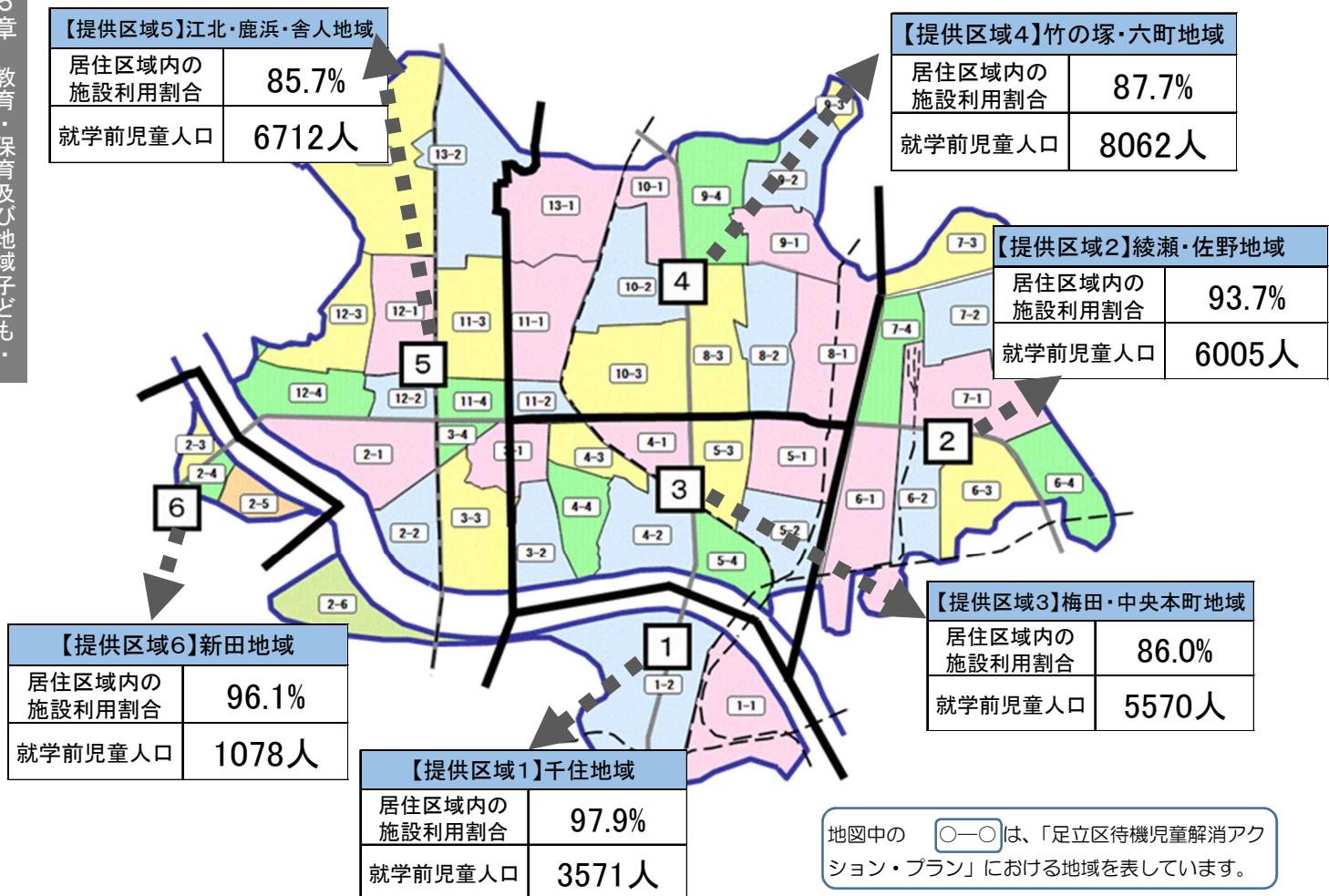
幼児期における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保の方策」の設定及び各事業の需給調整の判断は、提供区域ごとに行います。このため、提供区域を設定するにあたっては、各事業の利用実態と概ね一致していることに加えて、統計の精確性を担保するため一定の人口規模を擁することが必要です。

上記を踏まえ、本計画では、保育施設の利用実態を基本として、居住している提供区域内の施設を利用する割合が概ね9割以上となること及び、各提供区域の就学前人口が少なくとも1,000人以上となるよう留意し、基本となる【6区域】を設定しました。その上で、広域利用の実態を考慮しながら、各事業について【1区域】または【6区域】のいずれか適切な区域を選択しました。

2 区域の設定

平成31年4月1日現在

■ 足立区における提供区域（6区域）



(2) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の体系と区域設定

ア 教育・保育の体系と区域設定

教育（幼稚園、認定こども園）については、園バスによる広域利用が多い実態を考慮し、【1区域（区全域）】で需要を把握し、整備計画を策定します。

一方、保育（保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育））については、【6区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。

施設・事業名	該当ページ	提供区域
1 教育（幼稚園、認定こども園）	P91～92	1区域
2 保育（保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育））	P92～103	6区域

イ 地域子ども・子育て支援事業の体系と区域設定

地域子ども・子育て支援事業については、広域利用を前提としているなど、事業の特性が区域割りの考え方方に馴染まないため、区全域で実施しているものについては【1区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。それ以外は【6区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。

なお、「4-1 【幼稚園在園児】一時預かり等の利用」は、「教育」と合わせて【1区域】とします。

また、地域子ども・子育て支援事業とは、以下の13の事業のことを言います。

施設・事業名	該当ページ	提供区域
(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	P104～113	6区域
(2) 子育てサロン事業	P114～120	6区域
(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）	P121～127	6区域
(4-1) 【幼稚園在園児】一時預かり等の利用	P128	1区域
(4-2) 【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用	P129～130	1区域
(5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）	P130	1区域
(6) ファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎支援事業（小学生）	P131	1区域
(7) 病気の際の対応	P132	1区域
(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	P133～134	1区域
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	P134	1区域
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	P135	1区域
(11) 利用者支援に関する事業	P135～136	1区域
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	P136	1区域
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	P137	1区域

2 区域の設定

教育・保育施設の概要

◆幼稚園

幼児期における教育を行う、学校教育法に基づく学校です。

- ・ 対象年齢：満3歳～就学前
- ・ 開所日：月～金曜日（土曜日に開所している園もあります）
(夏・冬・春休みがあります)

◆認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園のように教育を行う「短時間利用」と、保育サービスも併せて提供する「長時間利用」の2つがあります。

- ・ 対象年齢：0歳～就学前
- ・ 開所日：月～金曜日（土曜日に開所している園もあります）

◆認可保育所

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんをお預かりします。保育士の数や施設の設備など一定の基準を満たし、児童福祉法に基づき、都道府県知事に認可を受けた施設で、子どもの成長や発達過程を踏まえた養護及び教育を一体的に行うことの特性としています。

- ・ 対象年齢：0歳～就学前
- ・ 開所日：月～土曜日

◆小規模保育

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを小集団の中でお預かりする施設です。以下の3類型に分けられます。

A型	従事者に占める保育士の割合が10割の施設
B型	従事者に占める保育士の割合が6割以上の施設。保育士以外は、保育従事者（保育士その他保育に従事する職員として市区町村長が行う研修を終了した者）による保育
C型	複数の家庭的保育者（市区町村長が行う研修を終了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者）によるグループ保育

- ・ 対象年齢：0歳～2歳児
- ・ 開所日：月～土曜日
- ・ 開所時間：7時30分から18時30分

◆家庭的保育（保育ママ）

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを家庭的保育者（市区町村長が行う研修を終了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者）の自宅等でお預かりします。

- ・ 対象年齢：0歳～2歳児
- ・ 開所日：月～土曜日（土曜日保育は家庭的保育者により異なります。）
- ・ 開所時間：家庭的保育者により異なります。

◆居宅訪問型保育

主に0歳～2歳児の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

◆事業所内保育

主に0歳～2歳児の乳児・幼児を対象とし、事業所が設置する施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

教育・保育の推進

◆幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の移行への支援について、引き続き、私立幼稚園等の意向を確認しながら、認定こども園の制度内容や情報提供を行い、移行に向けた説明、相談を実施していきます。

◆幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方

0歳～2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育（保育ママ）については、認可保育所等との連携により、保育の支援体制の充実を図っていきます。また、連携施設の設置の他、一般の申込受付に先行して行う利用調整により、卒園となる3歳児以降の預け先へ円滑につなげていきます。

さらに、「あだち幼保小接続カリキュラム」の実践をはじめとした幼保小連携活動を充実させ、就学前の子どもたちの学びの基礎力を育み、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

◆子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付を保護者が円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、今後も給付方法の検討を行っていきます。また、特定子ども・子育て支援施設等への法に基づく事務の執行や権限の行使については、立ち入り調査への同行等、引き続き都道府県との連携を適切に行っていきます。

3 「量の見込み」と「確保の方策」の算出

(1) 量の見込みの算出

ア 量の見込み算出にあたっての基本的な考え方

内閣府が定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「国の手引き」）に基づき、区が実施したニーズ調査の結果を踏まえて、各施設・事業ごとに量の見込みを算出しました。量の見込みは、前述の施設・事業ごとに設定した提供区域に基づき、区域単位で算出しました。

【ニーズ調査の概要】

●調査時期

平成31年1月31日～平成31年2月20日

●調査対象及び回収数

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童（0～5歳児）の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	6,750	3,110	46.1%
小学生児童（1～6年生）の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	3,200	1,485	46.4%
合 計	9,950	4,595	46.2%

イ 量の見込みの算出方法（例：保育（保育所を希望）の量の見込み）

$$\text{「量の見込み」} = \text{「家庭類型別児童数※1」} \times \text{「利用意向率※2」}$$

※1 ニーズ調査結果から、対象となる子どもを父母の有無、父母の就労状況から家庭類型ごとに分類し、その分類した家庭類型別の児童数のこと。算出式は、次のとおり。

「推計児童数(R2～6年度)」×「ニーズ調査による家庭類型(ひとり親家庭、共働き世帯など)の割合」

※2 ニーズ調査で、保育を利用したいと回答した世帯の割合

(2) 確保の方策の算出

全ての施設・事業について、上記のとおり算出した「量の見込み」に対して、令和6年度までにその需要量を確保できる方策を算出しました。

(3) 障がい児福祉計画との調和

現在、区では第2期障がい児福祉計画の策定をしており、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備については、この中で検討していくため、その結果を鑑み、必要に応じて確保方策の見直しを検討します。

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(1) 「教育」の量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号※ 認定	2号 認定 (教育を 希望)※	1号 認定	2号 認定 (教育を 希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を 希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を 希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を 希望)
量の見込み(A)	5,542	2,005	5,408	1,963	5,265	1,908	5,121	1,859	4,979	1,807
確保方策										
特定教育・ 保育施設※	幼稚園	809	0	809	0	809	0	809	0	809
	認定こども園 (区立)	131	0	131	0	131	0	81	0	81
	認定こども園 (私立)	514	242	514	242	514	242	564	242	564
確認を受けない幼稚園※	7,417	0	7,417	0	7,417	0	7,417	0	7,417	0
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	1,713	0	1,713	0	1,713	0	1,713	0	1,713
確保方策合計(B)	8,871	1,955	8,871	1,955	8,871	1,955	8,871	1,955	8,871	1,955
過不足(C)=(B)-(A)	3,329	▲50	3,463	▲8	3,606	47	3,750	96	3,892	148

- ※ 1号：幼稚園教育（幼児期における教育）を希望する3～5歳のうち、保育の必要がない者
- ※ 2号（教育を希望）：保育を必要とする3～5歳（2号）のうち、幼稚園教育の利用意向がある者
→子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設を利用する場合、区市町村から認定を受ける必要があります。
- ※ 特定教育・保育施設の内訳には、施設型給付費の対象外となる区立認定こども園を含みます。
- ※ 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行しない私学助成園のこと

■表の見方

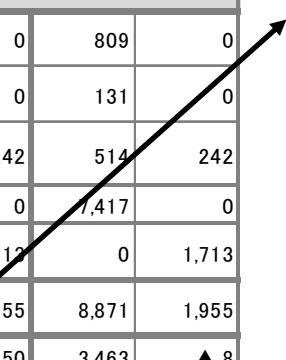
単位：人

	令和2年度		令和3年度	
	1号 認定	2号 認定 (教育を 希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を 希望)
量の見込み(A)	5,542	2,005	5,408	1,963
確保方策				
特定教育・ 保育施設	幼稚園	809	0	809
	認定こども園 (区立)	131	0	131
	認定こども園 (私立)	514	242	514
確認を受けない幼稚園	7,417	0	7,417	0
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	1,713	0	1,713
確保方策合計(B)	8,871	1,955	8,871	1,955
過不足(C)=(B)-(A)	3,329	▲50	3,463	▲8

確保方策合計 (8,871 人)

— 量の見込み (5,542 人)

= 過不足 3,329 人



4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

- 私立幼稚園は、各園の判断により「子ども・子育て支援新制度」に移行した園と移行しない園に分かれます。平成31年4月1日現在の移行状況を参照し、以下①②により、確保方策を算出しました。
- 「1号認定」については、既に「量の見込み」に対して、十分な供給量が「確保」されています。一方「2号認定（教育を希望）」については、令和2年度～3年度は供給量が「不足」しますが、令和4年度以降は「確保」される見込みです。
- 保育を含めた「2号認定」全体では、全ての年度で量の見込みに対して、供給量が「確保」されています。

① 新制度に移行した園（特定教育・保育施設）

- 私立幼稚園【9園】
- 認定こども園（公立）【3園】
- 認定こども園（私立）【4園】

⇒利用定員※（認定こども園は短時間利用児の利用定員）に基づき、確保方策を算出しています。

※ 認可定員の範囲内で、実績をもとに設定する定員（園の補助金単価区分に反映）

② 新制度に移行しない園（私学助成園）

- 私立幼稚園【38園】

⇒平成31年4月現在の認可定員※に基づき、確保方策を算出しています。

※ 施設・設備・職員配置の基準を規定した幼稚園設置基準等に基づく認可を受けた定員

（2）「保育」の量の見込みと確保方策

ア 保育における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

- （ア）提供区域は6区域とし、ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに区域ごとの量の見込みを算出しました。令和2年度～6年度を通して、いずれの区域においても量の見込みに対して十分な保育定員が確保される見込みです。
- （イ）今後の保育ニーズには以下のようないくつかの不確定要素の影響が想定されるため、令和2年度以降も十分な保育定員が確保できるよう動向を注視していきます。
 - 令和2年度以降は、幼児教育・保育の無償化や、2020年東京大会後の社会変動の影響等により、短期・中期的（5年以内）に保育定員を上回る保育ニーズが発生する可能性があること。
 - 今後、大規模マンション開発が予想される、千住地域、綾瀬地域などでは低年齢児の保育ニーズが急激に増加する可能性があること。
- （ウ）第1期子ども・子育て支援事業計画では、地域ごとの保育ニーズを詳細に分析し、短期の実行計画である「足立区待機児童解消アクション・プラン」を毎年度改定することで具体的な保育施設整備計画を策定・実行してきました。本計画においても同等の実行計画を策定し、保育供給量を適切に管理していきます。

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

(ア) 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
7,343人	5,335人	1,176人

(イ) 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳													
量の見込み(A)			7,626	5,504	1,087	7,445	5,349	1,055	7,236	5,192	1,040	7,037	5,084	1,019	6,839	5,005	1,003	
年度当初定員 確保方策	特定教育・保育施設※	認可保育所	8,664	4,436	1,024	8,664	4,436	1,024	8,664	4,436	1,024	8,664	4,436	1,024	8,664	4,436	1,024	
		認定こども園(区立)	186	84	0	186	84	0	186	84	0	121	51	0	121	51	0	
		認定こども園(私立)	0	21	0	0	21	0	0	21	0	65	54	0	65	54	0	
	特定地域型保育事業	家庭的保育(区認定家庭的保育含む)	0	389	99	0	389	99	0	389	99	0	389	99	0	389	99	
		小規模保育A型	0	253	89	0	266	95	0	266	95	0	266	95	0	266	95	
		小規模保育B型	0	108	49	0	108	49	0	108	49	0	108	49	0	108	49	
		小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	認可外保育施設	認証保育所	174	709	273	174	709	273	174	709	273	174	709	273	174	709	273	
		公設民営認可外	71	56	6	71	56	6	71	56	6	71	56	6	71	56	6	
確保方策合計(B)			9,095	6,056	1,540	9,095	6,069	1,546	9,095	6,069	1,546	9,095	6,069	1,546	9,095	6,069	1,546	
過不足(C)=(B)-(A)			1,469	552	453	1,650	720	491	1,859	877	506	2,058	985	527	2,256	1,064	543	

※ 区全域の量の見込みは、各提供区域の積み上げとなります。端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

※ 特定教育・保育施設の内訳には、施設型給付費の対象外となる区立認可保育所と区立認定こども園を含みます。

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
年度中整備																	
特定地域型保育事業	小規模保育A型	0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策合計		0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

■表の見方

			単位：人					
			令和2年度			令和3年度		
確保方策	年度当初定員	特定教育施設・保育所	2号保育	3号1・2歳	3号0歳	2号保育	3号1・2歳	3号0歳
			8,664	4,436	1,024	8,664	4,436	1,024
		認定こども園(区立)	186	84	0	186	84	0
		認定こども園(私立)	0	21	0	0	21	0
		家庭的保育(区認定家庭的保育含む)	0	389	99	0	389	99
		小規模保育A型	0	A 253	89	0	C 266	95
		小規模保育B型	0	108	49	0	108	49
		小規模保育C型	-	-	-	-	-	-
		居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-
		事業所内保育	-	-	-	-	-	-
		認証保育所	174	709	273	174	709	273
		公設民営認可外	71	56	6	71	56	6
確保方策合計(B)		9,095	6,056	1,540	9,095	6,069	1,546	
過不足(C)=(B)-(A)		1,469	552	453	1,650	720	491	

			令和2年度			令和3年度		
			2号保育	3号1・2歳	3号0歳	2号保育	3号1・2歳	3号0歳
年度中整備								
特定保育事業型	小規模保育A型	0	B 13	6	0	0	0	0
確保方策合計	0	13	6	0	0	0	0	0

A 年度当初定員(253) + B 年度中に整備予定の定員(13) = C (266)

ウ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

(ア) 提供区域1（千住地域）

a 平成31年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数	保育施設	施設数
認可保育所	17 所	家庭的保育（保育ママ）※	19 事業所
認定こども園（区立）	1 園	認証保育所	6 所
認定こども園（私立）	0 園	公設民営認可外	0 園
小規模保育	2 施設	※ 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む	

b 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
968人	688人	150人

c 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度～6年度を通して、区域全体の定員は充足していますが、建設中の新築マンションからの局地的なニーズ上昇に対応するため、令和2年度中にマンション内に小規模保育1施設を整備する予定です。

○その後も、新たな大規模マンション開発が進む可能性があるため、今後のニーズの動向を注視していきます。

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号 保育 1・2歳	3号 保育 1・2歳	3号 0歳												
量の見込み(A)			1,185	826	129	1,156	791	127	1,102	768	126	1,060	762	125	1,029	755	124
確保方策 年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	1,162	608	146	1,162	608	146	1,162	608	146	1,162	608	146	1,162	608	146
		認定こども園（区立）	65	33	0	65	33	0	65	33	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園（私立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	33	0	65	33	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	43	15	0	43	15	0	43	15	0	43	15	0	43	15
		小規模保育A型	0	12	6	0	25	12	0	25	12	0	25	12	0	25	12
		小規模保育B型	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5
		小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳													
確保方策	年度当初定員	認可外保育施設	認証保育所	28	136	61	28	136	61	28	136	61	28	136	61	28	136	61	
			公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	確保方策合計(B)			1,255	842	233	1,255	855	239	1,255	855	239	1,255	855	239	1,255	855	239	
	過不足(C)=(B)-(A)			70	16	104	99	64	112	153	87	113	195	93	114	226	100	115	

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
年度中整備																		
特定地域型保育事業	小規模保育A型	0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策合計		0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

(イ) 提供区域2（綾瀬・佐野地域）

a 平成31年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	28 所
認定こども園（区立）	1 園
認定こども園（私立）	0 園
小規模保育	5 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）*	21 事業所
認証保育所	6 所
公設民営認可外	0 園

※ 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
1,408人	1,033人	254人

c 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度～6年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○新たな大規模マンション開発により、局地的に人口・保育ニーズが急増する可能性があるため、今後のニーズの動向を注視していきます。

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
			2号 保育 1・2歳	3号 1歳	3号 0歳	2号 保育 1・2歳	3号 0歳	3号 0歳										
量の見込み(A)			1,514	1,097	242	1,479	1,071	234	1,445	1,040	232	1,413	1,019	225	1,375	1,003	220	
確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	1,702	887	222	1,702	887	222	1,702	887	222	1,702	887	222	1,702	887	222	
		認定こども園(区立)	49	27	0	49	27	0	49	27	0	49	27	0	49	27	0	
		認定こども園(私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特定地域型保育事業	家庭的保育(区認定家庭的保育含む)	0	67	15	0	67	15	0	67	15	0	67	15	0	67	15	
		小規模保育A型	0	49	23	0	49	23	0	49	23	0	49	23	0	49	23	
		小規模保育B型	0	25	10	0	25	10	0	25	10	0	25	10	0	25	10	
		小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	認可外保育施設	認証保育所	53	107	40	53	107	40	53	107	40	53	107	40	53	107	40	
		公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保方策合計(B)			1,804	1,162	310	1,804	1,162	310	1,804	1,162	310	1,804	1,162	310	1,804	1,162	310	
過不足(C)=(B)-(A)			290	65	68	325	91	76	359	122	78	391	143	85	429	159	90	

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

(ウ) 提供区域3（梅田・中央本町地域）

a 平成31年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数	保育施設	施設数
認可保育所	25所	家庭的保育（保育ママ）*	30事業所
認定こども園（区立）	0園	認証保育所	8所
認定こども園（私立）	0園	公設民営認可外	1園
小規模保育	4施設	※ 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む	

b 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
1,349人	972人	214人

c 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度～6年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
量の見込み(A)			1,354	962	209	1,324	938	204	1,294	911	199	1,260	891	197	1,228	876	194
		認可保育所	1,628	810	203	1,628	810	203	1,628	810	203	1,628	810	203	1,628	810	203
		認定こども園（区立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園（私立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	76	19	0	76	19	0	76	19	0	76	19	0	76	19
		小規模保育A型	0	37	14	0	37	14	0	37	14	0	37	14	0	37	14
		小規模保育B型	0	13	6	0	13	6	0	13	6	0	13	6	0	13	6
		小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
確保 方 策	年 度 当 初 定 員	認 可 外 保 育 施 設	認証保育所	17	144	53	17	144	53	17	144	53	17	144	53	17	144	53
		公設民営認可外	0	22	6	0	22	6	0	22	6	0	22	6	0	22	6	
		確保方策合計(B)	1,645	1,102	301	1,645	1,102	301	1,645	1,102	301	1,645	1,102	301	1,645	1,102	301	
		過不足(C)=(B)-(A)	291	140	92	321	164	97	351	191	102	385	211	104	417	226	107	

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

(エ) 提供区域4（竹の塚・六町地域）

a 平成31年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数	保育施設	施設数
認可保育所	30 所	家庭的保育（保育ママ）*	38 事業所
認定こども園（区立）	0 園	認証保育所	10 所
認定こども園（私立）	1 園	公設民営認可外	0 園
小規模保育	10 施設		

※ 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
1,831人	1,326人	280人

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

c 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度～6年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
			2号 保育 1・2歳	3号 保育 0歳	3号 0歳	2号 保育 1・2歳	3号 0歳	3号 0歳										
量の見込み(A)			1,758	1,285	273	1,713	1,249	264	1,673	1,211	259	1,628	1,179	254	1,581	1,158	250	
確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211	
		認定こども園(区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		認定こども園(私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特定地域型保育事業	家庭的保育(区認定家庭的保育含む)	0	86	27	0	86	27	0	86	27	0	86	27	0	86	27	
		小規模保育A型	0	117	31	0	117	31	0	117	31	0	117	31	0	117	31	
		小規模保育B型	0	26	12	0	26	12	0	26	12	0	26	12	0	26	12	
		小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	認可外保育施設	認証保育所	32	190	71	32	190	71	32	190	71	32	190	71	32	190	71	
		公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保方策合計(B)			2,137	1,487	352	2,137	1,487	352	2,137	1,487	352	2,137	1,487	352	2,137	1,487	352	
過不足(C)=(B)-(A)			379	202	79	424	238	88	464	276	93	509	308	98	556	329	102	

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

(才) 提供区域5（江北・鹿浜・舎人地域）

a 平成31年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	27所
認定こども園（区立）	1園
認定こども園（私立）	3園
小規模保育	4施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）*	34事業所
認証保育所	4所
公設民営認可外	0園

※ 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
1,512人	1,110人	245人

c 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度～6年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
			量の見込み(A)	1,568	1,131	205	1,541	1,101	198	1,498	1,066	196	1,457	1,042	190	1,413	1,024
特定地域型保育事業	認可保育所	認可保育所	1,834	936	211	1,834	936	211	1,834	936	211	1,834	936	211	1,834	936	211
		認定こども園（区立）	72	24	0	72	24	0	72	24	0	72	24	0	72	24	0
		認定こども園（私立）	0	21	0	0	21	0	0	21	0	0	21	0	0	21	0
	居宅訪問型保育	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	109	18	0	109	18	0	109	18	0	109	18	0	109	18
		小規模保育A型	0	26	12	0	26	12	0	26	12	0	26	12	0	26	12
		小規模保育B型	0	23	11	0	23	11	0	23	11	0	23	11	0	23	11
	事業所内保育	小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

単位：人

				令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
確保方策	年度 当初 定員	認可外保育施設	認証保育所	41	108	35	41	108	35	41	108	35	41	108	35	41	108	35
	公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計(B)			1,947	1,247	287	1,947	1,247	287	1,947	1,247	287	1,947	1,247	287	1,947	1,247	287
	過不足(C)=(B)-(A)			379	116	82	406	146	89	449	181	91	490	205	97	534	223	99

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

(力) 提供区域6（新田地域）

a 平成31年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	5所
認定こども園（区立）	0園
認定こども園（私立）	0園
小規模保育	2施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）*	5事業所
認証保育所	1所
公設民営認可外	2園

* 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
275人	206人	33人

c 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度～6年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○近年、就学前児童の人口が大きく減少しているため※、区立保育施設の更新の際に、必要な定員を確保した上で保育供給量を調整することを検討します。

※平成27年4月1日 1,378人 → 平成31年4月1日 1,078人

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
			2号 保育 1・2歳 0歳	3号 保育 1・2歳 0歳	3号 保育 1・2歳 0歳													
量の見込み(A)			247	203	29	231	199	28	224	196	28	219	192	28	214	190	27	
年度当初定員 確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	233	127	31	233	127	31	233	127	31	233	127	31	233	127	31	
		認定こども園 (区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		認定こども園 (私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特定地域型保育事業	家庭的保育 (区認定家庭の保育含む)	0	8	5	0	8	5	0	8	5	0	8	5	0	8	5	
		小規模保育A型	0	12	3	0	12	3	0	12	3	0	12	3	0	12	3	
		小規模保育B型	0	11	5	0	11	5	0	11	5	0	11	5	0	11	5	
		小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	認可外保育施設	認証保育所	3	24	13	3	24	13	3	24	13	3	24	13	3	24	13	
		公設民営認可外	71	34	0	71	34	0	71	34	0	71	34	0	71	34	0	
確保方策合計(B)			307	216	57	307	216	57	307	216	57	307	216	57	307	216	57	
過不足(C)=(B)-(A)			60	13	28	76	17	29	83	20	29	88	24	29	93	26	30	

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

ア 施設の概要

○学童保育は、保護者が就労等により保育ができない家庭の小学校6年生までの児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室 数	受入可能数 [*]	入室者数
学童保育室	114 室	5,032 人	4,768 人

※ 受入可能数とは、学童保育室の定員に、定員の弾力化分として定員の一割程度の人数を加えたものです。

イ 学童保育室における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

（ア）学童保育室は保育園と異なり、小学生が徒歩にて1人で通える範囲内での利用になるため、利用可能な範囲がほぼ限定されてしまい、小学校の通学区域程度の広さが利用に適した範囲になっています。

○このたびのニーズ調査で把握した量の見込みを確保するにあたり、区全体の6区域を、さらに33地区に細分化したうえで地区ごとに需要を分析した結果、既にニーズを満たしている区域であっても、上記の利用に適した範囲において、確保方策を上回る需要が見込まれる場合には学童保育室を整備していきます。

○整備手法としては、基本的には小学校の改築時等において、学校内に学童保育室を増設することにしますが、それ以外の場合は、民設学童保育室の誘致を中心として整備を行っていきます。

○児童館特例利用⁸やあだち放課後子ども教室などの情報を積極的に案内し、各家庭の事情に合わせた放課後の居場所を提供していきます。

（イ）放課後等の居場所の選択肢が多様化しているにもかかわらず、学童保育室への入室申請数は、毎年伸び続けています。

一方では、様々な理由により年度途中で学童保育室を退室する児童が、年間約700名いることも勘案しつつ、個別の実施計画である「足立区学童保育室整備計画」をたて、必要な地区に整備を行い、「量の見込み」の確保を図っています。

⁸ 小学校から一旦帰宅せずに、ランドセルを持ったまま児童館を利用できる制度のことです（登録制）。

(ウ)「量の見込み」が学童保育室の定員を大きく下回り、今後においても明らかに減少が見込まれる地区については、定員や配置の見直し等の検討を行っていきます。

(参考)

平成30年度の実績（下表）を見ると、高学年における「量の見込み」が実績より1千人以上多く見込まれていたものの、学童保育室の定員や定数弾力化については、「量の見込み」と実績がほぼ同等の数値になっており、概ね計画どおりに確保方策を実施することができました。

平成30年度の「量の見込み」と実績 単位：人

区全域			見込み	実績
確保方策	量の見込み	低学年	4,254	4,514
		高学年	1,685	638
		合計A	5,939	5,152
確保方策	前年度中整備	①年度当初定員	4,625	4,544
		②定数見直し・増室	80	97
		合計(①+②)	4,705	4,641
	その他	③定数弾力化運用	341	365
		児童館特例利用	④5・6年生	673
			⑤1~4年生	247
過不足 ((①+②+③+④+⑤))-A			27	1,578

ウ 量の見込みと確保方策（区全域）

区全域では小学校が69校、学童保育室が114室あります。

- 令和2年度以降、「量の見込み」が受入可能数を大きく上回っているため、今後、受入可能数の増員が必要になりますが、計画最終年度の令和6年度の「量の見込み」に合わせて受入可能数を増員していきます。
- 具体的には、令和2年度当初（令和元年度中に整備）に提供区域1、4において計90名の増員をします。さらに、令和3年度に提供区域1、2、4において計120名の増員、令和4年度に提供区域2、3、5において計130名の増員、令和5年度に提供区域1、3、5において計90名の増員、令和6年度に提供区域1、4、5において計90名の増員を行います。
- 「平成31年度 学童保育室待機児童緊急対策」に基づく、提供区域1、4における令和2年度当初の計90名の増員に加え、本計画期間内において、民設学童保育室の誘致や小学校内への新設等により、受入可能数430名の増員分を整備します。

【区全域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	5,839	5,793	5,698	5,599	5,481
低学年*	4,770	4,725	4,632	4,523	4,413
高学年*	1,069	1,068	1,066	1,076	1,068
確保方策					
年度当初受入可能数	5,122	5,242	5,372	5,462	5,552
児童館特例利用登録数	961	855	710	591	458
確保方策合計(B)	6,083	6,097	6,082	6,053	6,010
過不足(C)=(B)-(A)	244	304	384	454	529

* 低学年…1年生～3年生

* 高学年…4年生～6年生

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	120	130	90	90	0

エ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

(ア) 提供区域1（千住地域）

a 令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室 数	受入可能数	入室者数
学童保育室	12室	530人	530人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が6校、学童保育室が12室あります。

- 平成31年4月当初における入室児童数は、区域内全ての学童保育室で受入可能数が充足しています。
- 千住大橋駅周辺、千住曙町、北千住駅東口等において人口増が見込まれるなど需要数の増加が予測されます。
- 「平成31年度 学童保育室待機児童緊急対策」に基づき、令和2年度当初に学童保育室（受入可能数30名）を開設することに加え、本計画期間中に民設学童保育室の誘致等により受入可能数110名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	889	912	930	928	913
低学年	734	749	759	745	727
高学年	155	163	171	183	186
確保方策					
年度当初受入可能数	560	610	610	640	670
児童館特例利用登録数	329	302	320	288	243
確保方策合計(B)	889	912	930	928	913
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	50	0	30	30	0

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(イ) 提供区域2（綾瀬・佐野地域）

a 令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室 数	受入可能数	入室者数
学童保育室	21 室	909 人	868 人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が12校、学童保育室が21室あります。

○区域全体では、受入可能数が「量の見込み」を大きく上回っており、このままでは、今後、定員割れになると予測されます。

○区域をより細分化した地区で詳細に分析した結果、区域内の一部の地区においては、地下鉄千代田線北綾瀬駅までの直通運転の開始や綾瀬駅前の商業施設跡地開発等により人口増が見込まれます。

○同地区では申請率の上昇も予測されるため、小学校内への新設や民設学童保育室の誘致等により、受入可能数80名の増員分を整備します。

○大きく定員割れが発生している学童保育室については、定員の見直し等の検討を行っていきます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	748	746	740	730	714
低学年	691	691	686	677	661
高学年	57	55	54	53	53
確保方策					
年度当初受入可能数	909	939	989	989	989
児童館特例利用登録数	0	0	0	0	0
確保方策合計(B)	909	939	989	989	989
過不足(C)=(B)-(A)	161	193	249	259	275

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	30	50	0	0	0

(ウ) 提供区域3（梅田・中央本町地域）

a 令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室 数	受入可能数	入室者数
学童保育室	19室	838人	809人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が11校、学童保育室が19室あります。

○西新井駅、梅島駅周辺の大型マンション建設による人口増の影響が続いていること、今後も学齢人口の微増状態が維持される見込みであること、そして、足立小学校周辺において慢性的に需要数が多い状態にあることから、民設学童保育室の誘致などにより受入可能数60名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,081	1,080	1,064	1,054	1,034
低学年	872	867	850	841	823
高学年	209	213	214	213	211
確保方策					
年度当初受入可能数	838	838	868	898	898
児童館特例利用登録数	243	242	196	156	136
確保方策合計(B)	1,081	1,080	1,064	1,054	1,034
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	0	30	30	0	0

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(エ) 提供区域4（竹の塚・六町地域）

a 令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室 数	受入可能数	入室者数
学童保育室	30室	1,343人	1,275人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が20校、学童保育室が30室あります。

○つくばエクスプレス沿線の開発等に伴う需要増に加え、伊興地区における住宅建設の増加などにより需要数が急増している状況にあり、今後も需要数が大きく減少する傾向にはありません。

○「平成31年度 学童保育室待機児童緊急対策」に基づき、令和2年度当初に学童保育室2室（受入可能数計60名）を開設することに加え、本計画期間中に民設学童保育室の誘致等により、受入可能数70名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,708	1,681	1,633	1,590	1,552
低学年	1,365	1,341	1,293	1,246	1,213
高学年	343	340	340	344	339
確保方策					
年度当初受入可能数	1,403	1,443	1,443	1,443	1,473
児童館特例利用登録数	305	238	190	147	79
確保方策合計(B)	1,708	1,681	1,633	1,590	1,552
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	40	0	0	30	0

(才) 提供区域5 (江北・鹿浜・舎人地域)

a 令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室 数	受入可能数	入室者数
学童保育室	25 室	1,066 人	999 人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が19校、学童保育室が25室あります。

○本計画期間中に統合新校が2校開校することになっており、新校での学童保育の需要喚起が見込まれることから、小学校内への新設を検討します。

○他の地区への流出が難しい江南地区において、慢性的な需要過多が今後も続くことが予測されています。

○このことから、小学校内への新設、民設学童保育室の誘致等により受入可能数110名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,150	1,139	1,120	1,107	1,092
低学年	886	881	868	858	843
高学年	264	258	252	249	249
確保方策					
年度当初受入可能数	1,066	1,066	1,116	1,146	1,176
児童館特例利用登録数	84	73	4	0	0
確保方策合計(B)	1,150	1,139	1,120	1,146	1,176
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	39	84

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	0	50	30	30	0

(カ) 提供区域6（新田地域）

a 令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室 数	受入可能数	入室者数
学童保育室	7室	346人	287人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が1校、学童保育室が7室あります。

- これまでの大規模開発等に伴う人口増による学童保育需要は充足しており、受入可能数が需要数を大幅に上回っている状況です。
- 今後は区域全体において、需要数が減少していくことが予測されるため、受入可能数の増員は行いません。
- 大きく定員割れが発生している学童保育室については、定員や配置の見直し等の検討を行っていきます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	263	235	211	190	176
低学年	222	196	176	156	146
高学年	41	39	35	34	30
確保方策					
年度当初受入可能数	346	346	346	346	346
児童館特例利用登録数	0	0	0	0	0
確保方策合計(B)	346	346	346	346	346
過不足(C)=(B)-(A)	83	111	135	156	170

オ 「新・足立区放課後子ども総合プラン」(令和2年2月策定)

平成30年9月、厚生労働省と文部科学省は、共働き家庭等の「小1の壁」⁹を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「一体型」¹⁰を中心とした「学童保育室」及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」の計画的整備等を進めるため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

これを受け、足立区でも平成28年3月に策定した「足立区放課後子ども総合プラン」の取り組みを検証するとともに、国のプランとの整合を図り、令和2年2月に、学童保育室と放課後子ども教室に係る行動計画として『新・足立区放課後子ども総合プラン』を策定しました。一体型を中心とした学童保育室と放課後子ども教室の事業目標や連携、特別な配慮を必要とする児童への対応などの具体的な方策を定めました。『新・足立区放課後子ども総合プラン』の具体的な内容は、第6章 資料編149ページに掲載しています。

⁹ 子どもが小学校に入学するにあたり、学童保育室に希望どおり入室できなかったり、保育時間が保育園より短いために、保護者が働き方を見直さなければならないことをいう。

¹⁰ 学童保育室と放課後子ども教室を同一の小学校内等で実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

(2) 子育てサロン事業

ア 事業の概要

子育てサロン事業は、乳幼児とその保護者が安心して自由に遊び、利用者同士の交流やスタッフへの相談を行うことなどを通じて、子育てに伴う不安や負担の軽減と育児の孤立防止を図ることにより、健全な子育てを応援している事業です。

【平成30年度の利用実績】

	施設数	延べ利用人数（平成30年度）
子育てサロン	64か所	435,124人回/年 (平成29年度 396,504人回/年)

イ 子育てサロンの現状と今後の機能・役割

- 育児休業中や、教育・保育事業利用の待機中の利用者が多くなっています。
- 土・日曜日の開設により、父親等の利用も増えています。
- 単独型子育てサロンの12か所は、有資格のスタッフが常駐して、相談や子育て情報の提供、子育ての仲間づくりの支援等を行っています。
- 単独型子育てサロンにおいては、父親等の育児参加やプレママ・プレパパの利用促進にも力を入れています。
- 児童館子育てサロンは、区内の身近な地域に52か所あり、親子や子育ての仲間同士とゆったり過ごせる居場所を提供しています。

►利用者に応じた3タイプの機能・役割

今後は、「足立区子育てサロン整備計画」に基づき、子育てサロン全体の再配置も含めて、それぞれの特色を活かした「商業施設等内の子育てサロン」「単独型子育てサロン」「児童館子育てサロン」を機能別に提供し、利用者に応じた3タイプの役割分担を行っていきます。

子育てサロンの利用者に応じた3タイプの役割

◆商業施設等内の子育てサロン【気づき（発見）】

- 相談に行き難いと感じている親も利用しやすい環境をつくる。
- 子育てについての問題を抱えてはいるが、自覚していない保護者を取り込む。
- 単独型子育てサロンや保健センター等の関係機関につなぐ。
- 父親等の育児参加や、プレママ・プレパパの利用の促進を図る。
- 専門的な相談に応じられる専門職や、リスクや問題を発見し、対応できるスキルを持つスタッフを配置する。

◆単独型子育てサロン【寄り添い（解決）】

- 子育てについての問題を自覚しており、解決したい、解決方法を知りたい保護者に対応する。
- 問題が解決したら、身近な児童館での利用につなぐ。
- 利用者の利用目的を見極め、利用者に寄り添った相談や対応ができるスタッフを配置する。

◆児童館子育てサロン【居場所（自立）】

- ママ友同士の集まりや、居場所をもとめている保護者に場を提供する。
- 必要な支援に応じて、専門スタッフがいる単独型子育てサロンにつなぐ。

【位置付けと事業内容】

商業施設等内の子育てサロン

- 子育て啓発イベント
- 育児等の相談
- 他店舗等との連携イベント
- 父親の育児参加の促進
- 足立区の子育て情報の発信
- プレママ・プレパパの受入れ
- 親向けの講座等の実施
- 子育て情報交換

単独型子育てサロン

- 育児等の相談
- 父親の育児参加の促進
- プレママ・プレパパの受入れ
- 子育て情報交換
- 親向けの講座等の実施

児童館子育てサロン

- 利用者の見守り
- イベントの実施
- ママ友・パパ友づくり
- 乳幼児親子向け事業
- 赤ちゃんふれあい事業

ウ 子育てサロンにおける量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

子育てサロン全体では、量の見込みに対して、本計画期間内に十分な定員を確保できる状況にあります。しかし、以下のような子育てサロンに対するニーズや子育て家庭の状況を踏まえ、利用者に応じた機能別のサロンを提供していくことで、支援を要する家庭の利用を高める必要があります。

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

○平成30年度のニーズ調査の結果を見ると、教育・保育事業の利用希望年齢は、3歳（44.8%）が最も多い一方で、子育てサロンの利用年齢は、0歳が最も多く、次いで1歳、2歳となっています。また、0歳の半数近く、0～3歳の4人に1人は、今後子育てサロンを利用したい、利用を増やしたいという意向があります。

○平日の定期的な教育・保育事業の利用割合が前回調査（平成25年度）から8.5ポイント増加しており、母親が就労していない家庭が14.3ポイント減少しているなか、子育てサロンの利用は1.3ポイントの微増となっています。

○妊娠時、困ったときに助けがない人や、居住6か月未満の人は増加しています。さらに、子育てを負担に感じたりイライラしたりする人も増えています。

- 子育てサロン全体では、量の見込みに対して定員の確保は十分にありますが、商業施設等内及び単独型子育てサロンと児童館子育てサロンとでは、役割は大きく違い、事業内容も異なっています。
- 土・日曜日の開設が施設的な制約からできないところも、父親等の育儿参加を促進するため、移転などを機に土・日曜日の開設を図っていきます（P119参照）。
- 参考として、商業施設等内及び単独型子育てサロン（以下、エ　量の見込みと確保方策内では「単独」という）と児童館子育てサロン（以下、エ　量の見込みと確保方策内では「児童館」という）とを分けた確保方策も再掲で示します。
- 子育てサロンの再配置は、各地域のエリアデザイン等、まちづくりの計画により変動するため、具体的な整備時期については、本計画では明記せず、個別の実施計画である「足立区子育てサロン整備計画」の中で、示していきます。

エ　量の見込みと確保方策（区全域）

【区全域】

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	65	65	65	65	65
量の見込み(A)	285,763	277,388	270,862	265,575	261,758
確保方策 (年度当初定員)(B)	469,057	469,057	469,057	475,439	475,439
過不足(C)=(B)-(A)	183,294	191,669	198,195	209,864	213,681
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度中整備	0	0	6,382	0	0

※　量の見込みについては、区が実施したニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

<再掲>

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	256,342	256,342	256,342	262,724	262,724
	児童館	212,715	212,715	212,715	212,715	212,715

オ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

(ア) 提供区域1（千住地域）

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	6か所	79,486人回/年

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	6	6	6	6	6
量の見込み(A)	62,939	60,990	59,612	59,040	58,570
確保方策 (年度当初定員)(B)	64,834	64,834	64,834	64,834	64,834
過不足(C)=(B)-(A)	1,895	3,844	5,222	5,794	6,264

<再掲>

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	45,386	45,386	45,386	45,386	45,386
	児童館	19,448	19,448	19,448	19,448	19,448

(イ) 提供区域2（綾瀬・佐野地域）

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	12か所	64,416人回/年

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

○現在の子育てサロン綾瀬は狭小のため、綾瀬地域に「商業施設等内の子育てサロン」として移転を検討します。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	12	12	12	12	12
量の見込み(A)	55,042	53,492	52,364	51,175	50,257
確保方策 (年度当初定員)(B)	61,234	61,234	61,234	61,234	61,234
過不足(C)=(B)-(A)	6,192	7,742	8,870	10,059	10,977

〈再掲〉

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	24,925	24,925	24,925	24,925	24,925
	児童館	36,309	36,309	36,309	36,309	36,309

(ウ) 提供区域3（梅田・中央本町地域）

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	11か所	49,254人回/年

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	11	11	11	11	11
量の見込み(A)	46,141	44,909	43,756	42,873	42,201
確保方策 (年度当初定員)(B)	76,700	76,700	76,700	76,700	76,700
過不足(C)=(B)-(A)	30,559	31,791	32,944	33,827	34,499

〈再掲〉

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	33,380	33,380	33,380	33,380	33,380
	児童館	43,320	43,320	43,320	43,320	43,320

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(エ) 提供区域4（竹の塚・六町地域）

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	19か所	167,108人回/年

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

○子育てサロン竹の塚は狭小のため、竹ノ塚駅の高架化に伴い、高架下等に移転することを検討しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	19	19	19	19	19
量の見込み(A)	66,683	64,640	62,919	61,430	60,372
確保方策 (年度当初定員)(B)	164,128	164,128	164,128	164,128	164,128
過不足(C)=(B)-(A)	97,445	99,488	101,209	102,698	103,756

〈再掲〉

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	105,800	105,800	105,800	105,800	105,800
	児童館	58,328	58,328	58,328	58,328	58,328

(オ) 提供区域5（江北・鹿浜・舎人地域）

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	14か所	65,592人回/年

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

○上沼田保育園内にある子育てサロン上沼田を、(仮称)江北健康づくりセンター内に移転し、「単独」の役割である父親等の育児参加を促進するため、土・日曜日も開設します（令和4年度の年度中整備に反映）。

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	14	14	14	14	14
量の見込み(A)	41,412	40,114	39,179	38,206	37,596
確保方策 (年度当初定員)(B)	73,367	73,367	73,367	79,749	79,749
過不足(C)=(B)-(A)	31,955	33,253	34,188	41,543	42,153
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度中整備	0	0	6,382	0	0

〈再掲〉

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	20,697	20,697	20,697	27,079	27,079
	児童館	52,670	52,670	52,670	52,670	52,670

(力) 提供区域6（新田地域）

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	2か所	9,268人回/年

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	3	3	3	3	3
量の見込み(A)	13,546	13,243	13,032	12,851	12,762
確保方策 (年度当初定員)(B)	28,794	28,794	28,794	28,794	28,794
過不足(C)=(B)-(A)	15,248	15,551	15,762	15,943	16,032

〈再掲〉

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	26,154	26,154	26,154	26,154	26,154
	児童館	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640

(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）

ア 事業の概要

○認可保育所の中には、保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、基本の保育時間（18時30分まで）以外に保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施している園があります。また、認証保育所や私立認定こども園についても、18時30分より開所時間を長く設定している園については、本事業に位置付けます。

【平成30年度実績】

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	102園	3,728人
認証保育所	29園	272人
私立認定こども園	3園	110人

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。
 ○国の手引きの考えでは、延長保育の量の見込み・確保方策について「時間別」の概念はなく、この考えに従えば令和2年度当初の整備量（＝預かり終了時間が「19時以降」の施設の定員数）をもって既に量の見込みを上回っており、量的には確保されています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	3,267	3,178	3,097	3,025	2,955
確保方策(B)	13,682	13,682	13,682	13,682	13,682
過不足(C)=(B)-(A)	10,415	10,504	10,585	10,657	10,727

○足立区としては、より詳細にニーズを把握すべく「時間別」の延長保育ニーズについても分析しました。

○時間別、エリア別の分析結果は次ページ「ウ 量の見込みと確保方策（提供区域別）」のとおりとなり、21時までの供給量についても確保されています。

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

ウ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

(ア) 提供区域1（千住地域）

a 平成30年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	14園	606人
認証保育所	4園	31人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	19時まで	442	430	415	405	397
	20時まで	43	42	40	39	39
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	485	472	455	444	436
確保方策 (B)	19時まで	-	-	-	-	-
	20時まで	291	291	291	291	291
	21時まで	1,782	1,782	1,782	1,782	1,782
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(イ) 提供区域2（綾瀬・佐野地域）

a 平成30年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	20園	733人
認証保育所	5園	55人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	19時まで	512	499	489	478	467
	20時まで	104	102	100	98	95
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	616	601	589	576	562
確保方策 (B)	19時まで	-	-	-	-	-
	20時まで	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
	21時まで	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(ウ) 提供区域3（梅田・中央本町地域）

a 平成30年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	22園	775人
認証保育所	6園	56人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	19時まで	487	475	463	453	443
	20時まで	130	127	124	121	118
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	617	602	587	574	561
確保方策 (B)	19時まで	110	110	110	110	110
	20時まで	875	875	875	875	875
	21時まで	1,543	1,543	1,543	1,543	1,543
	21時以降	24	24	24	24	24
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(エ) 提供区域4（竹の塚・六町地域）

a 平成30年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	21園	770人
認証保育所	10園	107人
私立認定こども園	1園	56人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	19時まで	507	494	481	469	458
	20時まで	50	49	48	47	46
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	557	543	529	516	504
確保方策 (B)	19時まで	136	136	136	136	136
	20時まで	342	342	342	342	342
	21時まで	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(才) 提供区域5（江北・鹿浜・舎人地域）

a 平成30年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	19園	627人
認証保育所	3園	20人
私立認定こども園	2園	54人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	19時まで	386	376	366	358	349
	20時まで	103	100	97	95	93
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	489	476	463	453	442
確保方策 (B)	19時まで	160	160	160	160	160
	20時まで	845	845	845	845	845
	21時まで	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(力) 提供区域6(新田地域)

a 平成30年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	6園	217人
認証保育所	1園	3人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	19時まで	103	97	96	94	92
	20時まで	14	13	13	13	12
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	117	110	109	107	104
確保方策 (B)	19時まで	-	-	-	-	-
	20時まで	322	322	322	322	322
	21時まで	127	127	127	127	127
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

《参考》区域別の21時以降のニーズについて

21時以降のニーズ調査結果による量の見込みは以下のとおりとなっています。ただし、調査回答の際に、希望の延長保育時間を24時間単位で回答していただくところ、12時間単位で回答された可能性の高いケースが多く(9割弱)、適正な見込みが把握できないため、21時以降のニーズは、参考表記とします。

しかしながら一定のニーズは見込まれるため、今後は民間のベビーホテル等の活用状況を把握しながら、必要に応じて21時以降の延長保育について検討していきます。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
21時以降の量の見込み	区全域	386	374	365	355	346

(4-1) 【幼稚園在園児】一時預かり等の利用

ア 事業の概要

○保護者の希望に応じて、平日（月曜日～金曜日）の4時間を標準とする私立幼稚園・区立認定こども園の教育時間の前後や土曜、長期休暇期間中（春・夏・冬）に、幼稚園での一時預かりを実施しています。

【平成30年度実績】

	実施園数	延べ利用人数
私立幼稚園・区立認定こども園	54園	270,548人日/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ニーズ調査をもとに、量の見込みを算出しました。
- 平成30年度に実施したニーズ調査によると、現在の預かり保育の受け入れ可能人數をもって、量の見込みに対して、既に十分な供給量が確保されています。
- 現在の各園における預かり保育の取り組みが後退しないよう、一時預かり事業（幼稚園型）の制度充実を図っていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	381,536	372,694	362,878	353,066	343,071
1号認定	57,776	56,387	54,888	53,393	51,890
2号認定	323,760	316,307	307,990	299,673	291,181
確保方策(B)	491,953	491,953	491,953	491,953	491,953
過不足(C)=(B)-(A)	110,417	119,259	129,075	138,887	148,882

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(4-2) 【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用

ア 事業の概要

- 保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず一時的に保育施設に預けられるものです。
- 認可保育所、認証保育所などの保育施設に預けられるものほか、利用者宅や支援者宅で一時的な預かりを行う子ども預かり・送迎支援事業などがあります。

【平成30年度実績】

	実施か所数	延べ利用人数
一時預かり事業（認可保育所）	22所	4,365人日/年
認証保育所・小規模保育	49所	2,119人日/年
子育てサロン西新井	1所	846人日/年
ファミリー・サポート・センター事業/ 子ども預かり・送迎支援事業	-	16,371人日/年
派遣型トワイライトステイ	-	3,878人日/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。
- 量の見込みに対して、既に十分な供給量が確保されています。
- 認可保育所における一時預かりを継続していきます。
- 区が子ども預かり・送迎支援事業の子育てホームサポーター養成講座を実施し、子育てホームサポーターの確保とサービスの質の向上を図っていきます。
- 社会福祉協議会がファミリー・サポート・センター事業の提供会員向けの研修を実施し、提供会員の確保とサービスの質の向上を図っていきます。
- 認証保育所や小規模保育においては、園児が定員を満たしている場合は一時預かりを利用できないなど、条件付きであるため、確保方策に組み入れないものとします。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	29,841	28,956	28,269	27,619	27,156
確保方策					
一時預かり事業 (認可保育所)	21,597	21,597	21,009	20,421	20,421
子育てサロン西新井	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344
ファミサポ/子ども預かり・ 送迎支援事業	26,945	24,704	22,718	20,903	19,257
派遣型トワイライトステイ	3,256	2,776	2,367	2,011	1,708
確保方策合計(B)	53,142	50,421	47,438	44,679	42,730
過不足(C)=(B)-(A)	23,301	21,465	19,169	17,060	15,574

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度中整備					
一時預かり事業 (認可保育所)		▲588	▲588		
子育てサロン西新井					
ファミサポ/子ども預かり・送迎支援事業	▲2,241	▲1,986	▲1,815	▲1,646	▲1,478
派遣型トワイライトステイ	▲480	▲409	▲356	▲303	▲248
確保方策合計	▲2,721	▲2,983	▲2,759	▲1,949	▲1,726

- ※ ファミサポ（ファミリー・サポート・センター事業）とは、地域において子育てを援助したい提供会員と援助を受けたい利用会員を結びつける仕組みで、提供会員宅で子どもの預かりや保育施設等への送迎を行うサービス。
- ※ 子ども預かり・送迎支援事業とは、足立区が認定した子育てホームサポーターが自宅または子育てホームサポーター宅で、子どもの預かりや保育施設等への送迎を行うサービス。
- ※ トワイライトステイとは、平日の夜間または休日に実施する子どもの一時的な預かり。

（5）こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）

ア 事業の概要

- 保護者の病気や出産等で一時的に子どもの養育ができない時に、養育協力家庭宅または児童養護施設において、子どもを預かります。

【平成 30 年度実績】

	延べ利用人数
養育協力家庭宅（在宅型）	0 人日/年
児童養護施設（施設型）	1,647 人日/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。
- 量の見込みに対して、既に供給量は整備されています。
- 児童養護施設とともに、引き続き養育在宅型による新たな養育協力家庭の獲得に努め、こどもショートステイ事業の充実を図っていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	2,933	2,858	2,790	2,725	2,664
確保方策(B)	2,936	2,936	2,936	2,936	2,936
過不足(C)=(B)-(A)	3	78	146	211	272

(6) ファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎支援事業(小学生)

ア 事業の概要

○保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず、利用者宅または支援者宅で一時的な子どもの預かり等を実施しています。

【平成30年度実績】

延べ利用人数（小学生）	
ファミリー・サポート・センター事業/ 子ども預かり・送迎支援事業（小学生）	9,556名

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査によらず、過去の実績値を参考にして、量の見込みを算出しました。
 ○量の見込みに対して、既に十分な供給量が整備されています。
 ○区が子ども預かり・送迎支援事業の子育てホームサポーター養成講座を実施し、子育てホームサポーターの確保とサービスの質の向上を図っていきます。
 ○社会福祉協議会がファミリー・サポート・センター事業の提供会員向けの研修を実施し、提供会員の確保とサービスの質の向上を図っていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	7,830	7,124	6,505	5,963	5,485
確保方策					
確保方策(B)	20,697	18,984	17,467	16,077	14,817
過不足(C)=(B)-(A)	12,867	11,860	10,962	10,114	9,332

※ ファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎支援事業における「就学児」と「未就学児」の需要総数に占める各年度の割合を平均し、小学生の量の見込みの算出に使用しました。さらに、過去の実績の動向から各事業の増減率（ファミリー・サポート・センターは対前年度比1.6%減、子ども預かり・送迎支援事業は対前年度比13%減）をもとに、各年度の見込みを算出した。

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(7) 病気の際の対応

ア 事業の概要

- 病気やケガの回復期の児童を預けられる病後児保育については、認可保育園2園があります。なお、平成31年2月より、東部地域病院内において、病児保育を開始しました。
- ベビーシッター事業者等が実施する在宅型の病児保育サービスを利用したときに、その料金の一部を助成する病児保育（在宅型）利用料金助成があります。

【平成30年度実績】

	延べ利用人数
病後児保育（保育所）	213人日/年
病児保育（東部地域病院内）	15人日/年
病児保育（在宅型）利用料金助成	125人日/年

※ 病児保育（東部地域病院内）は平成31年2月から実施

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ニーズ調査をもとに、量の見込みを算出しました。
- 量の見込みに対して、既に供給量は整備されています。
- 病後児保育については、認可保育園2園での実施を継続していきます。
- 病児保育は東部地域病院内病児保育の実施状況や、病児保育（在宅型）での今後の利用助成の状況を見ながら、支援を進めていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	2,859	2,783	2,713	2,647	2,590
確保方策					
公立保育園	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
私立保育園	972	972	972	972	972
病児保育(東部地域病院)	972	972	972	972	972
病児保育利用料金助成	146	146	146	146	146
確保方策合計(B)	3,266	3,266	3,266	3,266	3,266
過不足(C)=(B)-(A)	407	483	553	619	676

(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

ア 事業の概要

- 子育てに関する相談を受け、専門機関や地域と連携・協力のもと、解決・支援にあたっています。
- 児童虐待や養育困難家庭に対応するための要保護児童対策地域協議会の開催や児童虐待予防の周知と啓発のための講座やキャンペーン等を実施しています。

【平成30年度実績】

	延べ利用人数等
(ア) 養育支援訪問事業	739人日/年
(イ) 要保護児童対策地域協議会の開催回数	237回
(ウ) 児童虐待予防講座の開催回数	11回

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

(ア) 養育支援訪問事業

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	842	898	959	1,029	1,091
確保方策の考え方	○引き続き、「預かり・送迎支援」及び「育児・家事支援」の訪問事業を、NPO法人への委託により支援の量を確保し、支援が必要な家庭に対する相談・支援を進めていきます。				

※ ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しました。

→算出根拠：養育支援訪問事業は、預かり送迎、育児家事支援委託、などの養育支援訪問事業の各30年度実績を算出、利用数は相談件数の増減と関連付けられるので、過去5年の相談件数を見て増加率を算出し、今後の見込みに反映させました。

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(イ) 要保護児童対策地域協議会の開催

(ウ) 児童虐待予防講座等の実施

	単位：回				
量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童対策地域協議会の開催	271	290	310	332	355
児童虐待予防講座等の実施	13	13	13	13	13
確保方策の考え方	○要保護児童対策地域協議会地区連絡会(年7回)、虐待ケース調整会議(毎月1回)、及び個別会議(個別の要保護児童について関係する各機関の担当者が集まり開催)等により関係機関の連携強化を図り、支援を進めます。 ○児童虐待予防講座(NP講座・イライラしない子育て講座)を継続実施することで、児童虐待の未然防止を推進します。				

※ ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しました。

→算出根拠(イ)要保護児童対策地域協議会の開催数は相談件数の増減と関連付けられるので、ここ5年の相談件数を見て増加率を算出し、今後の見込みに反映させました。

(ウ)オレンジリボンキャンペーン、養育家庭体験発表会、養育家庭PRパネル展示、NP講座、イライラしない子育て講座等(NP講座、イライラしない子育て講座は年数回の実施を見込む)

令和2年度以降は、回数に変更予定はないことから、同数としました。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

ア 事業の概要

○生後3か月までの乳児がいる全家庭を助産師・保健師が訪問し、新生児の発育・栄養状態、生活環境の確認や相談、育児に必要なアドバイスを行っています。また、子育て支援に関する情報提供や、母親のメンタルフォローの場にもなっています。

【平成30年度実績】

	訪問件数（割合）
乳児家庭全戸訪問事業	4,377件(99.7%)

※ 平成30年度内に出生した訪問希望者(訪問連絡票届出件数)に対する訪問指導件数・割合

イ 量の見込みと確保方策(区全域)

	単位：人				
量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,300	4,100	4,100	4,000	3,900
確保方策の考え方	○実施体制：委託訪問指導員・保健師が自宅訪問 ○案内：訪問連絡票を母子健康手帳に綴じ込み、チラシと一緒に配布しています。訪問連絡票未提出者には電話や通知で勧奨を行い、今後も引き続き、訪問率向上に努めています。				

※ ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しています。

→算出根拠：人口推計の当年出生数×訪問率

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

ア 事業の概要

○妊婦健康診査の受診により、健康管理、流・早産の防止、妊娠婦・乳幼児死亡率の低下、未熟児出生防止に努めています。

【平成30年度実績】

		受診回数
妊婦健康診査		60,825人回/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

	単位：人回/年				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	66,900	64,800	64,000	62,700	61,800
確保方策の考え方	○実施場所：都内委託医療機関、里帰り等助成（都外医療機関・助産所） ○検査項目・実施回数：妊娠健診全14回／超音波検査2回 ／子宮頸がん検診1回 ○案内：妊娠届出及び妊娠訪問時に妊娠健診の受診勧奨を、今後も引き続き実施していきます。				

※ ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しています。

→算出根拠：（人口推計の当年出生数×1.15）×平均受診回数12回

(11) 利用者支援に関する事業

ア 事業の概要

○子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○合わせて、妊娠期から子育て期の妊娠婦に、保健師等がきめ細やかに指導や相談・助言等の支援を行い、妊娠期から切れ目のない母子保健事業を推進しています。

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

	単位：か所				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	6	6	6	6	6
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既に子ども施設入園課窓口での相談や子育てサロン等での出張相談の体制を構築しています。 ○今後も引き続き実施し、より適切で的確な保育サービス、子育てサービス等の選択、利用につながるよう支援していきます。 ○保健予防課と各保健センター等での「あだちスマイルママ&エンジエルプロジェクト(ASMAP)」において、妊娠届出書の内容から支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を今後も引き続き、行っています。 ○関係機関と連携することで育児不安や生活上の困難な状況も改善していきます。 				

※ ニーズ調査によらず、量の見込みを算出しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ア 事業の概要

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

イ 確保方策（区全域）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,129	1,102	1,073	1,043	1,014
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園等に在園する児童の保護者が、園に対して支払うべき給食費・教材費等の実費の一部について、低所得世帯・多子世帯を対象として補助します。 				

※ ニーズ調査によらず、量の見込みを算出しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

ア 新規参入施設等への巡回支援

(ア) 事業の概要

○教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

(イ) 確保方策（区全域）

○保育施設は、新規参入（令和2年度に認可保育所2園）を含む開設1年目の施設に対して、区の保育士が月1回以上巡回し、重点的な支援を実施しています。

○その他の事業では新規参入の予定はありません。

○事業者の公募などにより新規参入があった場合、個々の状況に応じて適切な支援を実施していきます。

イ 認定こども園特別支援教育・保育経費

(ア) 事業の概要

○私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(イ) 確保方策（区全域）

○事業の実施にあたっては、私学助成等による支援内容を踏まえて検討していきます。



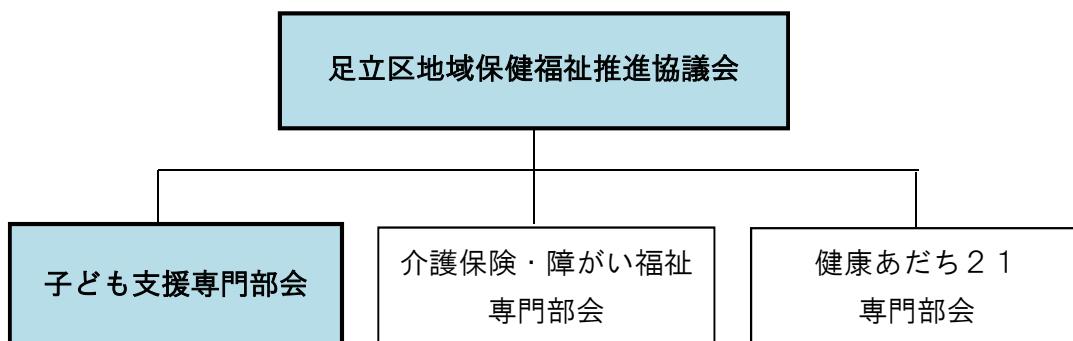
第6章 資料編

1 計画策定の経過

(1) 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により、区市町村は子ども・子育て支援事業計画を定めるとき、または変更しようとするときは、あらかじめ条例で定める「子ども・子育て会議」の場で意見を聴かなければならないこととされました。

そこで、足立区では「足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む）」を、子ども・子育て支援法第77条に規定する「子ども・子育て会議」とし、第2期の子ども・子育て支援事業計画の策定について審議してまいりました。



(2) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する子ども・子育て会議の開催状況

開催日	会議体	審議(報告)事項
平成30年12月19日	平成30年度第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会 (以下「専門部会」)	第2期子ども・子育て支援事業 計画の策定について
平成30年12月25日	平成30年度第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 (以下「推進協」)	
令和元年6月26日	令和元年度第1回 専門部会	「子ども・子育て支援事業計画の 平成30年度実績」、「子ども・子 育て支援事業計画策定に伴うニー ズ調査の実施結果及び教育・保育 等の量の見込み」並びに「第2期 子ども・子育て支援事業計画の施 策体系（骨子案）」等について
令和元年7月16日	令和元年度第2回 専門部会	
令和元年8月2日	令和元年度第1回 推進協	
令和元年10月11日	令和元年度第3回 専門部会	第2期足立区子ども・子育て支援 事業計画（素案）について
令和元年12月13日	令和元年度第4回 専門部会	第2期足立区子ども・子育て支援 事業計画（案）の策定とパブリッ クコメントの実施結果について
令和元年12月26日	令和元年度第2回 推進協	
令和2年2月26日*	令和元年度第5回 専門部会	第2期足立区子ども・子育て支援 事業計画の策定について
令和2年3月27日*	令和元年度第3回 推進協	

* 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となりました。

2 足立区地域保健福祉推進協議会条例等

(1) 足立区地域保健福祉推進協議会条例（平成12年足立区条例第37号）

（設置）

第1条 足立区における地域保健福祉を推進するため、区長の附属機関として、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申する。

- (1) 老人保健福祉の推進に関すること。
- (2) 地域保健医療の推進に関すること。
- (3) 介護保険事業の推進に関すること。
- (4) 児童福祉の推進に関すること。
- (5) 障害者福祉の推進に関すること。
- (6) 健康づくりの推進に関すること。
- (7) 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項

2 協議会は、地域保健福祉の推進に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な事項について、区長に建議することができる。

（組織）

第3条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員50名以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年間とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（部会）

第7条 専門事項を調査するため、協議会に部会を置くことができる。

（意見の聴取）

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年東京都足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

東京都足立区地域保健福祉推進協議会	日額 7,000円
-------------------	-----------

(2) 足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」設置要綱

(設置)

第1条 足立区地域保健福祉推進協議会条例（平成12年足立区条例第37号。以下「条例」という。）第7条及び足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則（平成12年足立区規則第6号。以下「規則」という。）第4条に基づき、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）内に、子ども支援専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会で検討すべき事項について、特に専門的に調査及び研究すること。
- (2) あだち次世代育成支援行動計画の推進状況及び施策の評価等に関するここと。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画の推進状況及び施策の評価等に関するここと。
- (4) その他、足立区における子ども支援及び子育て支援の推進に関し必要なこと。

(任期)

第3条 専門部会員の任期は、条例第4条の規定に準じる。

(会長及び副会長)

第4条 専門部会には、部会長の指名により副部会長を置くことができる。

2 部会長は会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会は、過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 専門部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

2 足立区地域保健福祉推進協議会条例等

(意見の聴取)

第6条 専門部会は、条例第8条に準じて協議会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。この場合において、出席者に対し第8条第1項第1号及び第2号に定める報償費を支給する。

(公開)

第7条 専門部会は、公開とする。ただし、部会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 公開の方法及び手続きその他の事項は、足立区地域保健福祉推進協議会公開要綱（15足福福発第1529号。平成15年11月26日福祉部長決定。）に準ずるものとする。

(委員報酬等)

第8条 第6条により出席を求められた者には、次の各号による報償費を支給する。

- (1) 学識経験の第6条により出席を求められた者の報償費 日額1万8,000円
- (2) 前号以外の第6条により出席を求められた者の報償費 日額 7,000円

2 協議会の開催日と同日に開催する場合、協議会の報酬と重複しての支給はしない。

(守秘義務)

第9条 専門部会員又は専門部会員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は第6条により出席を求められた者についても同様とする。

(委任)

第10条 区長の権限に属する事務の委任等に関する条例（平成23年足立区条例第3号）
第1条に基づき、区長は、この要綱に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

(庶務)

第11条 専門部会の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

付 則（15足福子発第612号 福祉部長決定）

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

付 則（16足福子発第1250号 福祉部長決定）

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（16足福子発第2683号 福祉部長決定）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（19足福子発第2992号 福祉部長決定）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（21足子施発第83号 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

付 則（22足子子発第546号 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（23足教子子発第372号 平成23年5月10日子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（25足教子子発第1813号 平成25年9月9日子ども家庭部長決定）

1 この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

2 平成25年度に選考した特別部会員の任期については、地域保健福祉推進協議会の協議会委員の委員改選期に合わせる。ただし、特別部会員の再任は妨げない。

付 則（25足教子子発第2600号 平成25年11月20日子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。

付 則（25足教子子発第4085号 平成26年3月31日子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（27足教子子発第1274号 平成27年7月16日子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（27足教子子発第3732号 平成28年3月25日子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3 足立区地域保健福祉推進協議会等委員名簿

(1) 足立区地域保健福祉推進協議会委員名簿

No	役職	氏名	選出団体名
1	会長	諫訪徹	学識経験者(地域福祉)
2	副会長	酒井雅男	学識経験者(弁護士)
3	委員	奥野英子	学識経験者(障がい福祉)
4	委員	近藤尚己	学識経験者(社会疫学・公衆衛生学)
5	委員	齊藤多江子	学識経験者(保育学)
6	委員	藤原武男	学識経験者(公衆衛生学)
7	委員	白石正輝	区議会議員
8	委員	にたない和	区議会議員
9	委員	岡安たかし	区議会議員
10	委員	浅子けい子	区議会議員
11	委員	銀川ゆい子	区議会議員
12	委員	早川貴美子	足立区医師会
13	委員	湊耕一	東京都足立区歯科医師会
14	委員	藤田義人	足立区薬剤師会
15	委員	吉田忠司	足立区町会・自治会連合会
16	委員	野辺陽子	足立区民生・児童委員協議会
17	委員	乾雅榮	足立区女性団体連合会
18	委員	本田博	足立区住区センター連絡協議会
19	委員	中村輝夫	足立区老人クラブ連合会
20	委員	小川勉	足立区介護サービス事業者連絡協議会
21	委員	大竹吉男	足立区ボランティア連合会
22	委員	福岡靖介	介護老人保健施設
23	委員	橋本飛鳥	特別養護老人ホーム
24	委員	細井和男	高齢者在宅サービスセンター
25	委員	石川優樹	訪問看護ステーション
26	委員	猿渡滝雄	足立区保健所運営協議会
27	委員	小菅重雄	足立区健康づくり推進員会議
28	委員	名久井昭吉	足立区障害者団体連合会

No	役職	氏 名	選出団体名
29	委 員	加 藤 仁 志	足立区障害者団体連合会
30	委 員	小久保 兼 保	足立区障害者団体連合会
31	委 員	重 田 穂	足立区障害者団体連合友愛会
32	委 員	江 黒 由美子	足立区障害者団体連合友愛会
33	委 員	鈴 木 真理子	足立区障害者団体連合友愛会
34	委 員	川 下 勝 利	足立区民間保育園連合会
35	委 員	古 庄 宏 吉	足立区私立幼稚園協会
36	委 員	古 性 力	足立区立小学校 P T A 連合会
37	委 員	加 藤 真砂美	足立区立中学校 P T A 連合会
38	委 員	茂出木 幸 子	足立区スポーツ推進委員会
39	委 員	宮 原 敏 昭	警視庁
40	委 員	宮 澤 裕	東京消防庁
41	委 員	工 藤 信	区職員
42	委 員	定 野 司	区職員
43	委 員	鳥 山 高 章	区職員
44	委 員	秋 生 修一郎	区職員
45	委 員	中 村 明 慶	区職員
46	委 員	今 井 伸 幸	区職員
47	委 員	松 野 美 幸	区職員
48	委 員	川 口 真 澄	区職員
49	委 員	大 高 秀 明	足立区社会福祉協議会

※ 令和元年8月2日現在

(順不同・敬称略)

(2) 足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会委員名簿

No	氏 名	選出団体名	備考
1	齊藤 多江子	学識経験者（保育学）	◎部会長
2	大高秀明	足立区社会福祉協議会	○副部会長
3	野辺陽子	足立区民生・児童委員協議会	
4	乾 雅榮	足立区女性団体連合会	
5	本田 博	足立区住区センター連絡協議会	
6	川下勝利	足立区民間保育園連合会	
7	古庄宏吉	足立区私立幼稚園協会	
8	古性力	足立区立小学校PTA連合会	
9	加藤 真砂美	足立区立中学校PTA連合会	
10	鳥山高章	区職員	
11	秋生修一郎	区職員	
12	松野美幸	区職員	
13	川口真澄	区職員	
14	小谷博子	東京未来大学こども心理学部	特別部会員
15	廣島清次	足立区認証保育所連絡会	特別部会員
16	中嶋篤子	足立区小規模保育室連絡会	特別部会員
17	佐藤登志枝	家庭的保育関係者	特別部会員
18	高祖常子	ファミリー・サポート・センター提供会員	特別部会員
19	掛川秀子	足立区子育てアドバイザー連絡会	特別部会員
20	三浦昌恵	子育て当事者	特別部会員
21	飯田今日子	子育て当事者	特別部会員
22	小田恵美子	子育て当事者	特別部会員
23	中台恭子	子育て当事者	特別部会員
24	首藤広行	足立区民生・児童委員協議会 主任児童委員長	特別部会員

※ 令和元年8月2日現在

(順不同・敬称略)

4 新・足立区放課後子ども総合プラン

**新・足立区放課後子ども総合プラン
(令和2年度～6年度)**

～～子どもの安全安心な放課後のために～～



**令和2年2月
足立区住区推進課
足立区教育委員会学校支援課**

目 次

目 次

第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって	1
1 策定の背景	1
2 策定の経過	3
3 位置づけ	4
4 プランに盛り込むべき内容	6
5 計画期間	8
6 推進体制	9
第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画	10
1 学童保育室と放課後子ども教室の整備目標	10
2 学童保育室の年度ごとのニーズ見込みと確保方策	11
3 学童保育室の開所時間の延長	14
4 学童保育室の質の向上対策	15
5 学童保育室での事業内容の周知方策	16
6 放課後子ども教室の実施計画	16
7 学童保育室と放課後子ども教室の一体的実施と連携強化	19
8 特別な配慮を必要とする児童への対応	21
第3章 資料 (※別冊に記載)	
・ 「新・放課後子ども総合プラン」(文部科学省・厚生労働省)	
・ 「新・放課後子ども総合プラン」について(通知)	
・ 「足立区放課後子ども総合プラン」(旧プラン)	
・ 「平成31年度学童保育室待機児童緊急対策」	
・ 「放課後子ども教室体験プログラム(放課後+One)」	
・ 「新・足立区放課後子ども総合プラン(骨子案)」へのパブリックコメントと区の考え方	

第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって
1 策定の背景

第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって

1 策定の背景

平成26年7月に文部科学省と厚生労働省は、共働き家庭等の「小1の壁」¹を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験ができるよう『放課後子ども総合プラン』を策定しました。

このプランは、厚生労働省所管の放課後児童クラブ（足立区では「学童保育室」といいます。以下、本プランでは「学童保育室」といいます。）の増設、また文部科学省所管の放課後子供教室（足立区では「放課後子ども教室」といいます。以下、本プランでは「放課後子ども教室」といいます。）と学童保育室との一体的実施をめざすもので、地方自治体ごとのプランが求められました。

そこで、足立区では、平成28年3月に「足立区放課後子ども総合プラン」（平成27年度～平成31年度）を策定し、学童保育室と放課後子ども教室の双方で、目標事業量や連携方策を設定し、以下のとおり取組んできました。

- ① 小学校の改築時等に、校内へ学童保育室を設置し、平成30年度末には、全小学校69校中30校、学童保育室数では31か所（38室）を「一体型」²として実施。
- ② 小学校に隣接する学童保育室2か所（3室）においても、双方の児童が、放課後子ども教室が実施する活動に参加できるよう連携をとり実施。
- ③ 放課後子ども教室については、全学年実施校が69校中68校（令和2年2月時点）。

国のプランでは、計画期間（平成27年度～平成31年度）内に、学童保育室を全国で新たに約30万人分を整備することや、学童保育室と放課後子ども教室の「一體

¹ 子どもが小学校に入学するにあたり、学童保育室に希望どおり入室できなかったり、保育時間が保育園より短いために、保護者が働き方を見直さなければならないことをいいます。

² 学童保育室と放課後子ども教室を同一の小学校内等で実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいいます。

4 新・足立区放課後子ども総合プラン

第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって

1 策定の背景

型」の実施拡大を図ることを目標³としていましたが、現状では目標の達成に至っていません。

さらに近年の女性就業率の上昇等による共働き家庭等の増加により、学童保育室の待機児童がさらに増加することが見込まれ、学童保育室の整備が喫緊の課題となっています。また、「一体型」での実施についても、学校の余裕教室が、様々な教育需要から他の学習用として転用されるなど、校内への学童保育室の増設が進まない現状もあります。

これらを踏まえて国は、平成30年9月に、旧プランの期間を1年短縮し、令和元年度から令和5年度までの5か年の「新・放課後子ども総合プラン」を前倒しして策定しました。

これを受けて足立区も、現行の「足立区放課後子ども総合プラン」の取組みを検証するとともに、国的新プランとの整合を図り、「新・足立区放課後子ども総合プラン」の策定に至りました。

³ 令和元年度末までに、全小学校区(約2万か所)で一体的に、又は連携して実施し、うち1万か所以上を「一体型」で実施することをめざしていました。

第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって
2 策定の経過

2 策定の経過

プラン策定にあたっては、足立区地域保健福祉推進協議会および同協議会の部会である足立区子ども支援専門部会にご審議いただきました。

なお、広く区民の皆様の意見をお聴きするため、パブリックコメントも実施しました。

(1) 足立区地域保健福祉推進協議会

- 令和元年12月26日
- 令和2年 3月27日 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

(2) 足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会

- 令和元年10月11日
- 令和元年12月13日
- 令和2年 2月26日 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

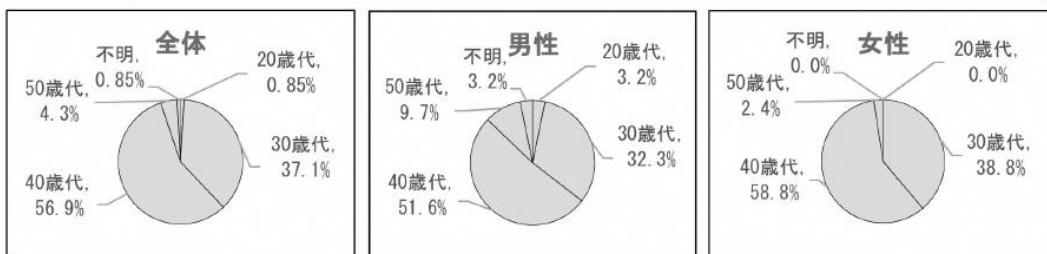
(3) パブリックコメント

令和元年11月1日から11月30日まで、パブリックコメント（☞別冊P30）を実施し、プランの骨子案に対して幅広い意見をいただきました。

ア 意見提出者数等 116名、118件

(ア) 提出者属性 (名)

性別／年齢	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	不 明	合 計
男性	1 (3.2%)	10 (32.3%)	16 (51.6%)	3 (9.7%)	1 (3.2%)	31 [26.7%]
女性	0 (0%)	33 (38.8%)	50 (58.8%)	2 (2.4%)	0 (0%)	85 [73.3%]
合計	1 (0.85%)	43 (37.1%)	66 (56.9%)	5 (4.3%)	1 (0.85%)	116 [100%]



イ 主な意見・要望等 24項目

- 民間学童保育室への補助・支援（113名、全体の97%）
- 午後7時まで開所の学童保育室拡大（6名）
- 放課後子ども教室の全校全学年実施（1名）
- 区立公園の見守り人員の配置（1名）

※「☞」は掲載しているページを示しています。

4 新・足立区放課後子ども総合プラン

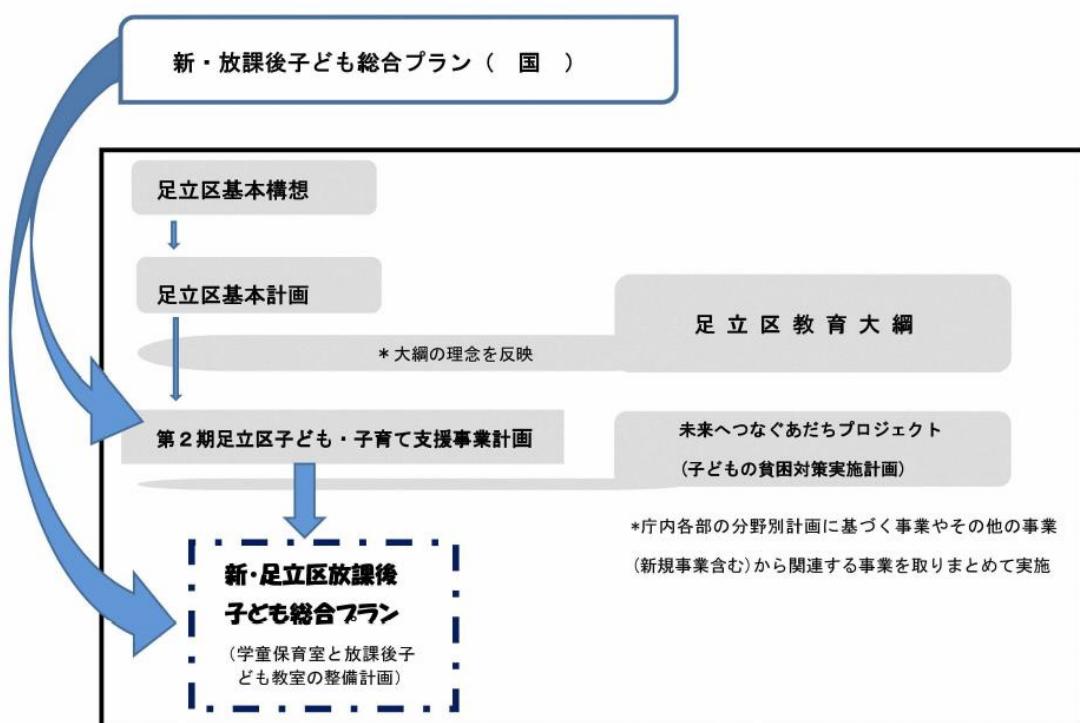
第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって
3 位置づけ

3 位置づけ

(1) プランの範囲

プランは、子ども・子育て支援法第60条及び次世代育成支援対策推進法第7条の規定に基づく指針に即して策定します。

なお、文部科学省通知の30文科生第396号「新・放課後子ども総合プランについて」を受け、国が示した各区市町村の策定するプランに盛り込むべき内容の一部は、「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」に記載するため、プランは、学童保育室及び放課後子ども教室にかかる施策についてのみを内容とします。



(2) 基本理念

「新・足立区放課後子ども総合プラン」は、教育大綱に掲げた基本理念『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』を共有します。この基本理念には、迷いや困難に直面してもそれを乗り越え、自らが信じる夢や希望に向かって進む、たくましさを持って生きて欲しいという思いが込められています。

第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって
3 位置づけ**(3) 足立区基本計画との関係**

プランに掲げた基本理念『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』の実現には、ます、日々のくらしの主役であり、まちづくりの担い手でもある「ひと」がいて、その人々が営む日々の「くらし」があり、そのくらしが展開される舞台となる「まち」があります。さらに、「ひと」「くらし」「まち」を支える「行財政」が必要となります。

プランにおける子ども・子育て支援につながる施策は、『足立区基本計画』の「ひと」「くらし」「まち」「行財政」の4つの視点と16の施策群、52の施策を踏まえて体系づけられています。

学童保育室と放課後子ども教室が連携して取組むことにより、『足立区基本構想』の柱立ての一つである『自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人』を育むことに寄与し、もって『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』の実現をめざします。

4 新・足立区放課後子ども総合プラン

第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって
4 プランに盛り込むべき内容

4 プランに盛り込むべき内容

この度の策定にともない、国からプランに盛り込むことを求められた内容は以下のとおりです。

(1) 学童保育室に関すること

- ア 学童保育室の年度ごとの量の見込みと目標整備量 ↗ P11
- イ 地域の実情に応じた学童保育室の開所時間の延長に係る取組 ↗ P14
- ウ 学童保育室の質をさらに向上させていくための方策 ↗ P15
- エ 学童保育室における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 ↗ P16
- オ 一体型の学童保育室の目標整備量 ↗ P19
- カ 学童保育室及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策 ↗ P19
- キ 小学校の余裕教室等の学童保育室及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策 ↗ P19
- ク 学童保育室及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と地域のちから推進部の具体的な連携に関する方策 ↗ P19
- ケ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 ↗ P21

※ ウ・エ・ケは、新たに国が示した内容です。

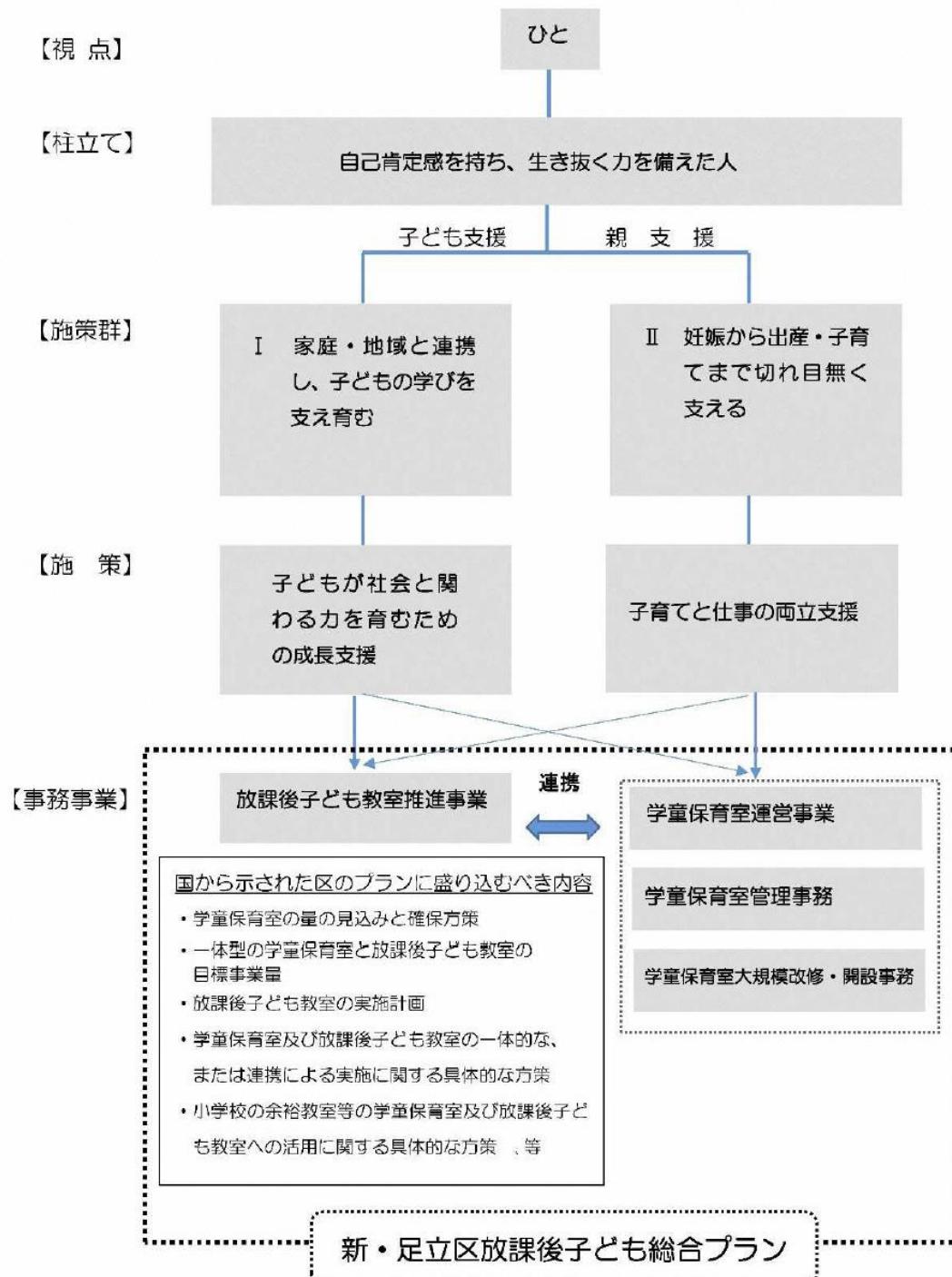
(2) 放課後子ども教室に関すること

- ア 放課後子ども教室の実施計画 ↗ P16
- イ 学童保育室及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策 ↗ P19
- ウ 学童保育室及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と地域のちから推進部の具体的な連携に関する方策 ↗ P19

※ 「↗」は掲載しているページを示しています。

第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって
4 プランに盛り込むべき内容

プランの体系図



第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって
5 計画期間

5 計画期間

プランの計画期間は、令和2年度を始期としますが、最終年度は国のプランの期間が満了する令和5年度を1年先延ばしして令和6年度までとし、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定による基本指針に即した、「第2期子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度から令和6年度)と期間を合わせて、一体的に推進を図ることとしました。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------



第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって
6 推進体制

6 推進体制

放課後子ども教室担当所管（教育委員会学校支援課）、運営支援担当（公益財団法人足立区生涯学習振興公社）と学童保育室担当所管（地域のちから推進部住区推進課）による連絡会（2か月に1回開催予定）等において、プランで定めた方策の効果や目標事業量の達成度について検証し、方向性や推進体制の確認を行うなど、PDCAサイクルに則り事業推進を図っていきます。

PDCAサイクルのイメージ



第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画

1 学童保育室と放課後子ども教室の整備目標

学童保育室と放課後子ども教室における主な事業目標は以下のとおりです。

- (1) 学童保育室の整備については、小学校の改築時や適正配置の実施時において、新規設置や定員の増員を図る他、民設の学童保育室の誘致等により促進していきます。

現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
114室	129室

- (2) 小学校全69校において、放課後子ども教室の全学年(1~6年生)実施をめざします。

現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
68校	全小学校（67校）

※令和4年度、5年度に統合予定

- (3) 学童保育室と放課後子ども教室の「一体型」について、全小学校の半数での実施をめざします。

現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
30校／69校	全小学校数の1／2

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
2 学童保育室の年度ごとのニーズ見込みと確保方策

2 学童保育室の年度ごとのニーズ見込み⁴と確保方策

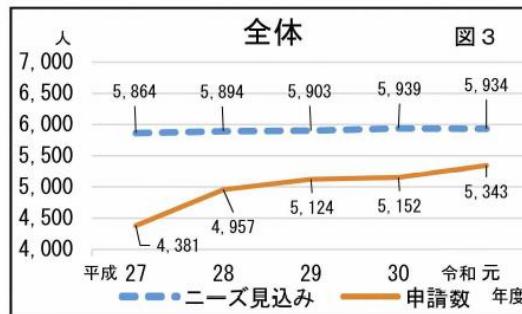
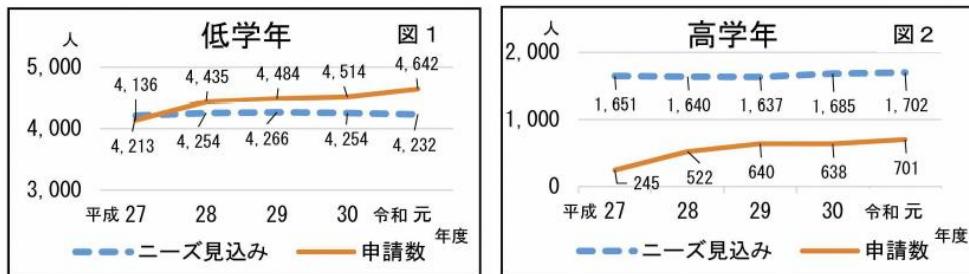
(1) 現状

ア 全ての年度において全学年のニーズ見込みが申請数を上回りました（図3）。

イ 児童福祉法改正により、学童保育の対象が小学校3年生までから、6年生までに拡大したことにより、必要量の大幅増を見込みましたが、特に高学年の申請数が予想に反して伸びませんでした（図2）。

旧・足立区放課後子ども総合プラン(平成27年度～令和元年度)におけるニーズ見込みと実績
*単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
低学年	ニーズ見込み	4,213	4,254	4,266	4,254	4,232
	申請数	4,136	4,435	4,484	4,514	4,642
高学年	ニーズ見込み	77	△181	△218	△260	△410
	申請数	1,651	1,640	1,637	1,685	1,702
全学年	ニーズ見込み	245	522	640	638	701
	申請数	1,406	1,118	997	1,047	1,001
ニーズ見込みと申請数の差	ニーズ見込み	5,864	5,894	5,903	5,939	5,934
	申請数	4,381	4,957	5,124	5,152	5,343
ニーズ見込みと申請数の差		1,483	937	779	787	591



⁴ 区が実施したニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
 2 学童保育室の年度ごとのニーズ見込みと確保方策

※令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室 数（室）	受入可能数（人）	入室者数（人）
学童保育室	114	5,032	4,768

※受入可能数とは、学童保育室の定員に、定員の弾力化分として定員の一割程度の人数を加えたものです。

（2）課題

ア 学童保育室の定員増や定員の弾力化⁵、児童館特例利用⁶により、区全体としての受入可能数は確保できていますが、地域別では以下の理由により待機児童の解消には至っていないため、今後も整備が必要です。

（待機児童の解消には至っていない理由）

- ・ 学童保育室入室申請が小学校内の学童保育室に集中している
- ・ 近隣に児童館がないために児童館特例利用ができない
- ・ 定員に余裕のある地域と余裕の無い地域が偏在している

（3）整備計画

ア 地域の細分化による詳細なニーズ見込みの設定

- ・ 区全体を7つに区分した現計画を改め、33地区に細分化した分析を行い、受入可能数を申請数が上回ることが見込まれる地区には学童保育室を整備していきます。
- ・ 様々な理由から、年度途中に学童保育室を退室する児童が年間約700名に上ることも勘案しつつ、別途、個別計画として「足立区学童保育室整備計画」を策定し、待機児童解消に努めます。
- ・ 当面の対策としては、児童館特例利用や放課後子ども教室などの情報を積極的に保護者に提供し、各家庭の事情に合わせた放課後の居場所を案内していきます。

イ ニーズ見込みに対する受入可能数の増員

- ・ 基本的には、小学校の改築時等に校内に学童保育室を設置していくますが、困難な場合等は、民設学童保育室の誘致を行っていきます。
- ・ 令和2年度以降、ニーズ見込みが受入可能数を大きく上回るため、プラン最終年度の令和6年度のニーズ見込みに合わせて、以下のとおり受入可能数を増員していきます。

なお、「平成31年度学童保育室待機児童緊急対策」に基づき、令和2年度（令和元年度中整備）に受入可能数90名の増員を行います。

これ以降も、プラン期間中の令和6年度までに430名の増員を行います。

⁵ 待機児童解消のために、出席率を勘案したうえで、定員の約1割程度の人数を増員しています。

⁶ 小学校から一旦帰宅せずに、ランドセルを持ったまま児童館を利用できる制度のことです（登録制）。

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
2 学童保育室の年度ごとのニーズ見込みと確保方策

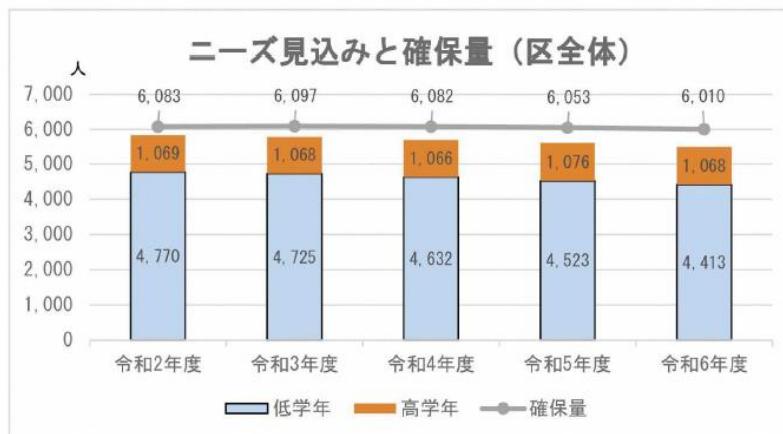
(増員の年度別内訳) ※下表「年度中の整備計画」を参照

- 令和3年度（令和2年度中整備） 120名程度増員
- 令和4年度（令和3年度中整備） 130名程度増員
- 令和5年度（令和4年度中整備） 90名程度増員
- 令和6年度（令和5年度中整備） 90名程度増員

区全域		単位：人				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ見込み(A)		5,839	5,793	5,698	5,599	5,481
低学年		4,770	4,725	4,632	4,523	4,413
高学年		1,069	1,068	1,066	1,076	1,068
確保方策						
受入可能数		5,122	5,242	5,372	5,462	5,552
児童館特例利用登録数		961	855	710	591	458
確保方策合計(B)		6,083	6,097	6,082	6,053	6,010
過不足(C)=(B)-(A)		244	304	384	454	529

年度中の整備計画 …年度中に整備された確保方策が次年度の受入可能数に反映されます。 単位：人

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員見直し・増室による増	120	130	90	90	0



第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
3 学童保育室の開所時間の延長

3 学童保育室の開所時間の延長

(1) 現 状

- ア 学童保育室の開所時間は原則午後5時までですが、延長保育として午後6時まで開所しています。さらに、保護者の就労時間等、特別な理由がある場合は、午後7時まで開所する特別延長保育を実施しています。
- イ 平成27年度から平成30年度までに、新たに10か所の学童保育室で特別延長保育を実施し、合計31か所での実施となりました。

(2) 課 題

- ア 特別延長保育に対する要望が多く寄せられている地域や、保護者の就労時間等から需要が見込まれる地域があります。
- イ 特別延長保育の実施にあたっては、延長した時間帯における職員配置の確保が必要です。

(3) 整備計画

- ア 区全体を面でとらえ、地域間で大きな偏りが出ないようにバランスを考慮したうえで実施していきます。
- イ 実施に必要な職員を確保するために、学童保育業務や待遇面に係る魅力を幅広く発信できるよう、広報やホームページ、SNS等の活用など、様々な媒体について検討していきます。

年度別目標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別延長保育の新規実施数(か所)	7	4	4	4	4
特別延長保育実施数(か所)【A】	38	42	46	50	54
(特別延長保育実施率(%))【A】/【B】)	(36.5)	(39.3)	(41.8)	(44.2)	(46.6)
区全体学童保育室数(か所)【B】	104	107	110	113	116

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
4 学童保育室の質の向上対策

4 学童保育室の質の向上対策

(1) 現状

- ア 学童保育室職員の対応等に関する苦情が、少なからず寄せられています。
- イ 食物アレルギー対応等、子どもの命にかかるリスクが存在します。

(2) 課題

- ア 学童保育室職員を対象にした基礎研修、スキルアップ研修の充実が必要です。
- イ 臨時職員等を含めた学童保育室職員における、放課後児童支援員の資格取得を推奨していく必要があります。

(3) 実施計画

- ア 質の向上に資するため、下記の研修を引き続き実施していきます。なお、今後新たな課題が発生した場合には、対応する研修を追加して実施していきます。

体系	内容	実施回数	対象者
基礎研修	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育事業について ・虐待防止 ・食育について ・食品衛生・応急手当 ・アレルギーに関する基礎知識 ・職員としての心構え（接遇・コンプライアンス・危機管理・虐待防止） 	各研修を年1回実施 (計年6回)	学童保育室職員が5年に1度受講できるよう計画する
スキルアップ研修	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理 ・外国の文化や習慣について ・実践報告とチーム支援による子どもへの対応 ・学童保育室の課題解決に向けて（事例を通して） ・発達支援児等の理解とその対応について 	各研修を隔年1回、一部は毎年実施 (計年3回)	

- イ 東京都等が実施する放課後児童支援員資格取得のための研修受講を促進します。

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
5 学童保育室での事業内容の周知方策
6 放課後子ども教室の実施計画

5 学童保育室での事業内容の周知方策

(1) 現 状

- ア 学童保育室職員と利用者（保護者）との間で意思疎通上の行き違い等が見受けられます。
- イ 児童の健全育成を図るにあたっては、地域との関係強化が求められています。

(2) 課 題

- ア 利用者（保護者）に対して、事業内容の周知や児童の様子をより多く伝える必要があります。
- イ 地域住民に対しては、日頃から良好な関係を保ち、地域との関わりを強くしていくことが必要です。

(3) 実施計画

- ア 学童保育室が発行している「学童だより」において、わかり易く事業内容を周知します。また、保護者面談や日常のお迎え時、連絡帳等を活用し、児童一人ひとりの様子を伝えていきます。
- イ 地域に対しては、学童保育室職員側からの挨拶の励行をはじめ、地元の商店との交流などにより、学童保育室における児童の成長や事業内容の周知を進めます。

6 放課後子ども教室の実施計画

(1) 現 状

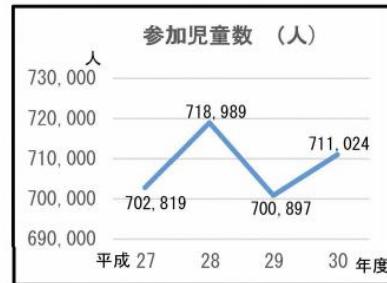
- ア 全学年（1～6年生）実施校数が平成27年度の57校から68校（令和2年2月時点）に増加しただけでなく、対象学年が拡大したこともあり、登録児童数も増えています。
- イ 平成29年度から、夏休み期間を8月25日までから31日までに6日間延長し、登校日数が減ったことにより、1校あたりの開催日数と参加児童数が一時的に減少しましたが、平成30年度は、全学年実施校が増えたこともあり、開催日数も参加児童数も増加に転じています。
- ウ 体験プログラム等の内容が充実し、様々な学びや体験・交流の機会が広がっています。
- エ 夏休み中の子どもの居場所として、平成28年度から平成30年度までは4校、令和元年度は6校で夏休み期間中に放課後子ども教室を実施しました。

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
6 放課後子ども教室の実施計画

放課後子ども教室実施状況 (各年度末現在)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全学年実施校数	57	60	63	66	68
開催日数(1校あたり)	172	171	166	168	
登録児童数(人)	26,042	26,905	27,618	28,073	
在籍児童数(人)	31,322	31,434	31,393	31,669	
登録率(%)	83.14	85.59	87.98	88.65	
参加児童数(人)	702,819	718,989	700,897	711,024	
週 5 日開催校数	68	68	68	68	
学校図書館開催校数	69	69	69	69	

※在籍児童数は5月1日現在



(2) 課題

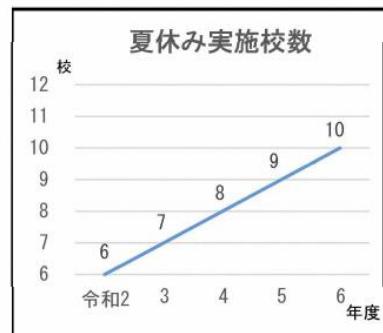
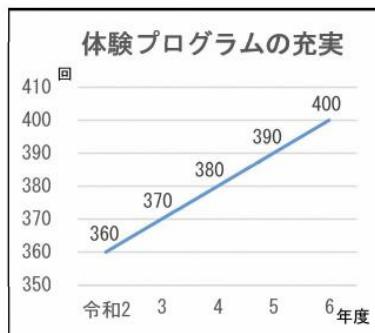
- ア 一部学年末実施校があり、すべての児童へ安全安心な放課後等の居場所の提供に至っていないため、全校での全学年実施が必要です。
- イ 多様な体験ができるよう、様々な団体等と協働していますが、さらなる体力向上や読書啓発、また新たな視点として国際化、ICT 教育につながる魅力あるプログラムを企画・実施することが必要です。そのためにも協力団体の開拓や地域人材を発掘し、活動の参画を促すことが重要です。
- ウ 未登録児童が登録しない理由を調査し、事業の認知度が低いということであれば、改めて周知して勧奨する必要があります。
- エ 夏休み期間中の放課後子ども教室については、既実施校の継続と新規実施校の拡大に向けた支援が必要です。

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
6 放課後子ども教室の実施計画

(3) 実施計画

全ての児童に安全安心な放課後の居場所を提供するとともに、さらに体験活動を通じて、心身ともにたくましい成長を支援するため、以下のとおり計画的に整備・充実させていきます。

年度別目標		校数または回数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 全学年実施校数		68	68	全校	全校	全校
② 体験プログラムの充実		360	370	380	390	400
③ 夏休み実施校数		6	7	8	9	10



第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
7 学童保育室と放課後子ども教室の一体的実施と連携強化

7 学童保育室と放課後子ども教室の一体的実施と連携強化

(1) 現 状

- ア 学童保育室は、平成27年度からの4年間で、民設を含めて8室、定員では302名分増設しました。そのうち4室を学校内に整備しました。平成30年度末現在で、全小学校69校中30校、学童保育室数では31か所(38室)を「一体型」として実施しています。
- イ 放課後子ども教室は、登録児童を対象として教室や校庭、体育館、学校図書館等のスペースを学校教育に支障のない範囲で放課後の時間帯に活用して実施しているため、校内設置、校外設置を問わず、学童保育室に在籍している児童も参加しています。放課後子ども教室に参加した後に学童保育室へ安心して登室することができるよう、連携体制を整えています。

<主な連携>

- ・学童保育室職員と放課後子ども教室スタッフ、学校による情報連絡会を年1回開催
- ・放課後子ども教室の利用案内や「小学生のための放課後すごし方ガイド」の配付による保護者への両事業の周知
- ・学校長や関係団体の代表が集う「放課後子ども教室運営委員会」や「ブロック会議」、学童保育室と放課後子ども教室の関係所管による「放課後子ども教室推進連絡会」を定期的に開催し、情報共有を図っています。

(2) 課 題

- ア 学童保育室の校内への整備(一体型)については、小学校の適正配置や改築状況、また、既存校舎における余裕教室や敷地内における建設用地の創出が前提条件となります。さらに、開かれた学校づくり協議会等、地域の方々へ丁寧に説明し、理解を得る必要があります。
- イ 開催日によって、放課後子ども教室に参加する児童の一時的な増加が見込まれる場合や、活動する場(校庭と学校図書館等)の距離が離れていることなど、児童の安全を見守るまでの万全な態勢をとることが難しい場合があります。学校と密に協議する必要があります。
- ウ 一体型の拡大のためには、小学校適正配置等の整備状況を踏まえる必要があります。学校の協力と関係所管の情報共有を行うため、「放課後子ども教室推進連絡会」等を活用し、実施に向けた検討が必要です。

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
 7 学童保育室と放課後子ども教室の一体的実施と連携強化

(3) 実施計画

一体型または連携のための会議体開催回数 単位:回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ブロック会議	13	13	13	13	13
運営委員会	1	1	1	1	1
推進連絡会	6	6	6	6	6

一体型実施校数 単位:校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型による実施校	31	*			▶

* 小学校適正配置等の整備状況にあわせて実施していく。

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
8 特別な配慮を必要とする児童への対応

8 特別な配慮を必要とする児童への対応

(1) 学童保育室

ア 現状

- (ア) 発達支援児や食物アレルギー対応等が必要な児童に対し、高度な対応が求められています。
- (イ) 児童の状況等における、より詳細な把握が必要となっています。

イ 課題

- (ア) 学童保育室職員に対する専門研修だけではなく、現地指導等も必要です。
- (イ) 学校や専門機関等の関係機関との緊密な連携が必要となっています。

ウ 実施計画

以下のとおり取り組みます。

項目	内 容
現地指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職（心理）による学童保育室の巡回研修を実施 ・新規採用者に放課後児童支援員の資格取得を推奨（各学童保育室職員の4分の3以上が有資格者となることをめざす）
関係機関との緊密な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育室と学校・専門機関等の連絡会議を問題発生時に早期開催 ・対象児童に応じた関係機関とのケース会議で対応策を検討
放課後等 デイサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・主に特別支援学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休業中に、発達や生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービス施設の整備については、3年毎に改定する「足立区障がい児福祉計画」において進捗管理

(2) 放課後子ども教室

ア 現状

- (ア) 放課後子ども教室では、特別支援学級の児童や外国語のみを話す児童が利用登録をする前に保護者と面談し、放課後子ども教室の内容や個別対応が行えない旨の合意がとれた児童が参加しています。
- (イ) 放課後子ども教室では、他の児童と度々トラブルをおこすなど、対応に苦慮するケースがあります。活動中のトラブルに対しては、学校の協力を得ながら、実行委員会と(公財)足立区生涯学習振興公社が連携して対応しています。

第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画
 8 特別な配慮を必要とする児童への対応

イ 課題

(ア) 特別な配慮を必要とする児童の受け入れの際には、学校の協力を得て、事業の内容などを丁寧に説明する必要があります。

(イ) スタッフに対しては、こども支援センターげんき等、専門機関や相談員等の助言を受けることの出来る仕組みづくりや、学校及び関係機関との連携体制を強化する必要があります。さらに、「子どもとの接し方」に関する研修を放課後子ども教室の運営を行ううえで年1回は受講することを義務付ける必要があります。

ウ 実施計画

「子どもとの接し方研修」の実施		単位:回				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもとの接し方研修 【対象】放課後子ども教室スタッフ		1	1	1	1	1

※2年間でスタッフ全員が受講できるよう、フォロー研修なども組み込み研修計画をたてていく。

令和2年3月発行

発 行 足立区教育委員会

編 集 足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども政策課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5795

令和2年3月